

錦江町こども計画 素案

令和7年1月

～目 次～

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の対象	4
5 計画の策定体制	4
第2章 錦江町を取り巻く状況	5
1 少子化の動向	5
2 世帯の状況	11
3 労働力の状況	13
4 母子保健に関する状況	15
5 子育て支援施設等の状況	18
6 アンケート調査結果概要	19
第3章 第2期計画の実施状況と本町の課題	38
1 教育・保育の実施状況	38
2 地域子ども・子育て支援事業の実施状況	39
3 各施策・事業の実施状況	43
4 次期計画に向けての本町の課題	53
第4章 基本理念、基本目標について	56
1 基本理念	56
2 基本目標	57
3 施策の体系	58
第5章 施策の展開	59
I ライフステージ別の施策	59
II ライフステージを通じた施策	74
III 子育て当事者への支援に関する施策	80
第6章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画）	84
1 教育・保育提供区域と量の見込みの設定について	84
2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	87
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	89
4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	101
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	101

第7章 放課後児童対策	102
第8章 計画の推進体制	104
1 計画の推進体制	104
2 計画の進捗管理	104

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) これまでのこどもに関する福祉行政の取組

近年の我が国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」(平成17年施行)、「子ども・子育て支援法」(平成27年施行)をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。

こどもの健やかな成長を支援するこども・子育て支援の取組のみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取組が進められています。

【こども支援を取り巻く主な法令等】

☆ 少子化社会対策基本法 (H15.9.1 施行)

→同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定

☆ 次世代育成支援対策推進法 (H17.4.1 施行)

※当初10年間の時限法として成立したが、令和6年度まで有効期限が延長(現在は計画策定は任意化)

☆ 子ども・若者育成支援推進法 (H22.4.1 施行)

→同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」(H22.10)策定

☆ 子どもの貧困対策の推進に関する法律 (H26.1.17 施行)

→同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」(H26.8)策定

☆ 子ども・子育て支援法 (H27.4.1 施行)

(2) こどもを取り巻く環境の現状

我が国ではこどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少が与える貧困世帯での学習環境の悪化、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立、女性のL字カーブ問題等のこどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

(3) こども支援の新たな枠組みのスタートと近年の動向

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。

●こども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

●こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務化
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

子ども・若者計画

子どもの貧困対策計画

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

●こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

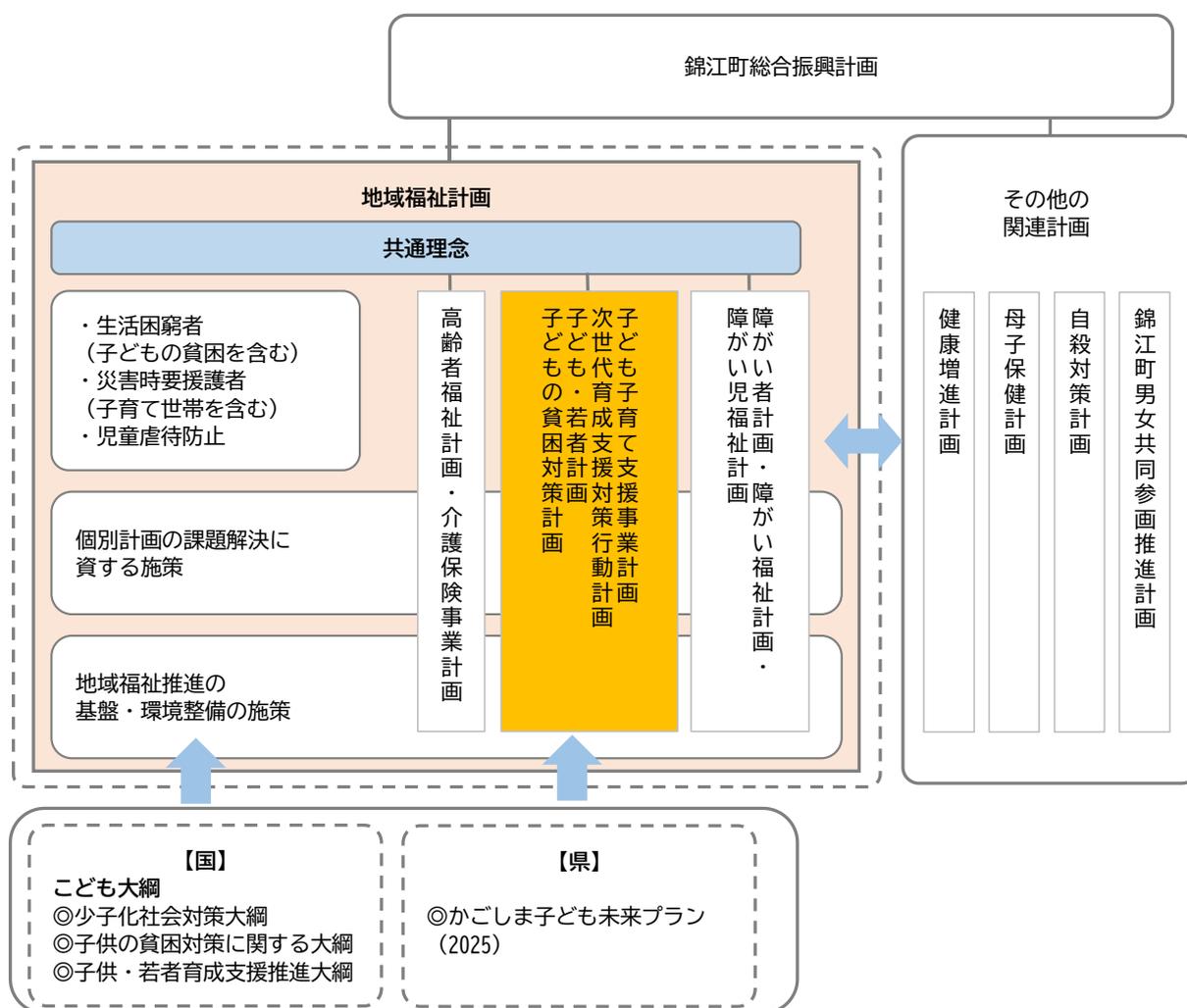
また、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的として、児童福祉法等の一部が改正（令和6年4月1日施行）されるなど法整備が進められています。

そして、令和5年6月13日には「こども未来戦略方針」が閣議決定され、児童手当や育児休業給付の拡充、保育の拡充など少子化対策の更なる強化も進められています。

2 計画の位置づけ

現行計画である「第2期錦江町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村次世代育成支援対策行動計画」として策定していました。さらに、「新・放課後子ども総合プラン」についても包括的に盛り込んでいます。

新たな計画となる「錦江町こども計画」では、国のこども大綱やこども基本法を勘案し、現行計画に新たに子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する市町村計画を包含し、こども施策を総合的に推進するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢や国の動向、町の状況の変化など、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

国の「こども基本法」では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』との明記がされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援会議

本計画の内容を審議するため、「子ども・子育て支援法」第72条の規定に基づき「錦江町子ども・子育て会議」を設置し、子どもの保護者、学識経験者、教育委員会、事業所、子ども・子育て支援に関する従事者、公募による町民などの委員による議論を行います。

(2) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

町民の子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握することを目的として「子ども・子育て支援に関する調査」を本町在住のすべての就学前児童及び就学児童を対象に調査を実施しました。また、子どもや若者自身の生活状況や意識等の実態を把握することを目的として、16歳から39歳までの町民500名（無作為抽出）を対象に調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和7年1月に、計画素案をホームページ等で公表し、町民からの計画内容全般に関する意見募集を行います。

《本計画における「こども」表記について》

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念において、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう「こども」表記がされているため、本計画においては、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

※特別な場合とは、例えば、

- ・法令に根拠がある語を用いる場合
- ・固有名詞を用いる場合
- ・他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合 など

第2章 錦江町を取り巻く状況

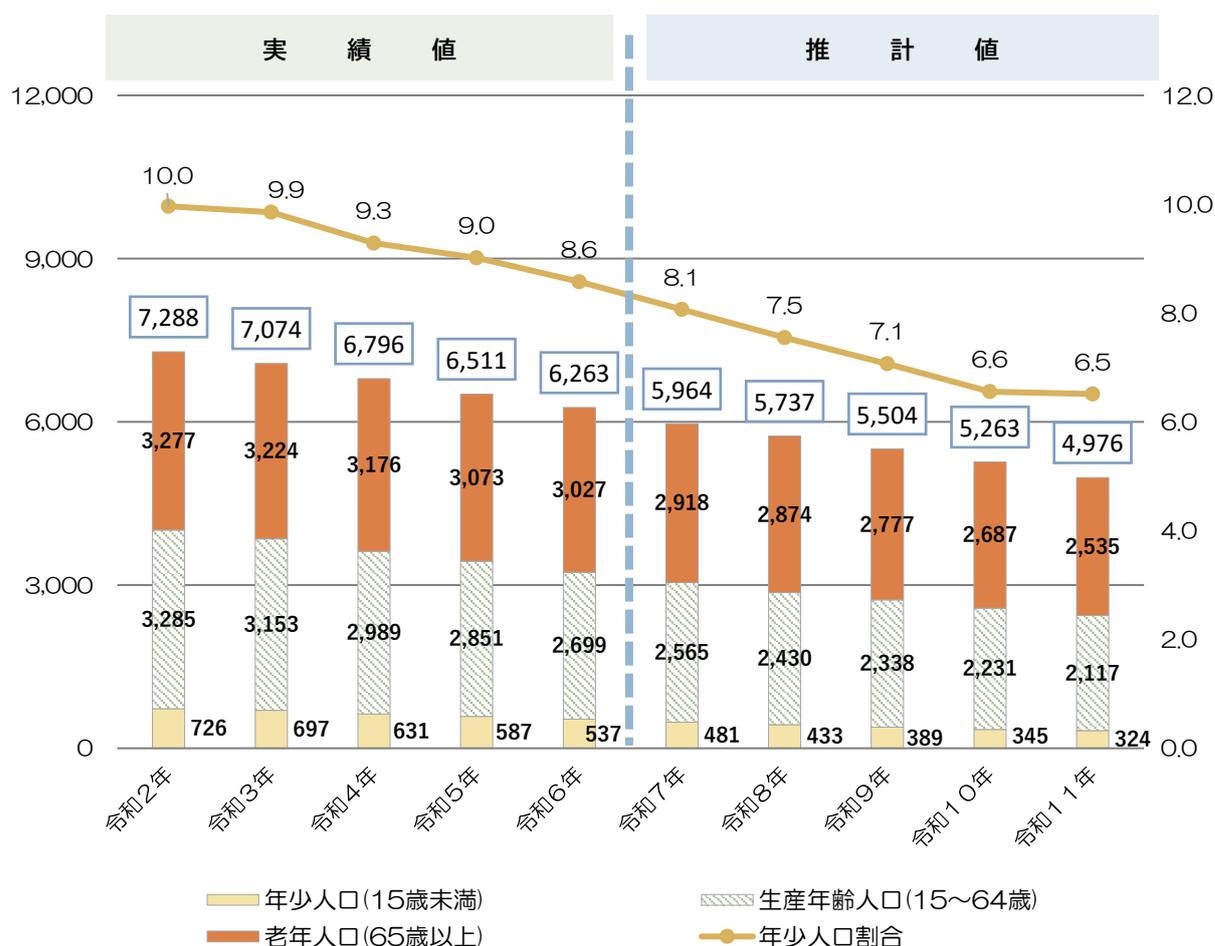
1 少子化の動向

(1) 総人口と年少人口の推移と将来推計

錦江町の総人口は、令和6年4月1日現在6,263人となっており、年々減少傾向にあります。令和2年と令和6年を比較すると、総人口は1,025人減少しています。今後も減少傾向で推移すると予測され、計画最終年度である令和11年には5,000人を切ると見込まれています。

総人口のうち15歳未満（年少人口）の割合をみると、令和6年時点では8.6%と、令和2年から1.4ポイント減少しており、今後も減少傾向で推移すると予測されます。

【総人口と年齢3区分の推移と推計】



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

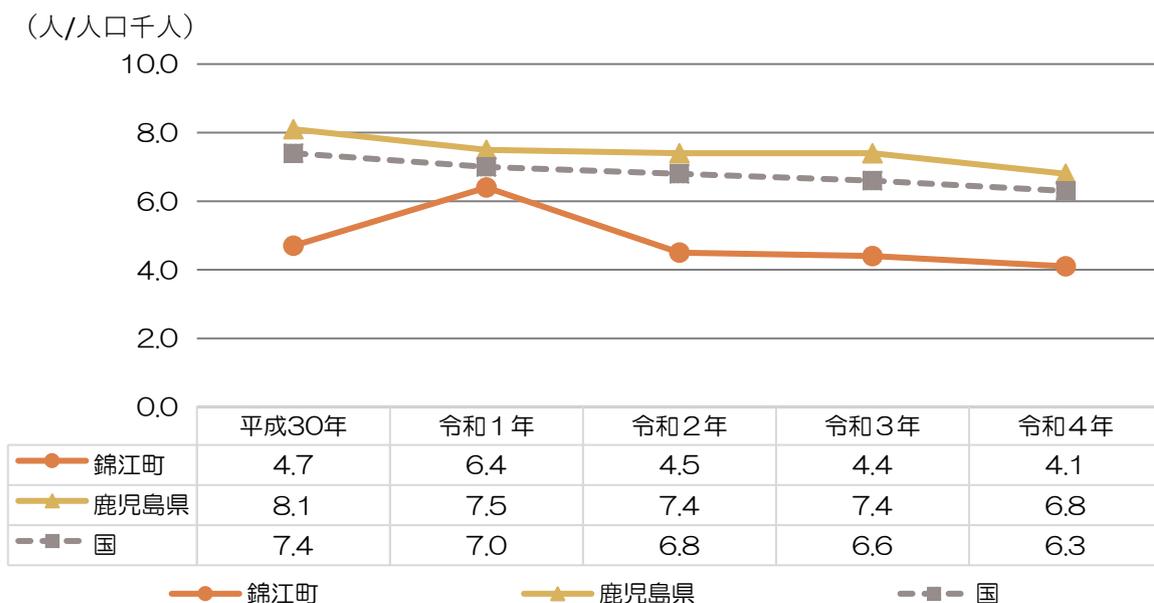
※〈推計値〉令和2～6年の実績人口を基にコーホート変化率を用いて算出

(2) 出生の動向

人口千人あたりの出生率は、平成30年から令和1年にかけて1.7ポイント上昇しましたが、以降は減少傾向にあり令和4年では4.1となっています。出生率は、鹿児島県や国と比較して低い水準で推移しています。

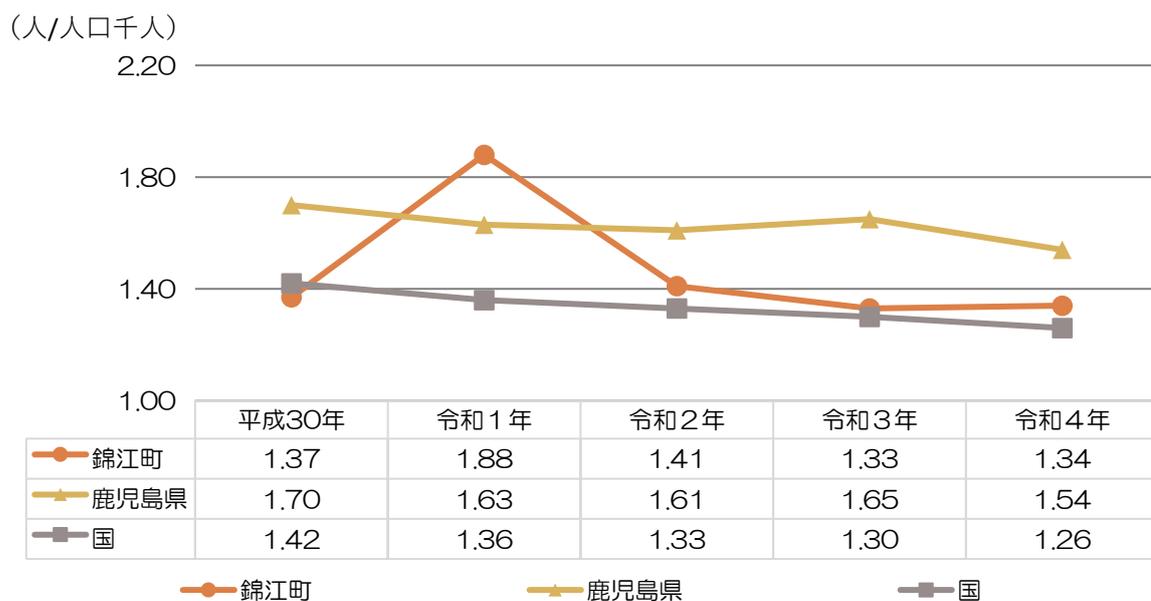
また、一人の女性が一生の間に生むこどもの数の平均を示す合計特殊出生率については、近年1.3前後で推移しており、鹿児島県より低く、国より高い水準となっています。

【出生率の推移】



資料：鹿児島県人口動態統計

【合計特殊出生率の推移】



資料：鹿児島県人口動態統計

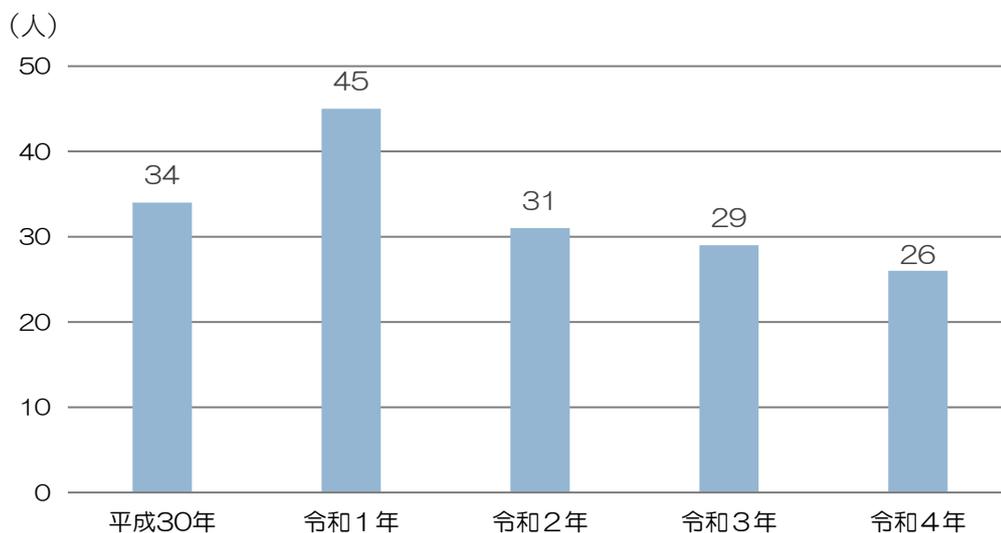
※国や県が示す算出方法で本町が独自で算出
 ※算出基準日が異なる場合、差異が発生することがあります

(3) 出生数及び母の年齢別出生数の推移

出生数は令和1年では45人となりましたが、令和2年以降は30前後で推移しています。

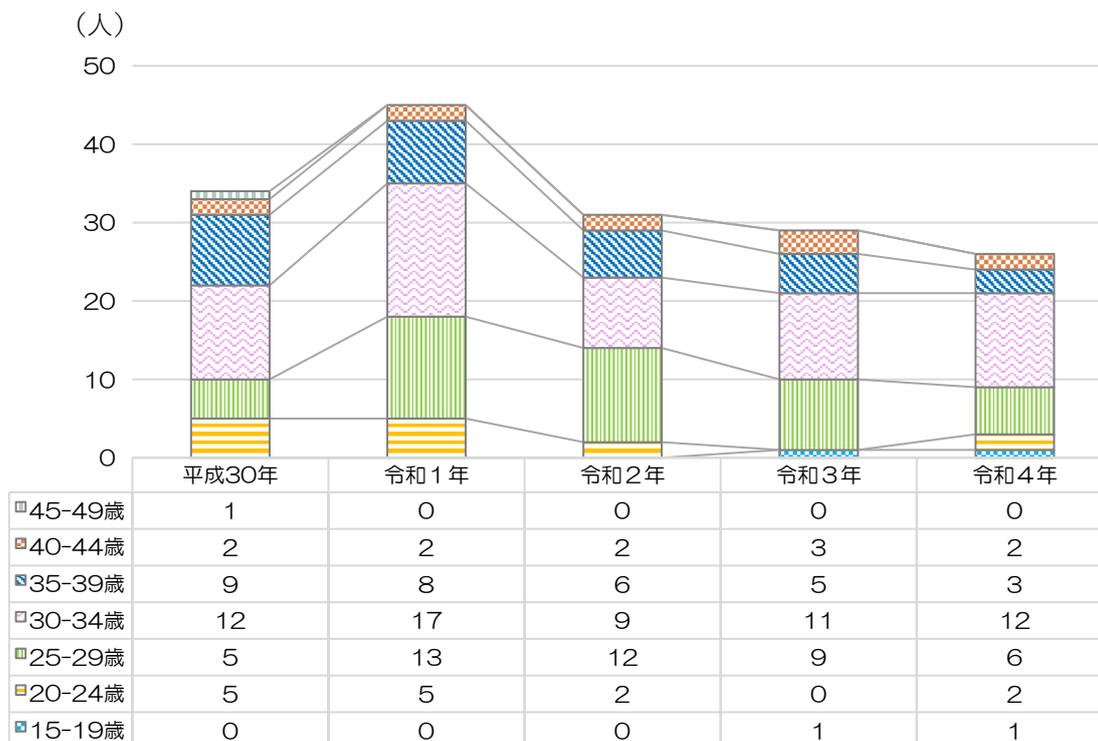
母親の年齢別出生数の推移をみると、令和2年以降では25～29歳の出生数は減少傾向にある一方で、30～34歳は増加傾向にあります。

【出生数の推移】



資料：鹿児島県人口動態統計

【母親の年齢別出生数の推移】



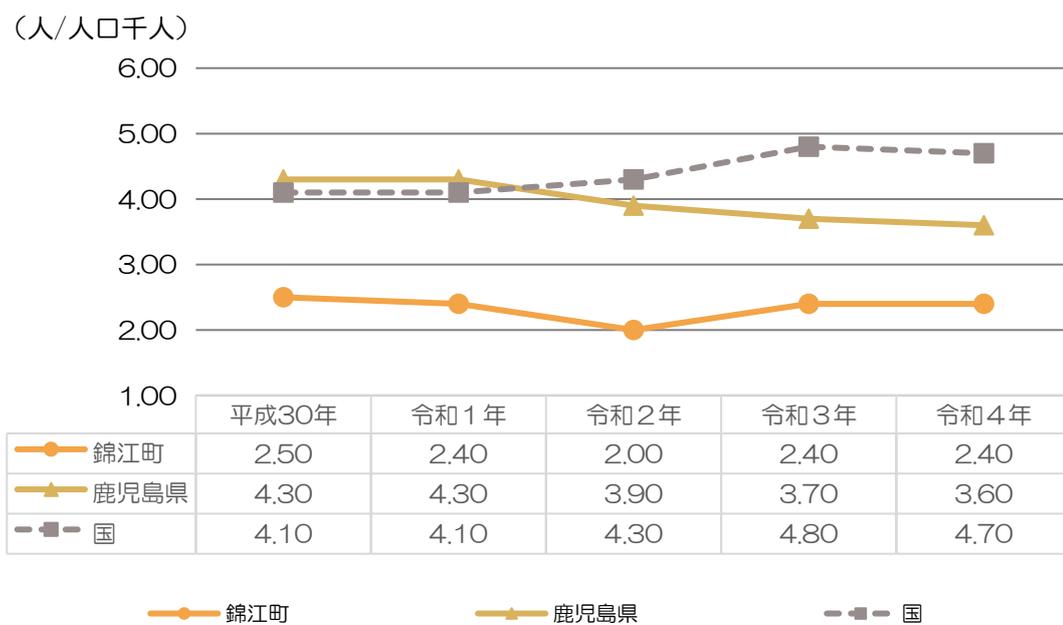
資料：鹿児島県人口動態統計

(4) 婚姻、離婚の動向

人口千人あたりの婚姻率は、令和2年で一時減少しましたが、概ね2.4前後で推移しています。鹿児島県や国と比較すると、低い水準で推移しています。

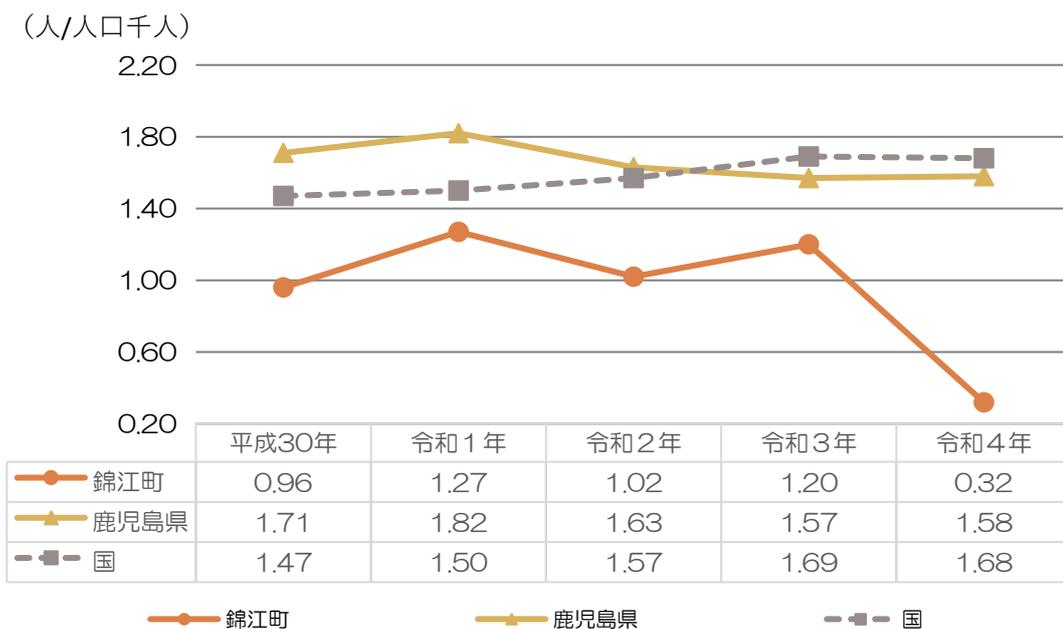
離婚率をみると、令和4年では0.32まで減少していますが、概ね1.0~1.2前後で推移しています。離婚率は鹿児島県や国を下回っています。

【婚姻率の推移】



資料：鹿児島県人口動態統計

【離婚率の推移】



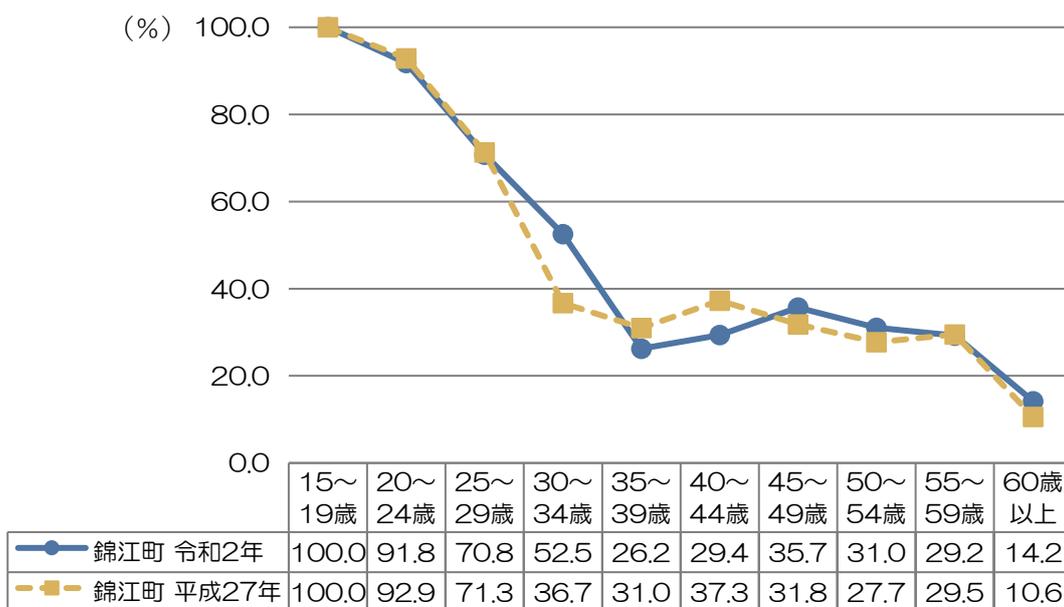
資料：鹿児島県人口動態統計

(5) 未婚率の推移と比較

男性の未婚率は、平成27年と比較して、30～34歳では15.8ポイント上昇しています。一方で、35～39歳では4.8ポイント、40～44歳では7.9ポイント減少しています。45歳以上の未婚率は、鹿児島県や国と比較して高い水準となっています。

【未婚率の推移と比較（男性）】

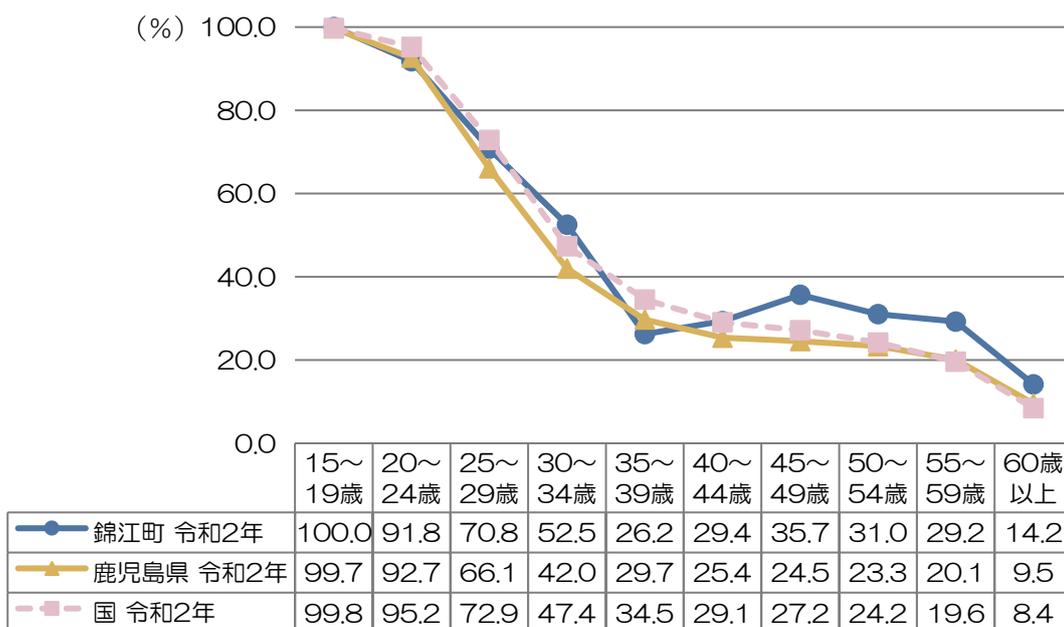
前回（平成27年）比較



資料：国勢調査

【未婚率の推移と比較（男性）】

県・国比較



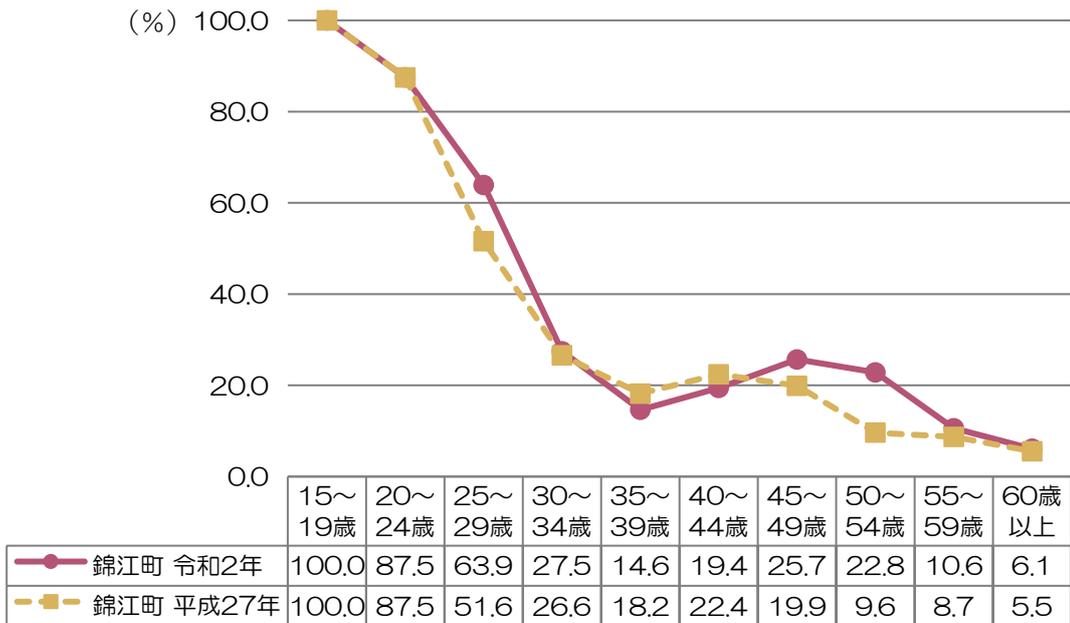
資料：国勢調査

女性の未婚率は、平成27年と比較して、25～29歳で12.3ポイント、50～54歳で13.2ポイントと大幅に上昇しています。

鹿児島県や国と比較すると、30歳から39歳までは低い水準にありますが、45歳から54歳においては県や国を上回っています。

【未婚率の推移と比較（女性）】

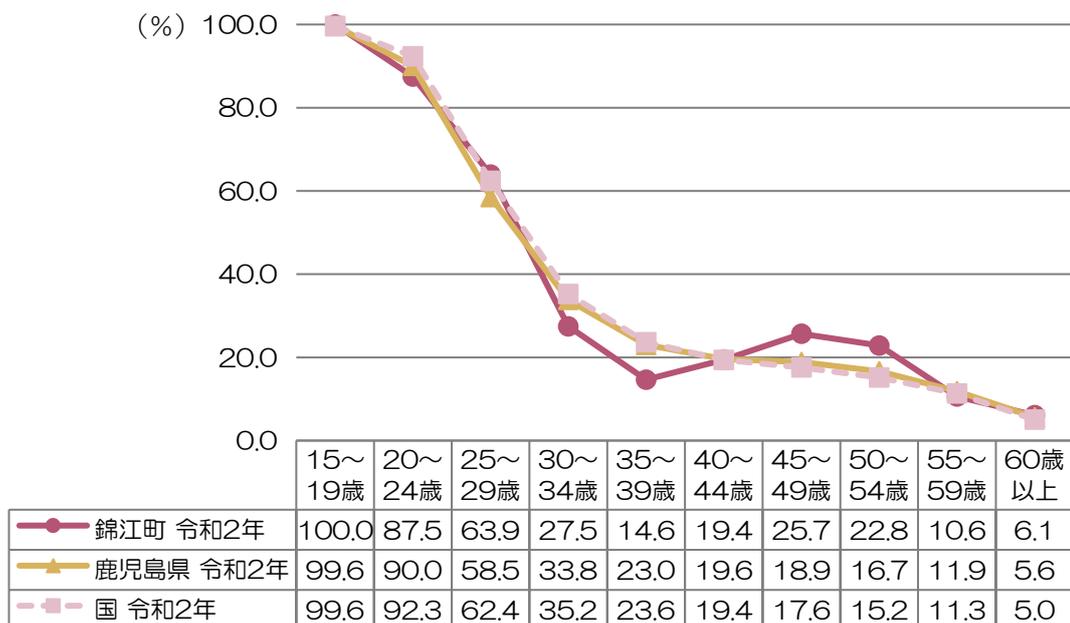
前回（平成27年）比較



資料：国勢調査

【未婚率の推移と比較（女性）】

県・国比較



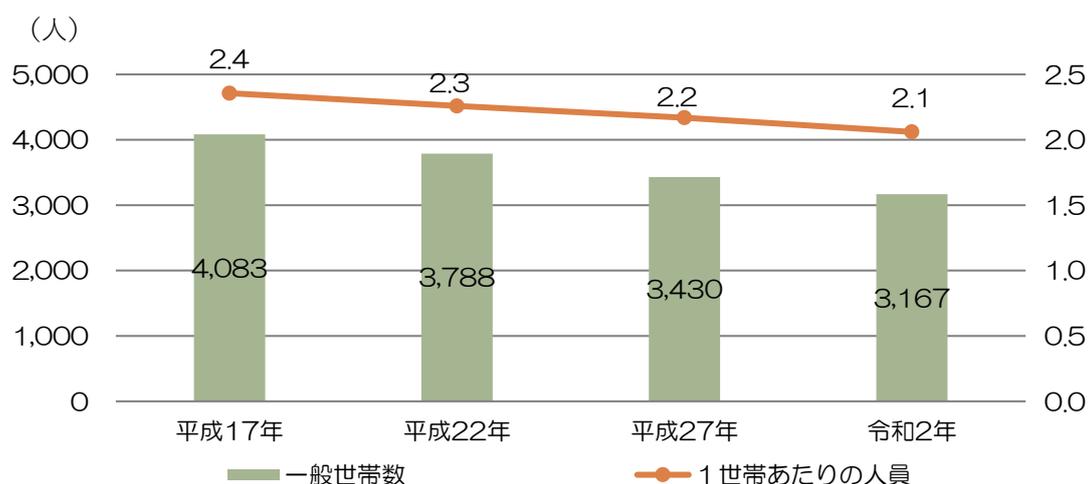
資料：国勢調査

2 世帯の状況

(1) 一般世帯数及び1世帯あたりの人員の推移

一般世帯数は、令和2年時点で3,167世帯と、平成17年と比較して916世帯減少しています。1世帯あたりの人員は、令和2年では2.1人で平成17年より0.3ポイント減少しています。

【一般世帯数及び1世帯あたりの人員の推移】



資料：国勢調査

(2) 世帯の家族類型の推移

世帯の家族類型について、家族世帯は減少傾向にあります。単独世帯は平成17年からほぼ横ばいで推移しています。また、父子世帯はほぼ横ばいで推移しており、母子世帯は年々減少しています。

【世帯の家族類型】

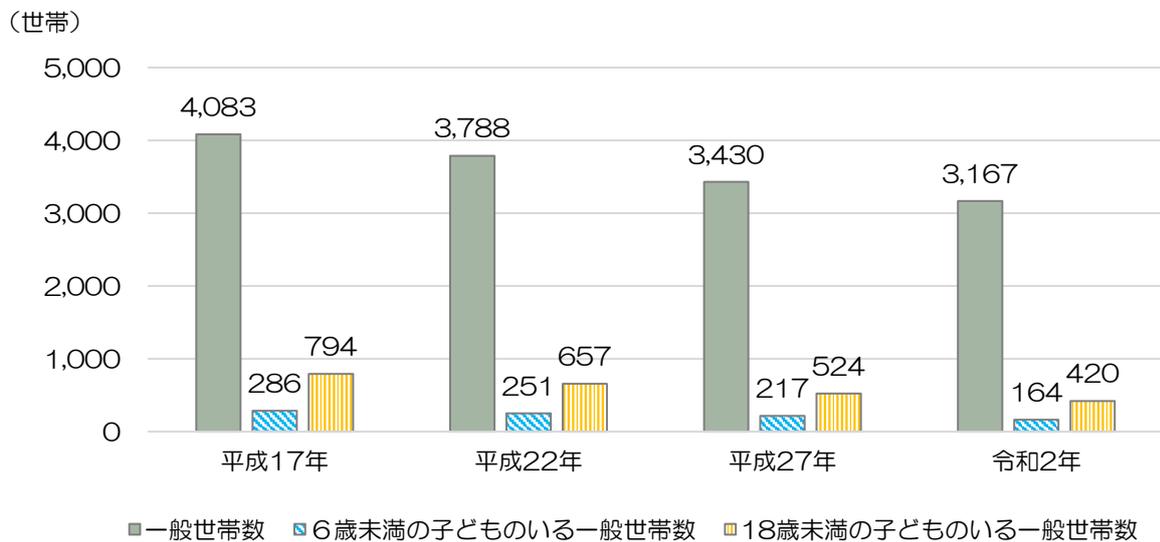
区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	4,083	3,788	3,430	3,167
A 家族世帯	2,905	2,636	2,306	1,983
I 核家族世帯	2,498	2,302	2,058	1,800
(1) 夫婦のみ	1,192	1,085	1,002	923
(2) 夫婦と子ども	946	826	687	588
(3) 男親と子ども	64	68	70	58
(4) 女親と子ども	296	323	299	231
II その他の親族世帯	407	334	248	183
B 非親族世帯	5	11	14	12
C 単独世帯	1,173	1,139	1,110	1,172
父子世帯(再掲)	9	11	12	9
母子世帯(再掲)	50	45	37	28

資料：国勢調査

(3) 6歳未満、18歳未満のこどものいる一般世帯数の推移

6歳未満のこどものいる一般世帯数は令和2年で164世帯となり、平成17年から122世帯減少しています。また、18歳未満のこどものいる一般世帯数は令和2年で420世帯と、374世帯減少しています。

【6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移】



資料：国勢調査

3 労働力の状況

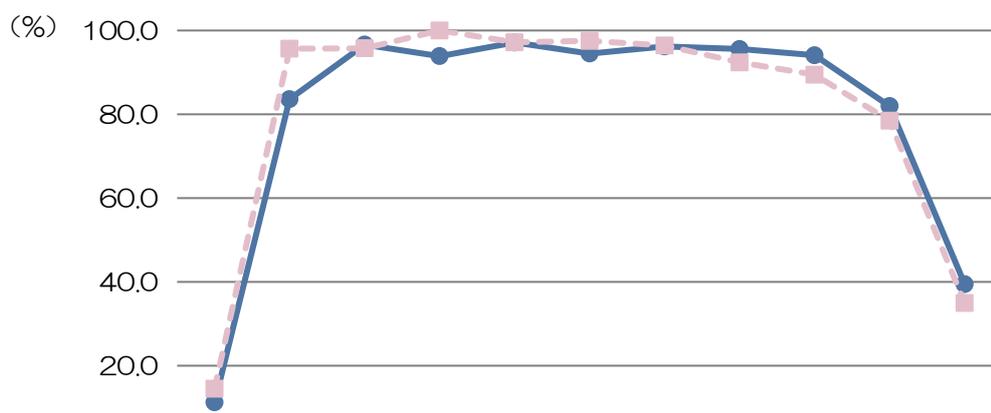
(1) 男性の年齢別労働力率の推移

男性の年齢別労働力率は、平成27年と比較して20～24歳では12.1ポイント、30～34歳では6.1ポイント大きく減少しています。一方、50歳以上では概ね前回を上回っています。

鹿児島県や国と比較して20～24歳の労働力率がやや高い傾向にありますが、その他の年代では概ね同水準となっています。

【年齢別労働力の比較（男性）】

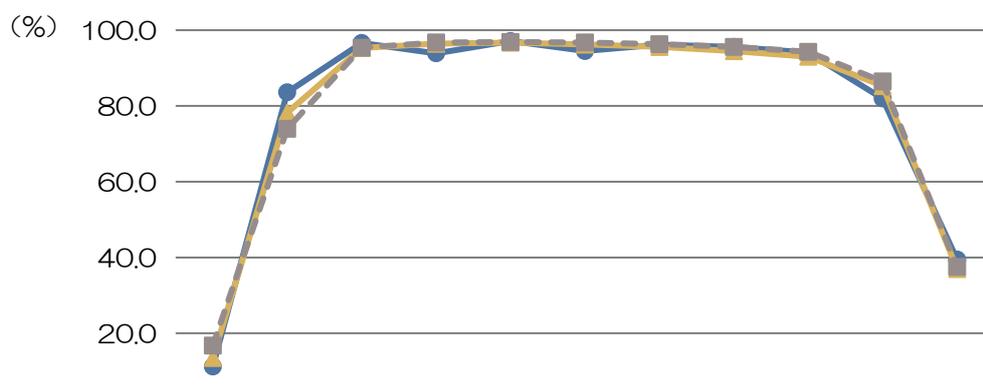
前回（平成27年）比較



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
● 錦江町 令和2年	11.2	83.6	96.6	93.9	97.1	94.5	96.2	95.6	94.1	82.0	39.4
■ 錦江町 平成27年	14.5	95.7	95.7	100.0	97.2	97.5	96.4	92.4	89.4	78.5	34.9

【年齢別労働力の比較（男性）】

（国・県比較）



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
● 錦江町 令和2年	11.2	83.6	96.6	93.9	97.1	94.5	96.2	95.6	94.1	82.0	39.4
▲ 鹿児島県 令和2年	13.5	78.2	95.3	96.4	96.7	96.2	95.6	94.5	93.0	85.3	37.0
■ 国 令和2年	16.7	74.0	95.4	96.8	96.9	96.8	96.3	95.6	94.3	86.5	37.5

資料：国勢調査

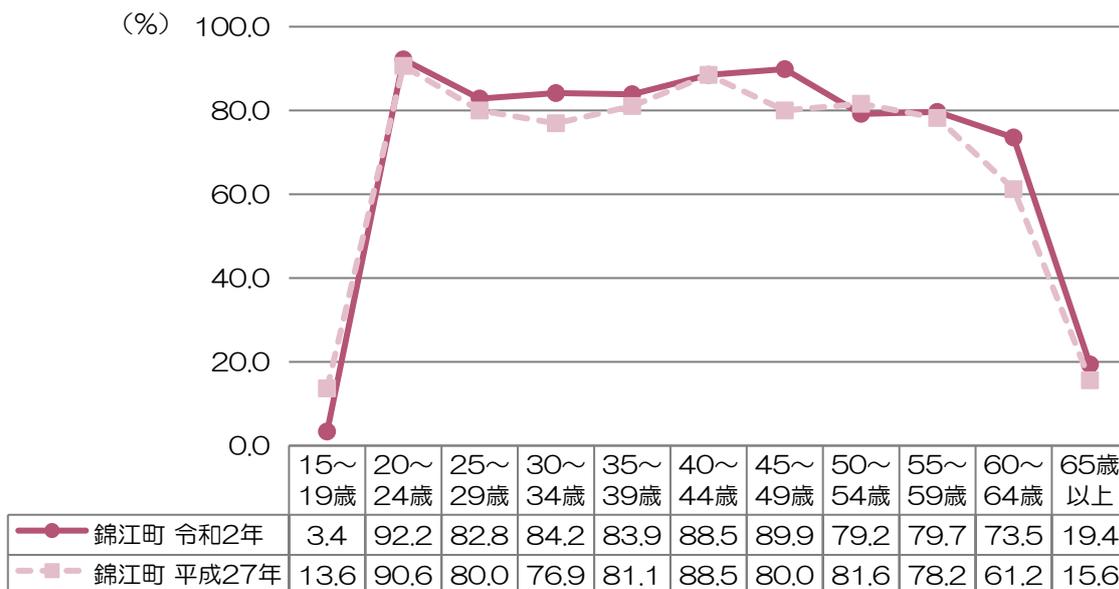
(2) 女性の年齢別労働力率の推移

令和2年の女性の年齢別労働力率は、15～19歳で10.2ポイント減少がみられるものの、その他の年齢では概ね前回を上回っており、特に30～34歳、45～49歳、60～64歳の労働力率が大きく増加しています。

鹿児島県や国と比較すると、ほとんどの年代で本町の労働力率が上回っており、特に20～24歳が高い水準にあります。

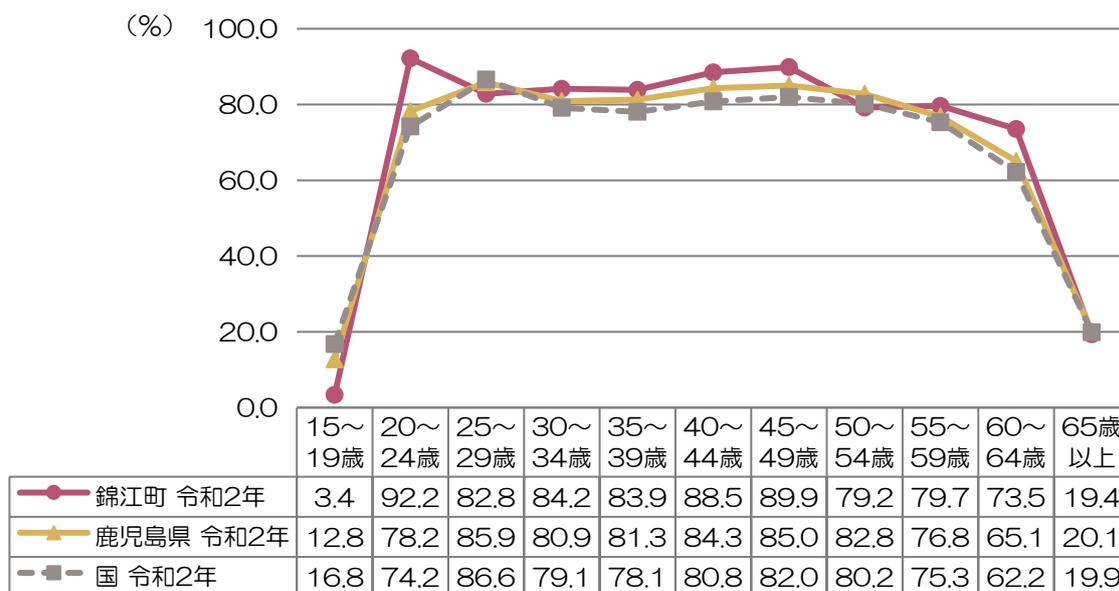
【年齢別労働力の比較（女性）】

前回（平成27年）比較



【年齢別労働力の比較（女性）】

国・県比較

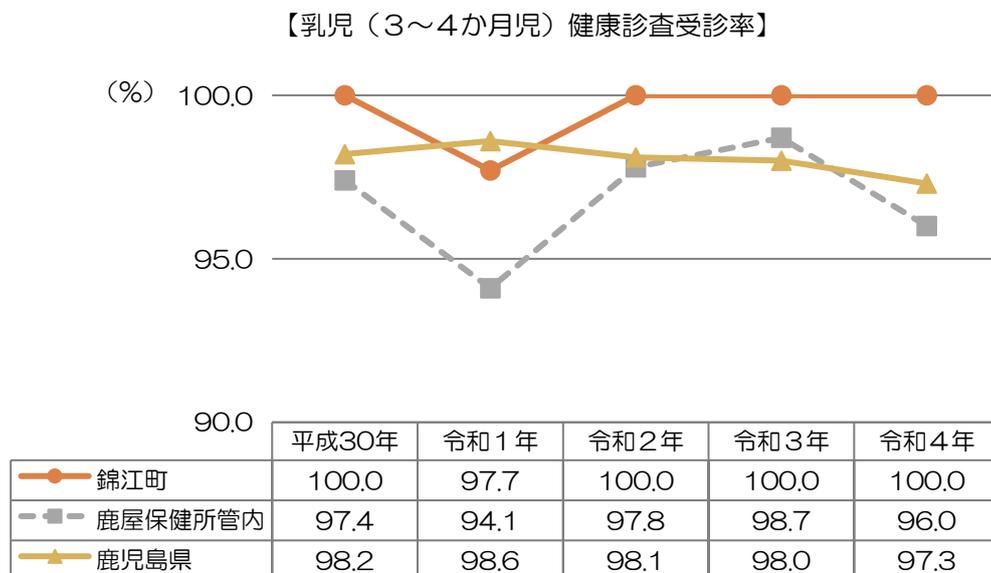


資料：国勢調査

4 母子保健に関する状況

(1) 乳児(3～4か月児)健康診査受診率

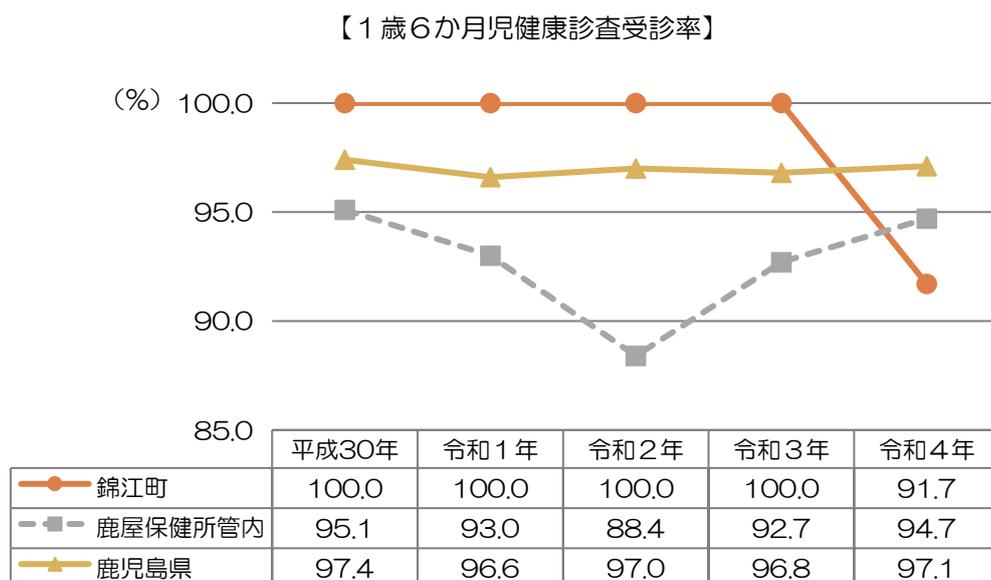
乳児(3～4か月児)健康診査受診率は、令和元年に一時97.7%まで減少しましたが、その後令和2年から令和4年では100%となっており、鹿屋保健所管内や鹿児島県を上回っています。



資料：鹿児島県母子保健統計

(2) 1歳6か月児健康診査受診率

1歳6か月児健康診査受診率は、令和3年までは100%と鹿児島県や国より高い水準にありましたが、令和4年に91.7%となり、鹿屋保健所管内や鹿児島県を下回っています。

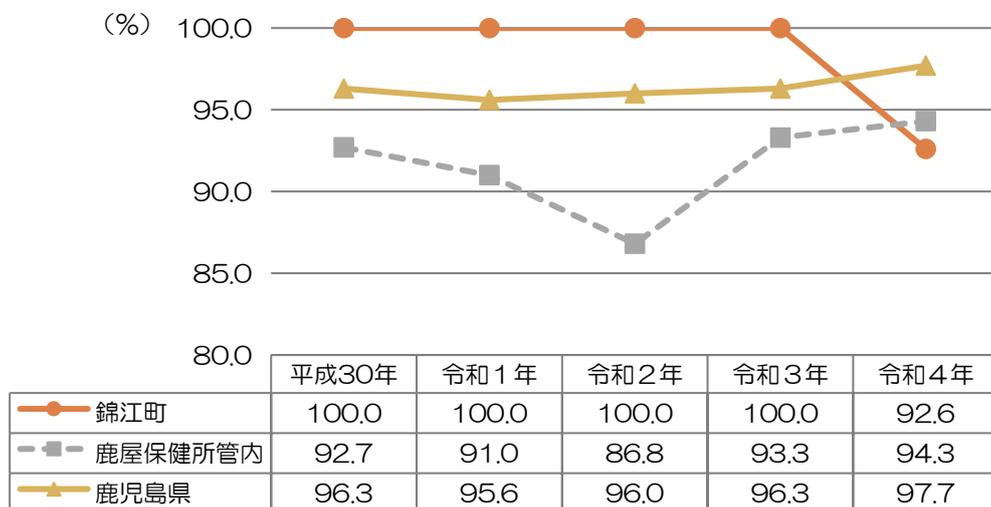


資料：鹿児島県母子保健統計

(3) 3歳児健康診査受診率

3歳児健康診査受診率は令和3年までは100%で、鹿児島県や国と比較して高い水準にありましたが、令和4年に92.6%となり、鹿屋保健所管内や鹿児島県を下回っています。

【3歳児健康診査受診率】

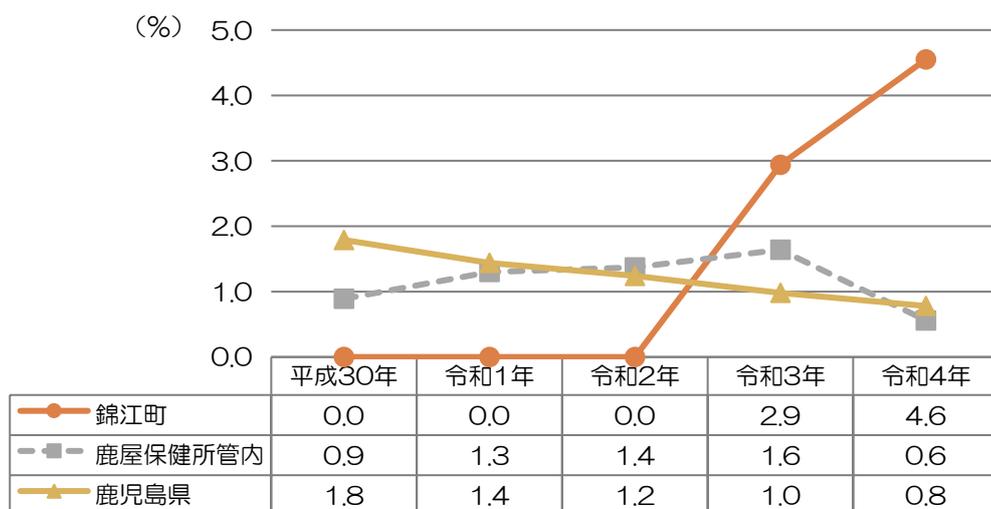


資料：鹿児島県母子保健統計

(4) 1歳6か月児むし歯有病者率

1歳6か月児のむし歯有病者率は令和2年までは0.0%でしたが、令和3年から上昇傾向にあり、令和4年では4.6%で平成30年以降最も高いむし歯有病者率となり、鹿屋保健所管内や鹿児島県を上回っています。

【1歳6か月児むし歯有病者率】

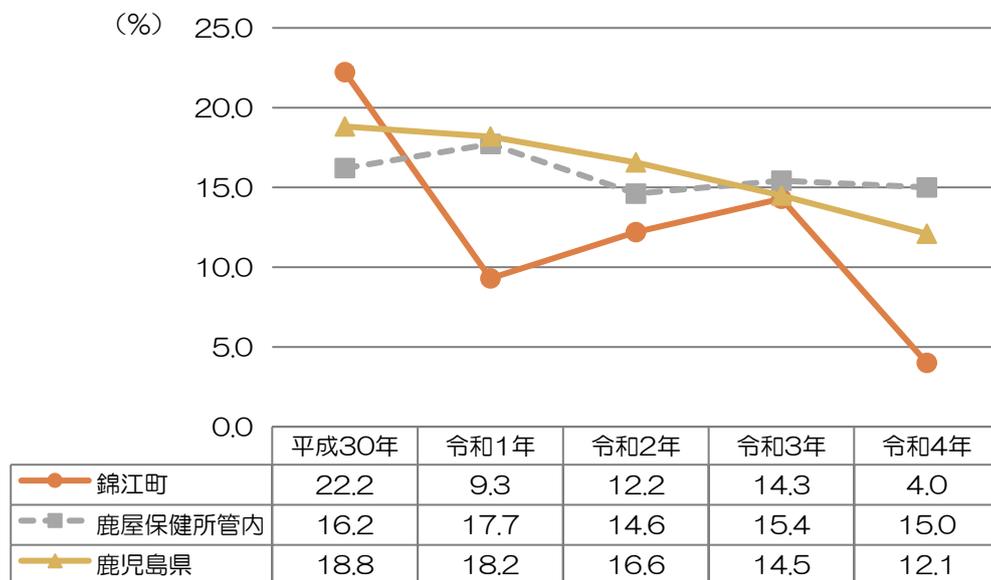


資料：鹿児島県母子保健統計

(5) 3歳児むし歯有病者率

3歳児のむし歯有病者率は、令和1年には9.3まで減少し、その後再び増加しましたが、令和4年では4.0と平成30年以降最も低いむし歯有病者率となっています。令和4年においては、鹿屋保健所管内や鹿児島県より低い水準となっています。

【3歳児むし歯有病者率】

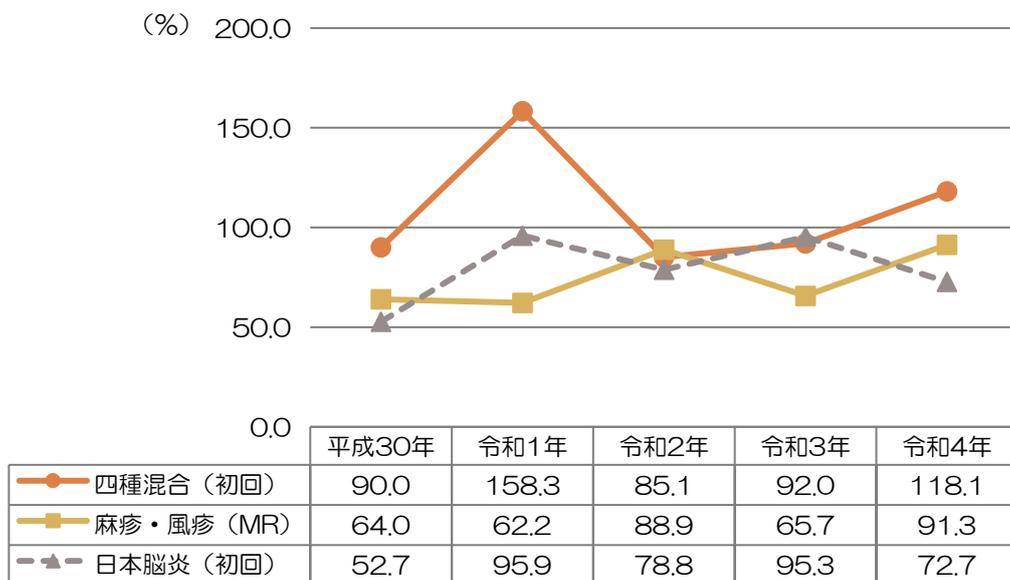


資料：鹿児島県母子保健統計

(6) 予防接種実施状況

本町における予防接種の実施状況は、以下の通りです。

【予防接種状況】



資料：鹿児島県母子保健統計

5 子育て支援施設等の状況

(1) 保育園の状況

No.	名称	定員数
1	法輪保育園	20人
2	めばえ保育園	-人

(2) 幼稚園の状況

No.	名称	定員数
1	田代幼稚園	40人

(3) 認定こども園の状況

No.	名称	定員数
1	認定こども園 大根占幼稚園	90人
2	認定こども園 田代こども園	45人

(4) 地域子育て支援センターの状況

No.	名称
1	大根占子育て支援センター
2	田代子育て支援センター

(5) 放課後児童クラブの状況

No.	名称	定員数
1	たけのこ学童クラブ	40人程度
2	法輪学童クラブ	10人程度
3	めばえ学童クラブ	10人
4	田代学童クラブ	35人程度

6 アンケート調査結果概要

(1) 調査実施時期

令和6年8月に実施

(2) 調査対象者及び調査方法

ア) 調査対象者

「就学前児童調査」 … 錦江町在住の就学前児童（末子を対象）の保護者

「就学児童調査」 … 錦江町在住の就学児童（末子を対象）の保護者

「こども・若者調査」 … 16歳から39歳の町民（無作為抽出）

イ) 調査方法

「就学前児童調査」 … 幼稚園・保育園等を通じた配布・回収、未就園児には郵送による
配付・回収

「就学児童調査」 … 郵送による配布・回収

「こども・若者調査」 … 郵送による配付・インターネットによる回収

(3) 対象世帯数、有効回答数、有効回答率

	対象世帯数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	125件	83件	66.4%
就学児童保護者	175件	81件	46.3%
こども・若者	500件	114件	22.8%

(4) 集計処理について

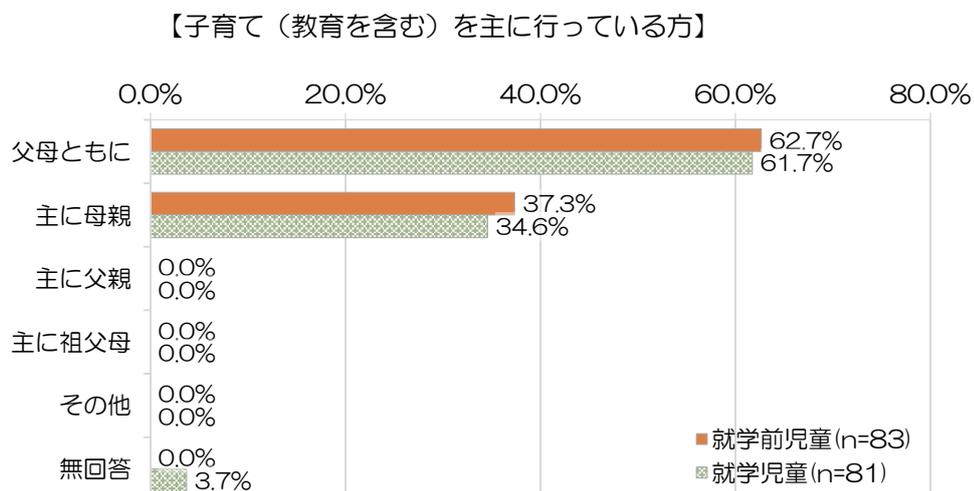
- ・グラフ中の「n=」は、母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。
- ・集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答の場合は、回答者実数より多くなっている場合があります。

(5) 調査結果概要

①子ども子育て支援事業ニーズ調査結果（就学前児童保護者・就学児童保護者）

ア) 子育て（教育を含む）を主に行っている方

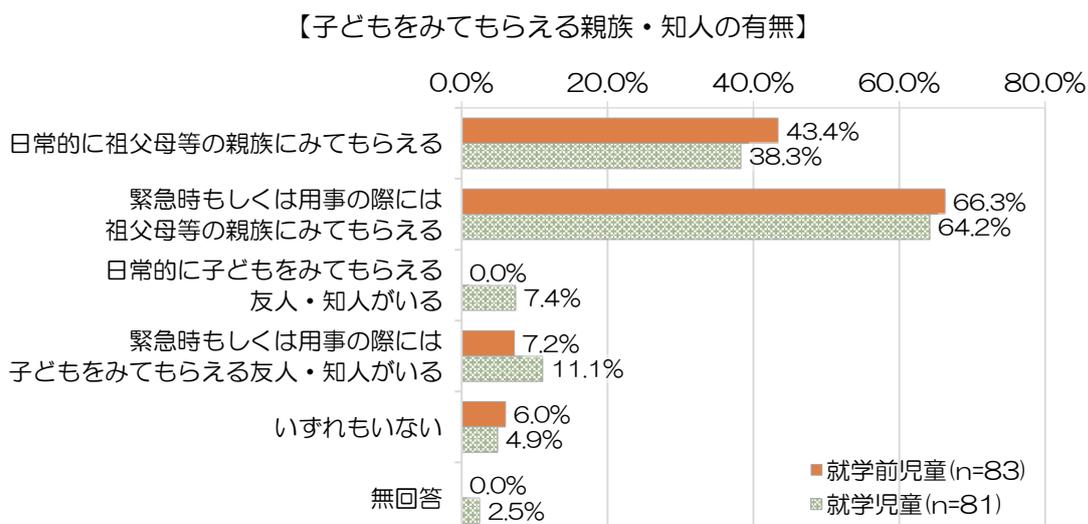
子育て（教育を含む）を主に行っている方について、就学前・就学児童いずれも「父母ともに」が6割と最も高く、次いで「主に母親」となっています。



イ) 子どもの育ちをめぐる環境

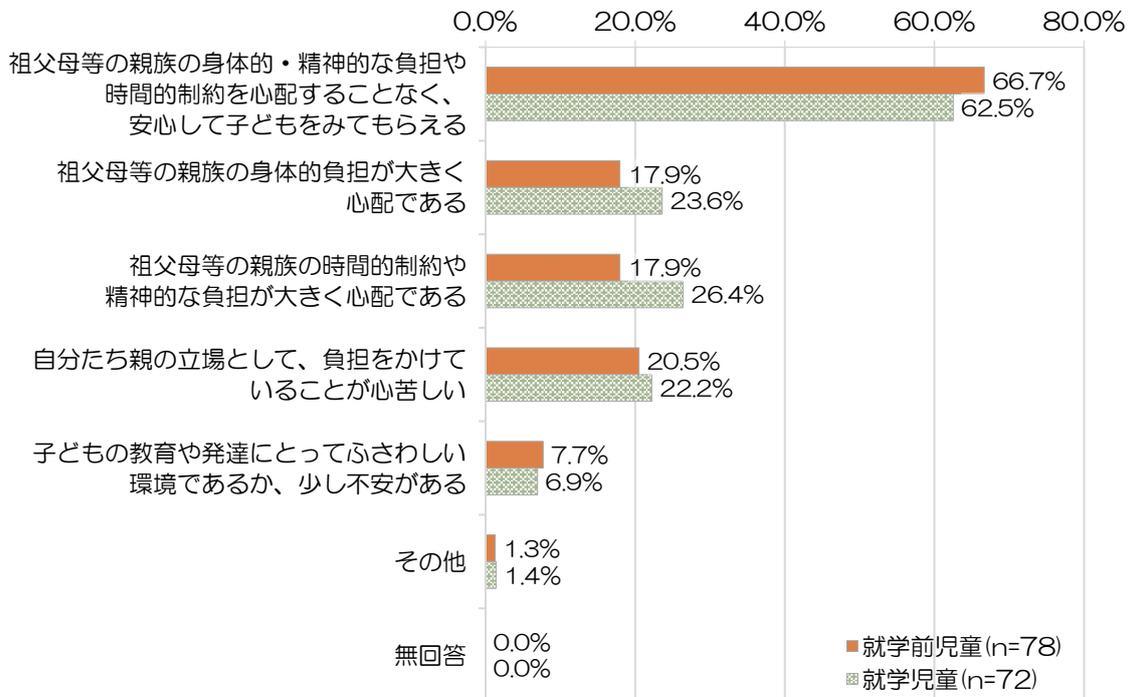
子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、日常的、緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に見てもらうと回答した割合がそれぞれ高くなっています。

その一方で、「いずれもない」と回答した人は、就学前児童保護者では6.0%、就学児童保護者では4.9%を占めています。



また、祖父母等に子どもをみてもらっている状況については、「安心して子どもをみてもらえる」と回答した割合が就学前・就学児童のいずれも6割以上を占める一方で、祖父母の身体的・精神的負担についての心配や、負担をかけていることが心苦しいといった回答も1～2割台を占めています。

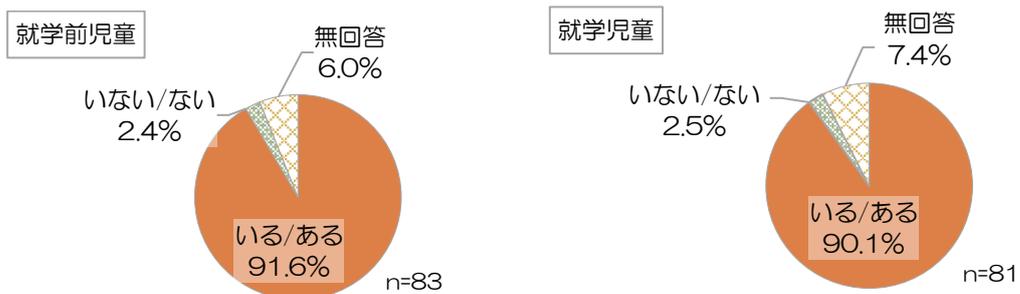
【祖父母等にお子さんをみてもらっている状況】



ウ) 相談相手 (場所) の有無

子育てについて相談できる人や場所の有無については、就学前・就学児童ともに9割が「いる/ある」と回答した一方で、就学前児童の2.4%、就学児童の2.5%が「いない/ない」と回答しています。

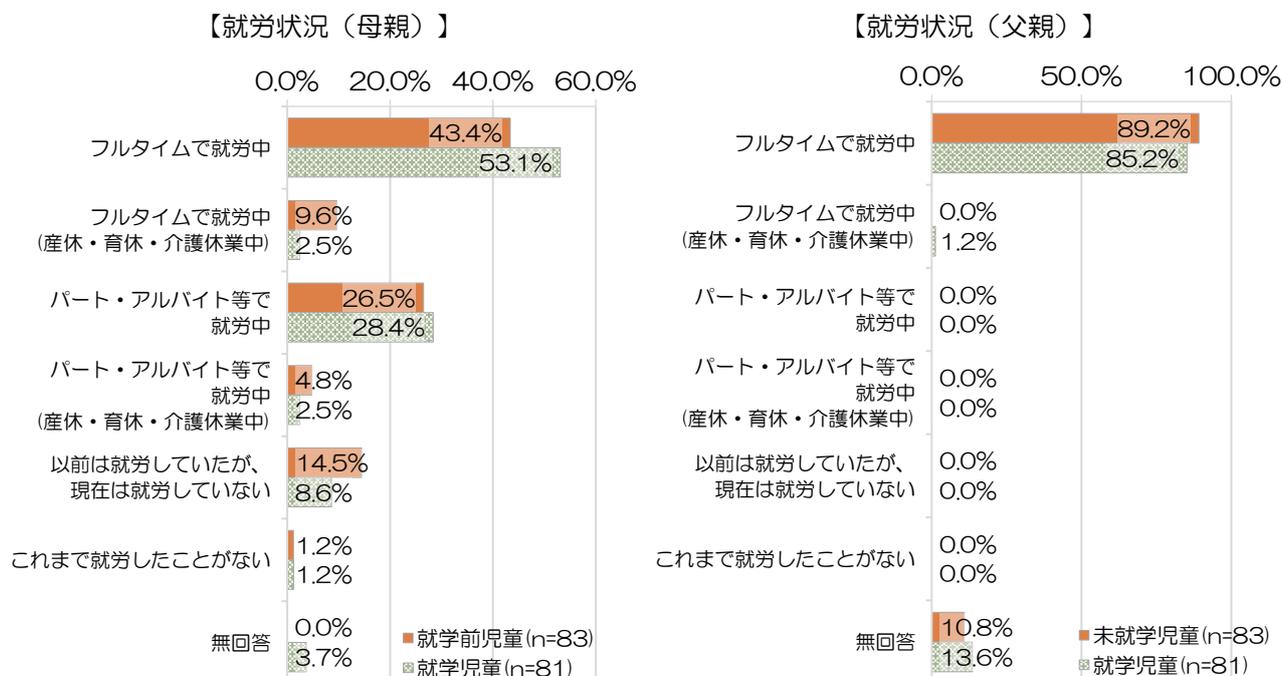
【子育てについて相談できる人や場所の有無】



エ) 保護者の就労状況

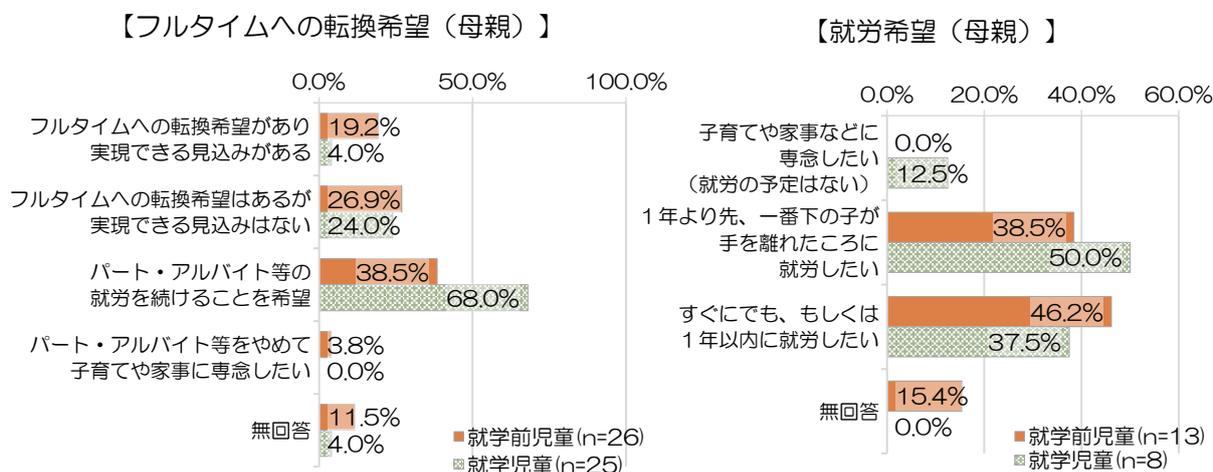
母親の就労状況については、就学前・就学児童ともに「フルタイム」が約半数、「パート・アルバイト等」が約3割となっています。「就労していない」と回答したのは、就学前児童では15.7%、就学児童では9.8%となっています。

なお、父親の就労状況については、就学前・就学児童ともに9割が「フルタイム」となっています。



パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望については、「転換希望があり、実現できる見込みがある」と回答したのは、就学前児童では19.2%、就学児童では4.0%となっています。また、現状の働き方を続けることを希望すると回答したのは、就学前児童では38.5%、就学児童では68.0%となっています。

また、現在就労していない母親の就労希望については、就学前児童では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」、就学児童では「1年より先、一番下の子が手を離れたところに就労したい」が、それぞれ約半数と高くなっています。



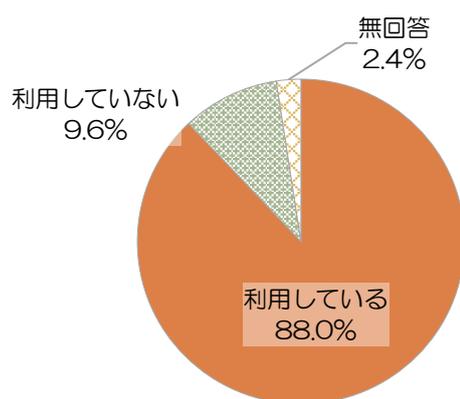
オ) 平日の定期的な教育・保育事業の利用（就学前児童保護者）

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が全体の約9割を占めています。

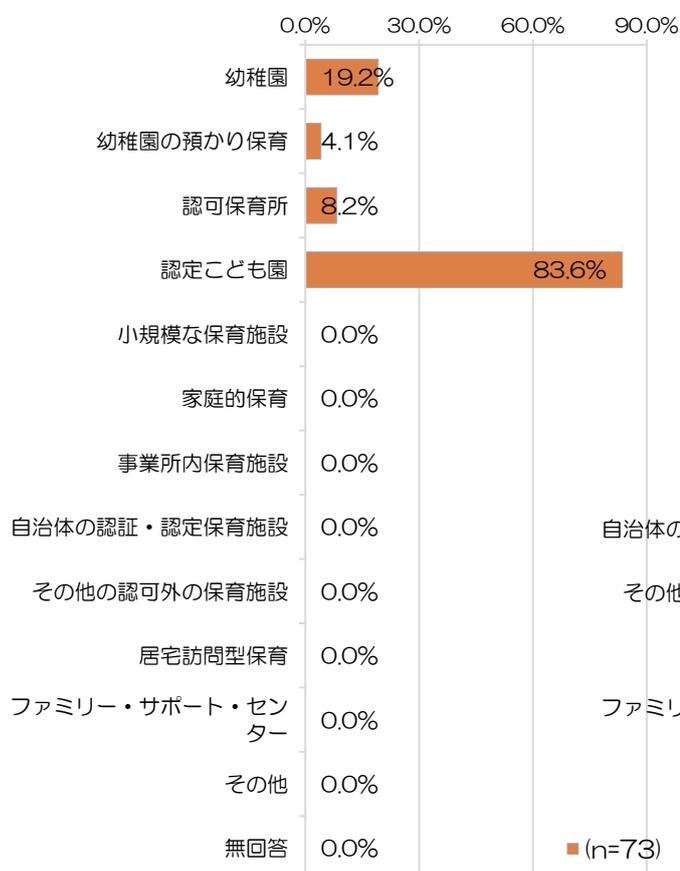
また、現在 利用している事業については「認定こども園」が83.6%で最も高く、次いで「幼稚園」が19.2%となっています。

また、現在の利用状況にかかわらず定期的に利用したい事業については、「認定こども園」が81.9%で最も高く、次いで「幼稚園」が32.5%となっています。

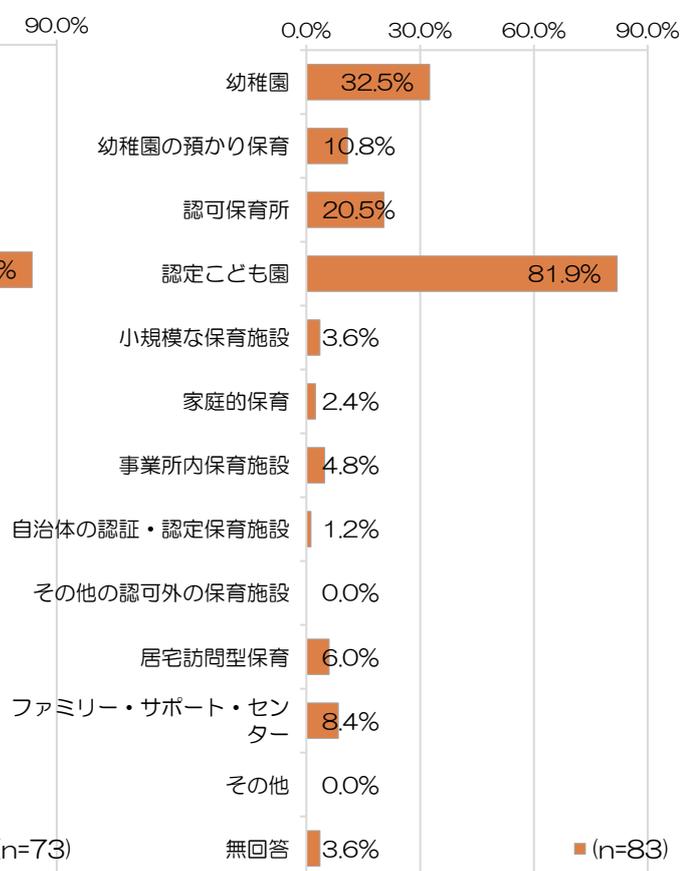
【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】



【定期的に利用している事業】



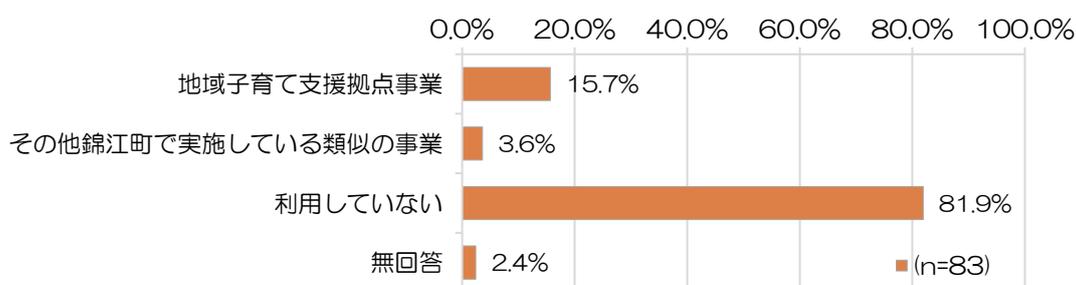
【定期的に利用したい事業】



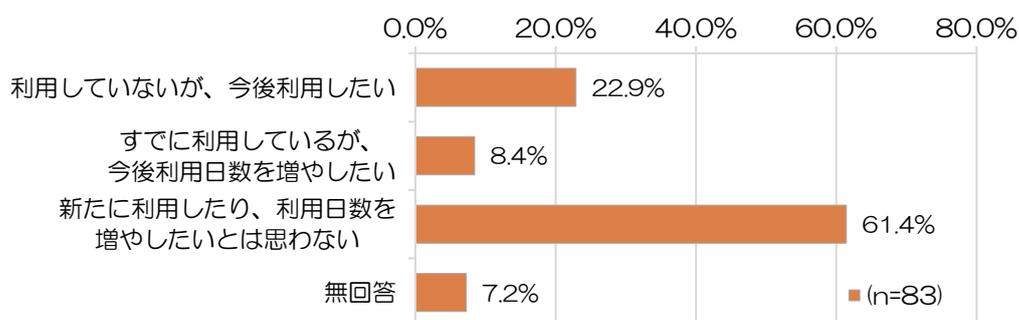
カ) 地域の子育て支援事業の利用状況（就学前児童保護者）

地域子育て支援事業の利用状況については、「利用していない」が8割を占めています。今後の利用意向について、利用を希望しないと回答した割合は6割を占めていますが、一方で「利用していないが、今後利用したい」、「すでに利用しているが今後利用日数を増やしたい」と答えた方は合わせて約3割を占めています。

【地域子育て支援事業の利用状況】



【地域子育て支援事業の今後の利用意向】



キ) 地域の子育て支援事業の認知度、利用経験、今後の利用希望（就学前児童保護者）

地域子育て支援事業の認知度が高いのは「母子相談」「子育て支援センター」の順となっています。利用したことがあるのは「子育て支援センター」「母子相談」、今後の利用希望が高いのは「小児科オンライン」「母子相談」の順となっています。

区分	認知度		利用経験		利用希望	
	知っている	知らない	有	無	有	無
① 母子相談	95.2%	2.4%	60.2%	27.7%	59.0%	26.5%
② マミー運動教室	79.5%	15.7%	34.9%	51.8%	39.8%	44.6%
③ たんぼぼ教室	65.1%	30.1%	21.7%	65.1%	41.0%	44.6%
④ 産婦人科オンライン	77.1%	20.5%	24.1%	63.9%	33.7%	51.8%
⑤ 小児科オンライン	89.2%	8.4%	47.0%	41.0%	72.3%	14.5%
⑥ 子育て世代包括支援センター「たんぼぼ」	56.6%	41.0%	12.0%	73.5%	42.2%	42.2%
⑦ 子育て支援センター	94.0%	4.8%	68.7%	21.7%	56.6%	28.9%
⑧ はぐみん相談	20.5%	75.9%	4.8%	80.7%	43.4%	41.0%

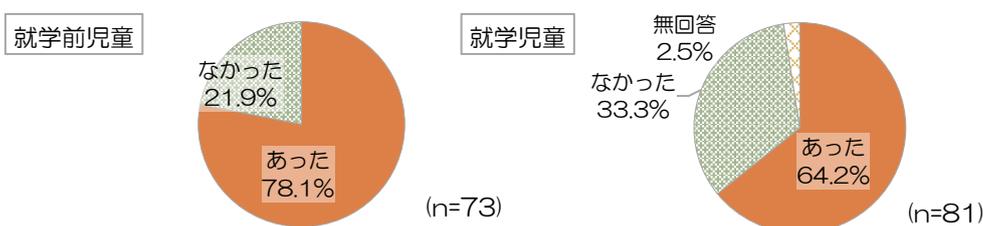
ク) 病気の際の対応

病気やケガで通常の教育・保育事業を利用できなかったことの有無について、就学前児童では78.1%、就学児童では64.2%が「あった」と回答しています。

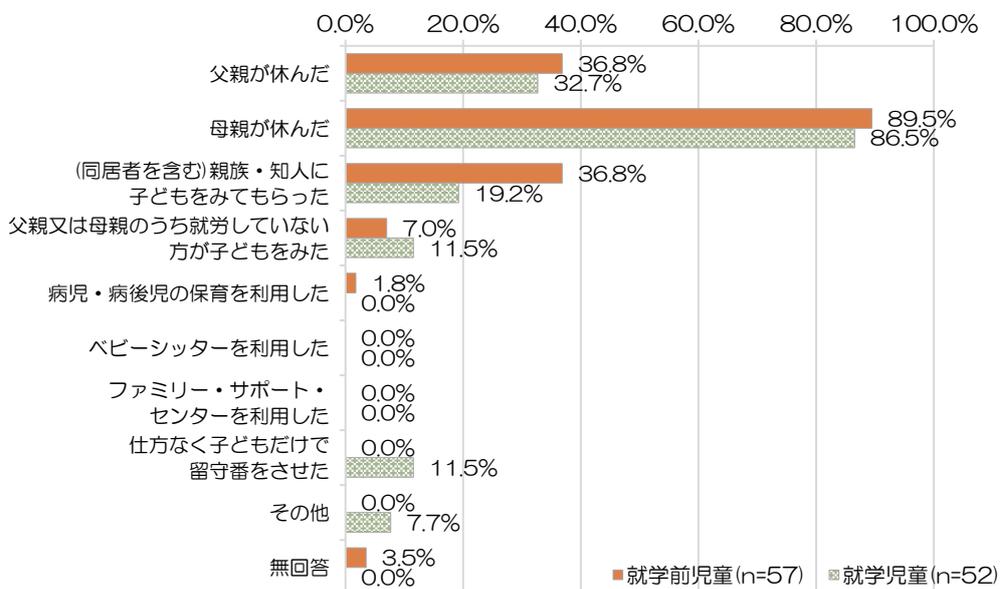
また、その際の対応としては就学前・就学児童ともに「母親が休んだ」が約9割を占め最も高く、次いで就学前児童では「父親が休んだ」と「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」がいずれも36.8%、就学児童では「父親が休んだ」が32.7%となっています。なお、就学児童の11.5%は「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答しています。

両親のいずれかが休んで対応した保護者のうち、「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と回答したのは、就学前児童では44.2%、就学児童では23.9%となっています。

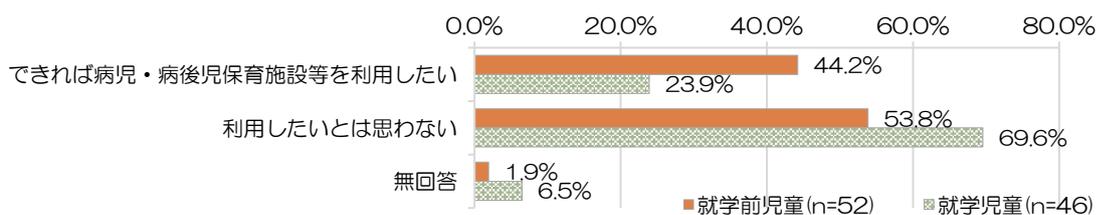
【子どもの病気やケガにより通常の教育・保育事業を利用できなかったことの有無】



【子どものケガや病気で教育・保育事業を利用できなかった際の対応】



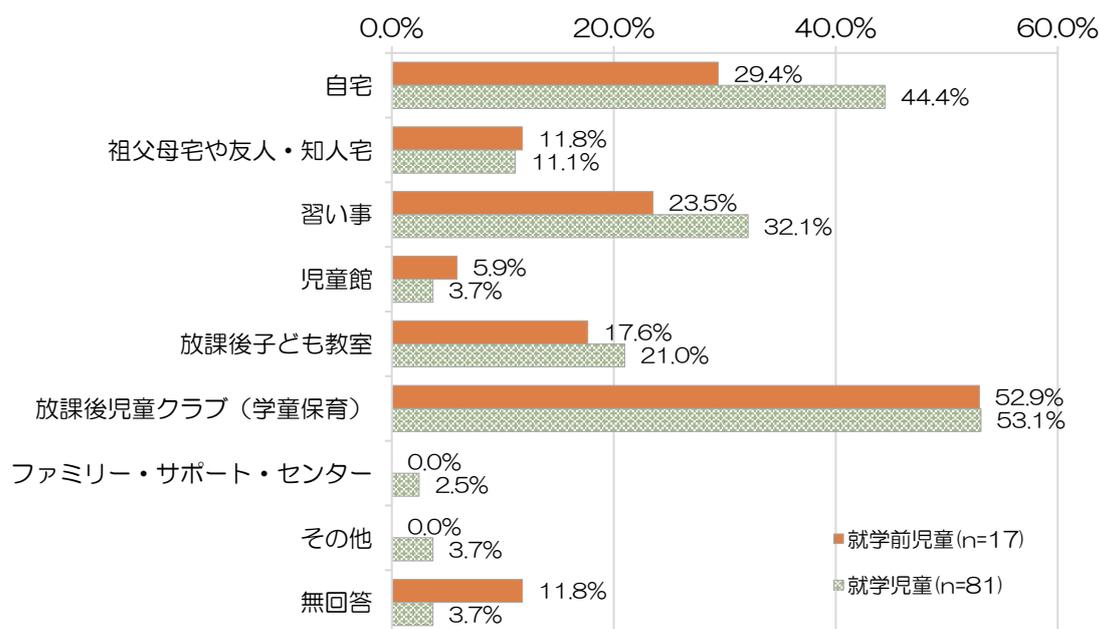
【病児・病後児のための保育施設等を利用したいか】



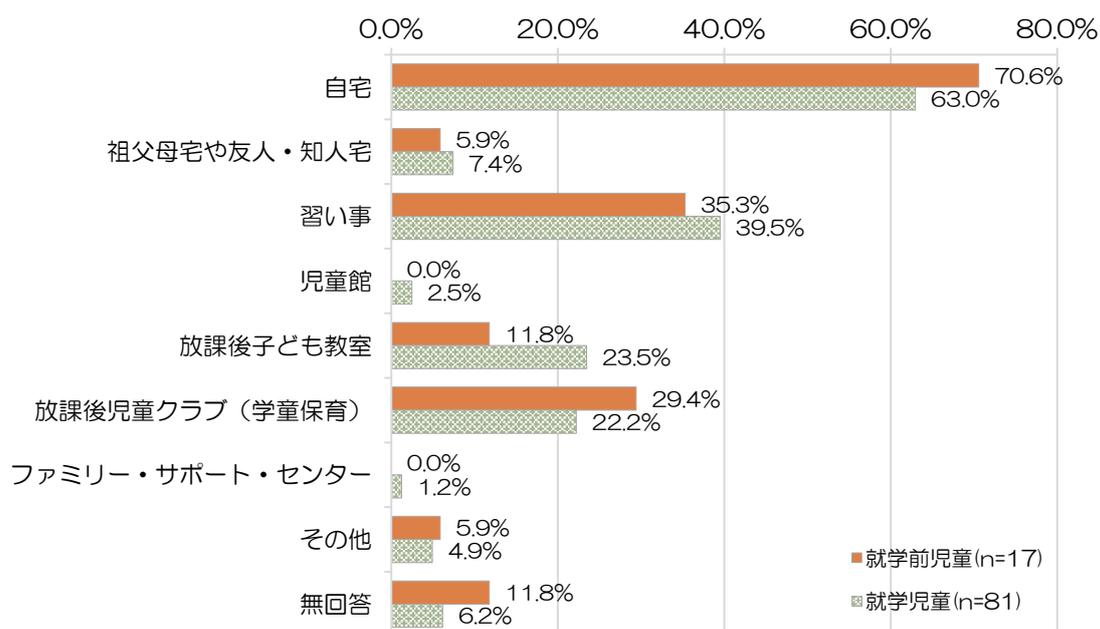
ケ) 放課後の過ごし方（5歳以上の就学前児童保護者及び就学児童保護者）

小学校就学後、放課後を過ごさせたい（過ごさせなかった）場所について、小学校低学年のうちには就学前・就学児童ともに「放課後児童クラブ（学童保育）」が半数と最も高くなっています。小学校高学年になった際の過ごさせたい（過ごさせなかった）場所については、就学前・就学児童ともに「自宅」が6割以上を占め最も高く、「放課後児童クラブ（学童保育）」と回答したのは、就学前児童では29.4%、就学児童では22.2%となっています。

【放課後を過ごさせたい（過ごさせなかった）場所（小学校低学年）】



【放課後を過ごさせたい（過ごさせなかった）場所（小学校高学年）】



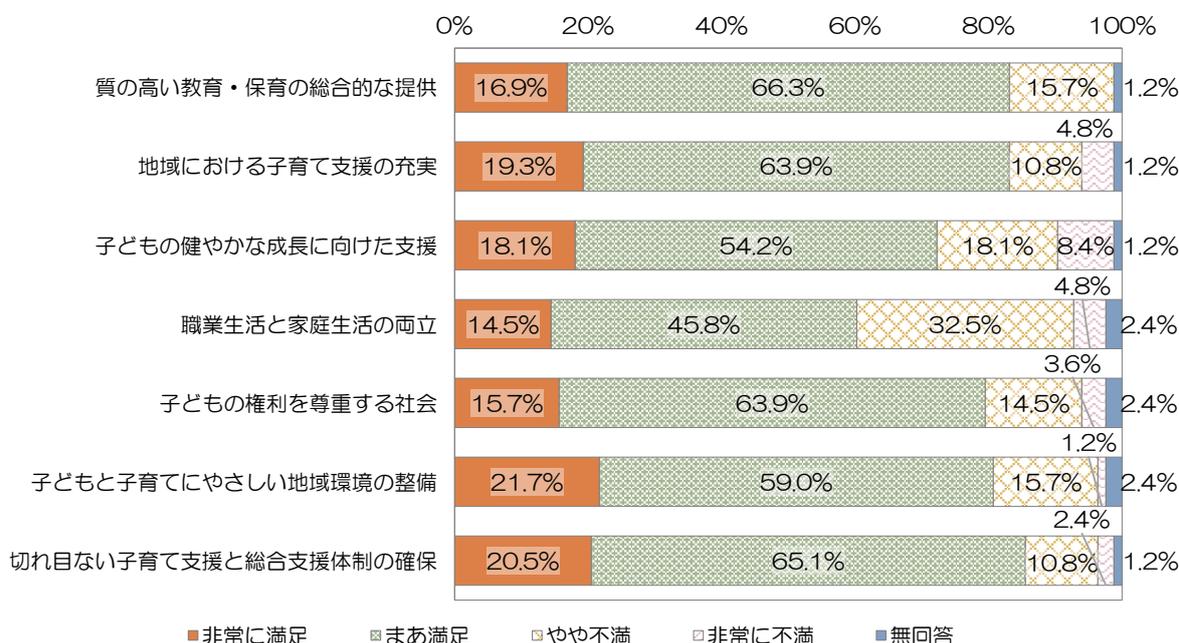
コ) 錦江町の子育て環境や支援への満足度

子育て環境や支援への満足度が高い項目について、『満足』（「非常に満足」と「まあ満足」の合計）と回答した割合は、就学前児童では「切れ目ない子育て支援と総合支援体制の確保」が最も高く、就学児童では「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「地域における子育て支援の充実」がそれぞれ高くなっています。

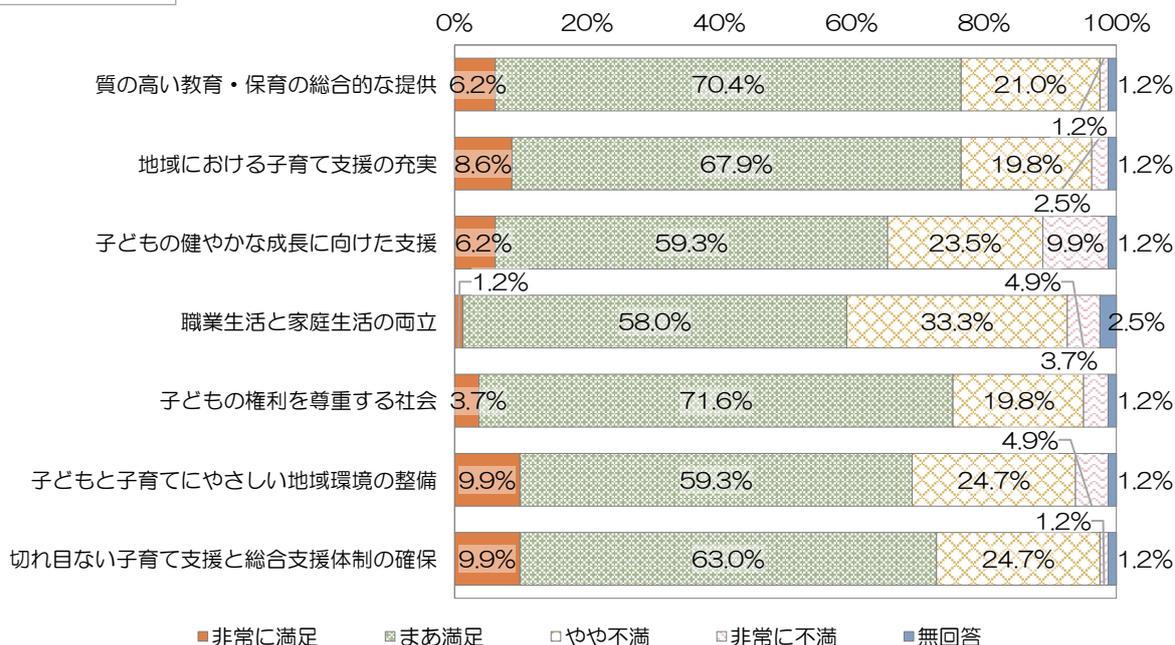
一方、『不満』（「やや不満」と「非常に不満」の合計）では、就学前・就学児童ともに「職業生活と家庭生活の両立」が3割台を占め最も高くなっています。

【錦江町における子育て支援や環境への満足度】

就学前児童(n=83)



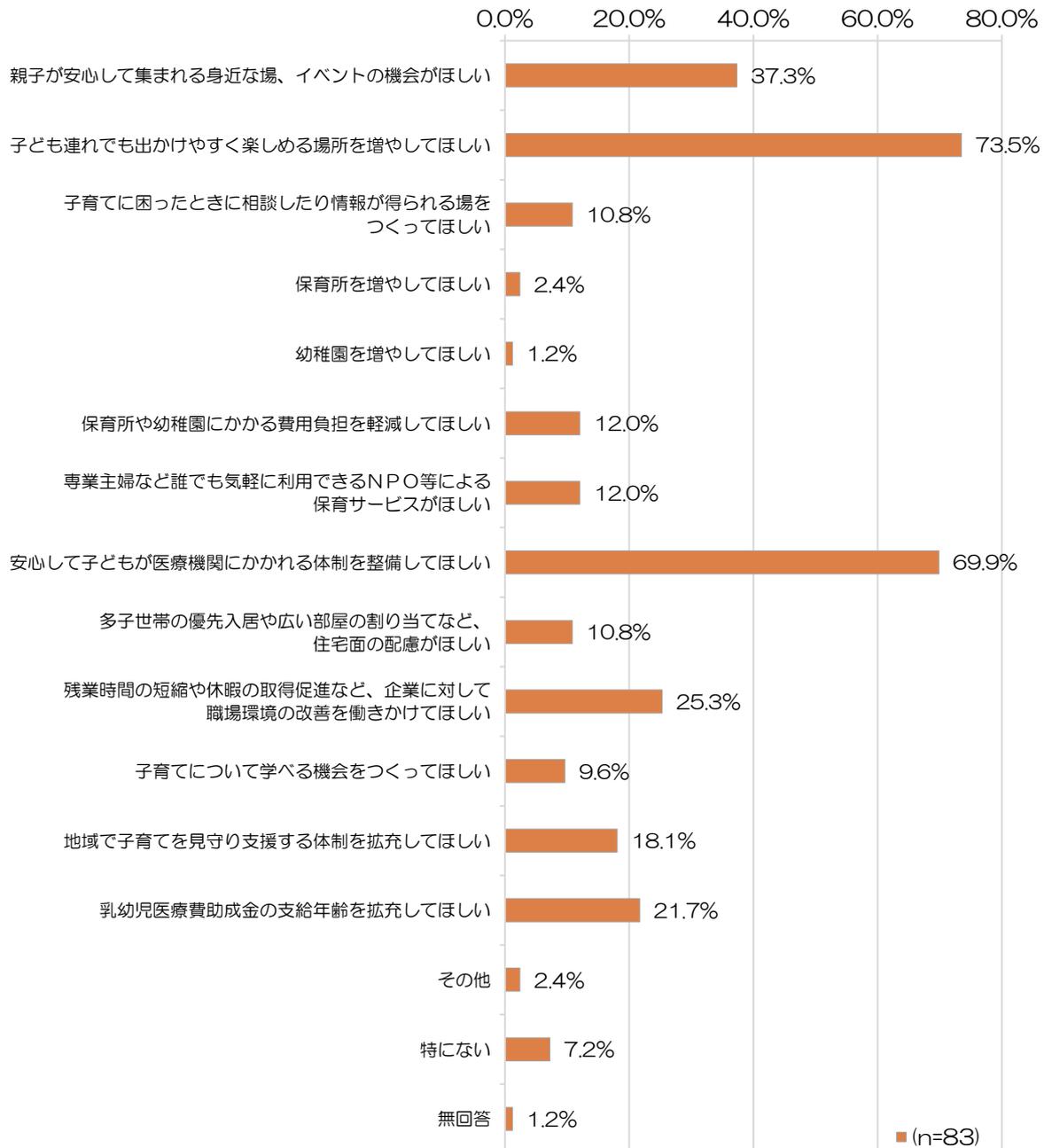
就学児童(n=81)



サ) 錦江町に今後充実を期待する子育て支援

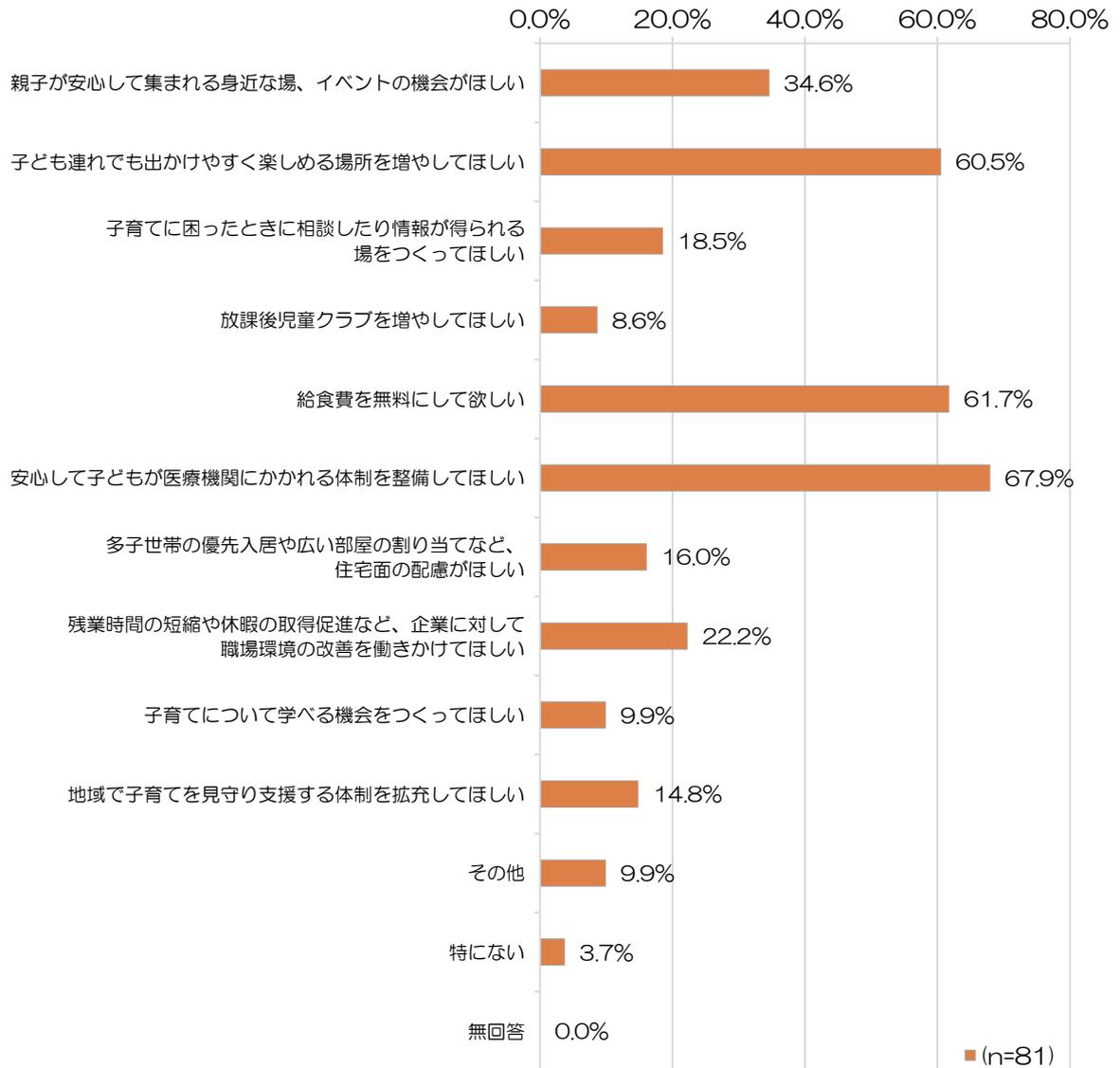
今後充実を期待する子育て支援について、就学前児童では「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が73.5%で最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が69.9%の順となっています。

【錦江町に今後充実を期待する子育て支援（就学前児童保護者）】



就学児童については、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が67.9%で最も高く、次いで「給食費を無料にしてほしい」が61.7%、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が60.5%となっています。

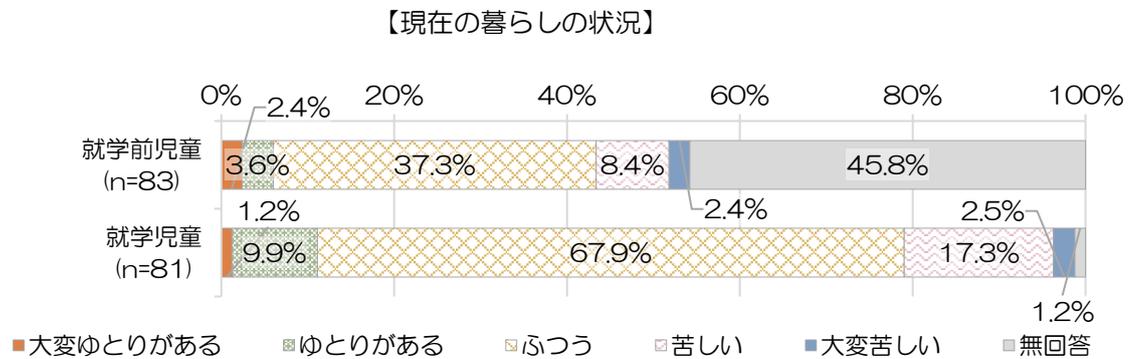
【錦江町に今後充実を期待する子育て支援（就学児童）】



② 貧困対策計画に関する調査結果（就学前児童保護者・就学児童保護者）

ア) 現在の暮らしの状況

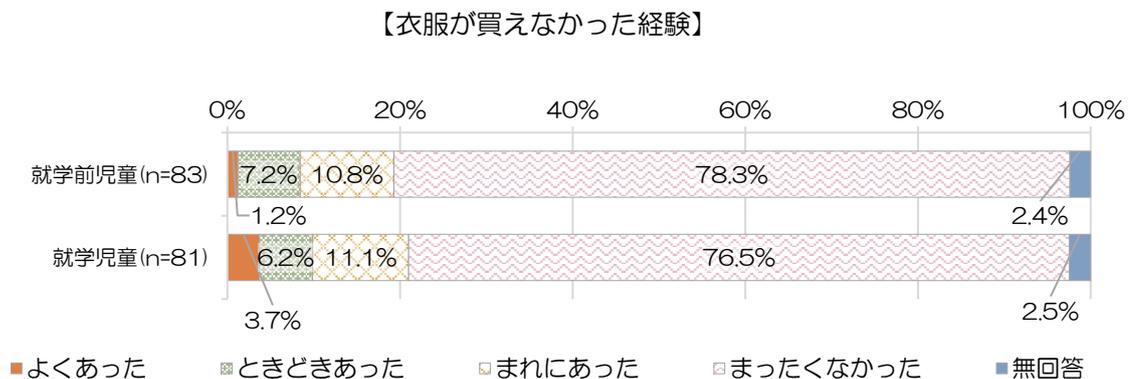
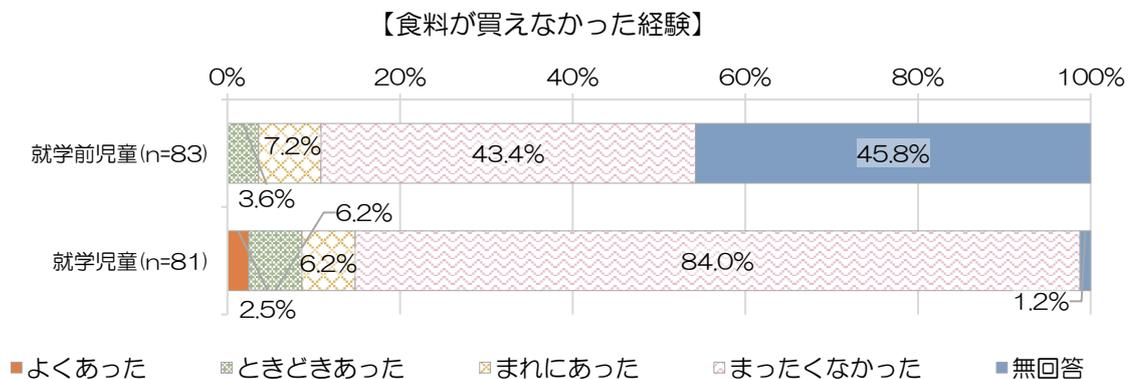
現在の暮らしの状況について、『苦しい』（「苦しい」と「大変苦しい」の合計）と回答した割合は、就学前児童では10.8%、就学児童では19.8%を占めています。



イ) お金が足りず、できなかった経験

お金が足りず、できなかった経験について、食料が買えなかったことが『あった』（「よくあった」と「ときどきあった」、「まれにあった」の合計）と回答したのは、就学前児童では10.8%、就学児童では14.9%を占めています。

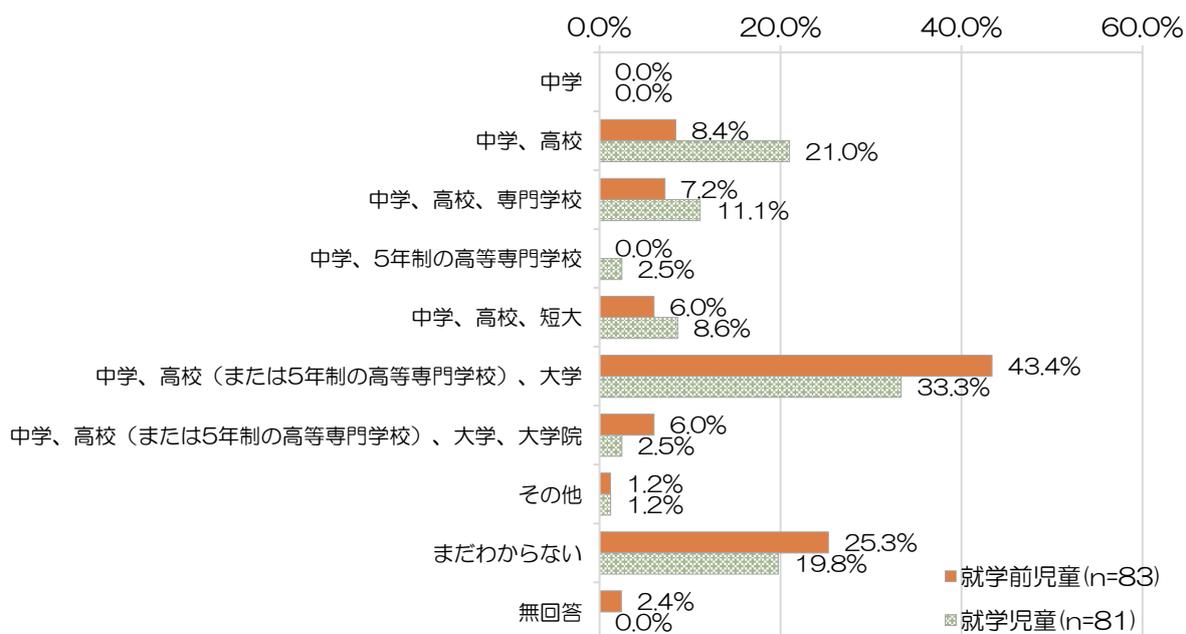
また、衣服を買えなかったことが『あった』と回答したのは、就学前児童では19.2%、就学児童では21.0%を占めています。



ウ) お子さんの将来の進学先

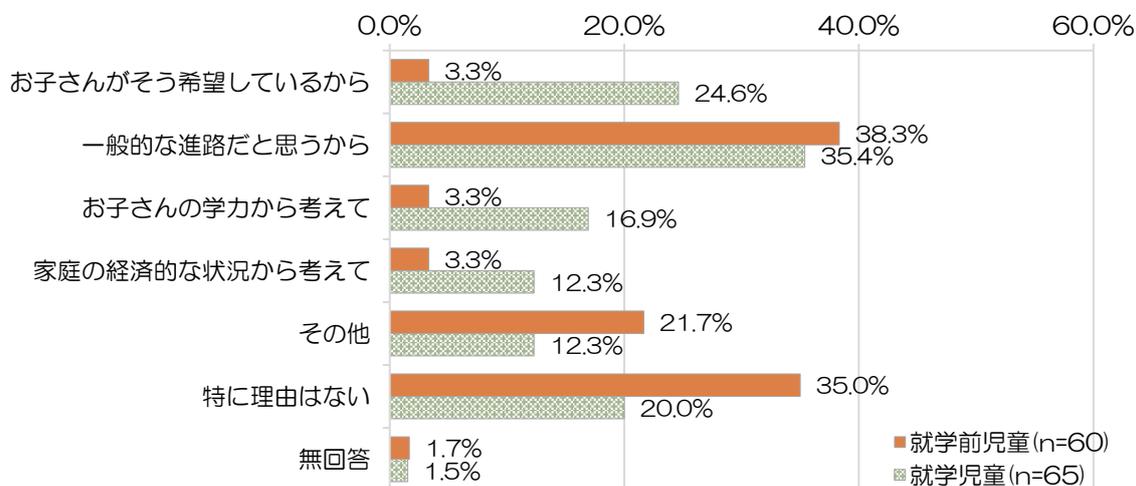
お子さんの将来について、希望する進学先は、就学前・就学児童ともに「中学、高校、大学」が最も高くなっています。次いで就学前児童では「まだわからない」が25.3%、就学児童では「中学、高校」が21.0%となっています。

【お子さんの将来について、希望する進学先】



また、進学先を希望する理由としては、就学前・就学児童ともに「一般的な進路だと思うから」が3割台を占め最も高くなっています。一方で、「家庭の経済的な状況から考えて」と回答したのは、就学前児童では3.3%、就学児童では12.3%を占めています。

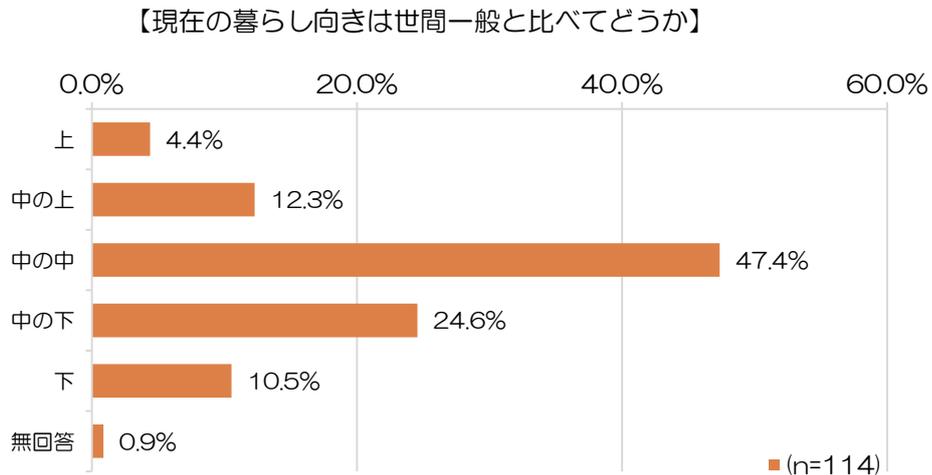
【進学先を希望する理由】



③こども・若者調査結果（16歳から39歳までの町民）

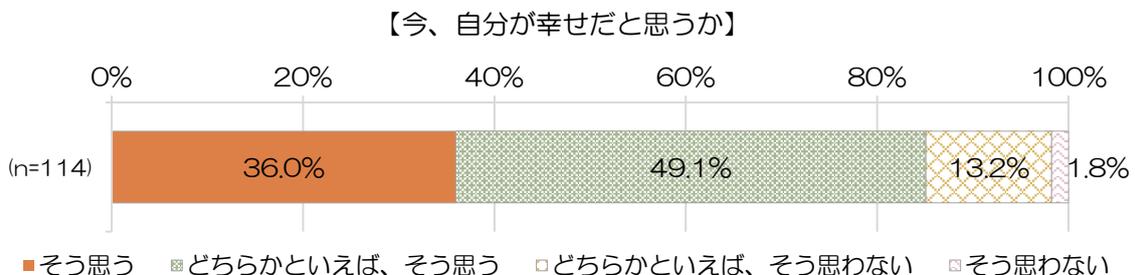
ア) 現在の暮らし向き

現在の暮らし向き（衣・食・住・レジャーなどの物質的な生活水準）は世間一般と比べてどうかについて、『世間一般よりも上』（「上」と「中の上」の合計）と回答した割合は16.7%、『世間一般よりも下』（「中の下」と「下」の合計）と回答した割合は35.1%となっています。

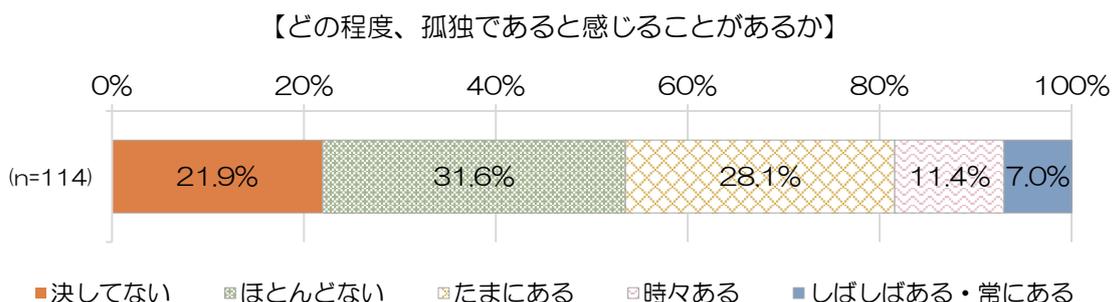


イ) 幸福度・孤独であると感じるか

今、自分が幸せだと思うかについては、『思う』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計）と回答した割合が85.1%を占めています。



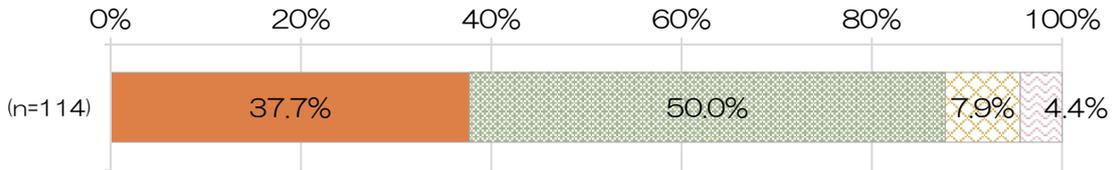
また、どの程度孤独であると感じることがあるかについては、『ある』（「たまにある」と「時々ある」、「しばしば・常にある」の合計）と回答した割合が46.5%となっています。



ウ) 自分の将来に明るい希望を持っているか

自分の将来に明るい希望を持っているかについて、『持っている』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計）と回答した割合は 87.7%を占めています。

【自分の将来に明るい希望をもっているか】

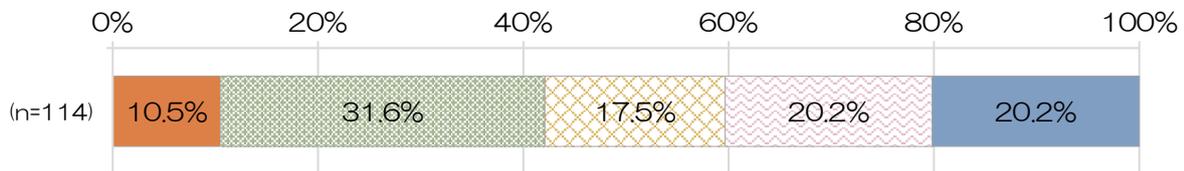


■ そう思う ■ どちらかといえば、そう思う ■ どちらかといえば、そう思わない ■ そう思わない

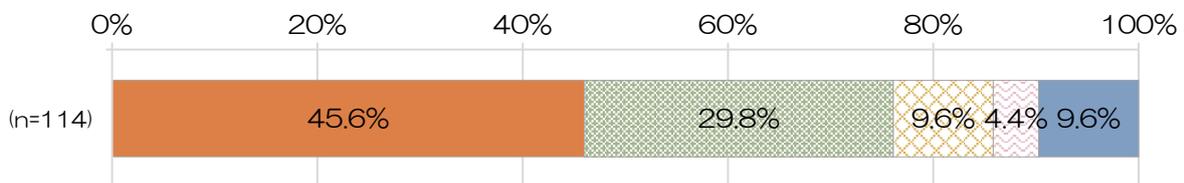
エ) 「子どもまんなか社会」について

こども大綱が目指す「子どもまんなか社会」について、「子どもまんなか社会」の実現に向かっていると思う人の割合は、『思う』（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計）は 42.1%を占めています。また、「子どもは権利の主体である」と思うかについては、『思う』が 75.4%、「子ども施策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うかについては、『思う』は 28.0%となっています。

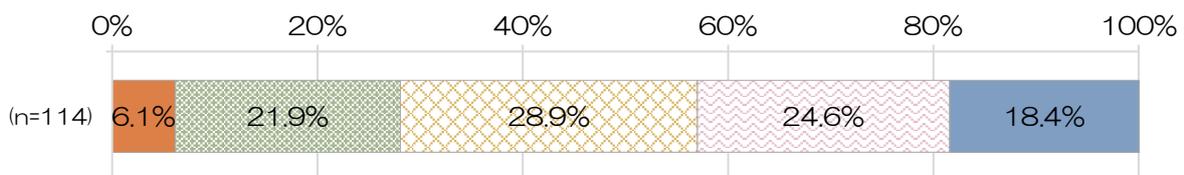
【「子どもまんなか社会」の実現に向かっていると思うか】



【「子どもは権利の主体である」と思うか】



【子ども施策に関して自分の意見が聴いてもらえていると思うか】

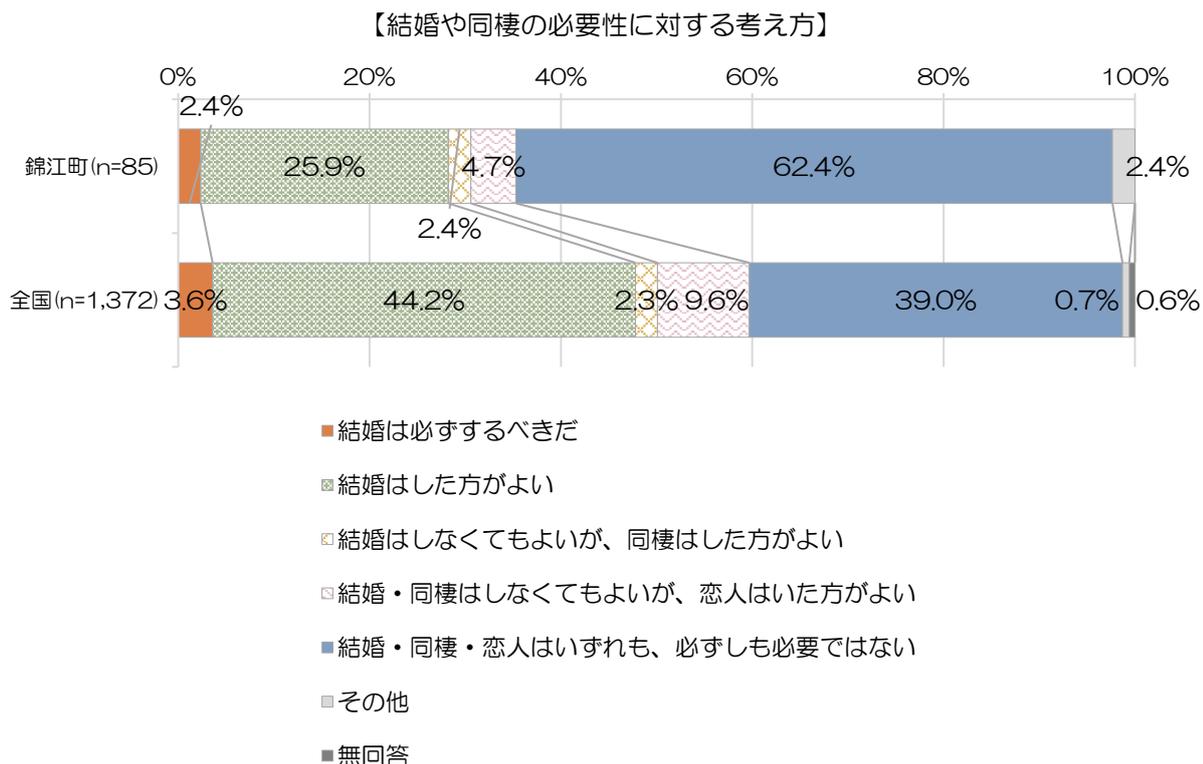


■ そう思う ■ どちらかというと思う ■ どちらかというと思わない ■ そう思わない ■ わからない

オ) 結婚や同棲の必要性に対する考え方 (20歳以上)

結婚や同棲の必要性に対する考え方について、「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」と回答した割合 62.4%と最も高く、「結婚は必ずすべきだ」は 2.4%、「結婚はした方がよい」は 25.9%となっています。

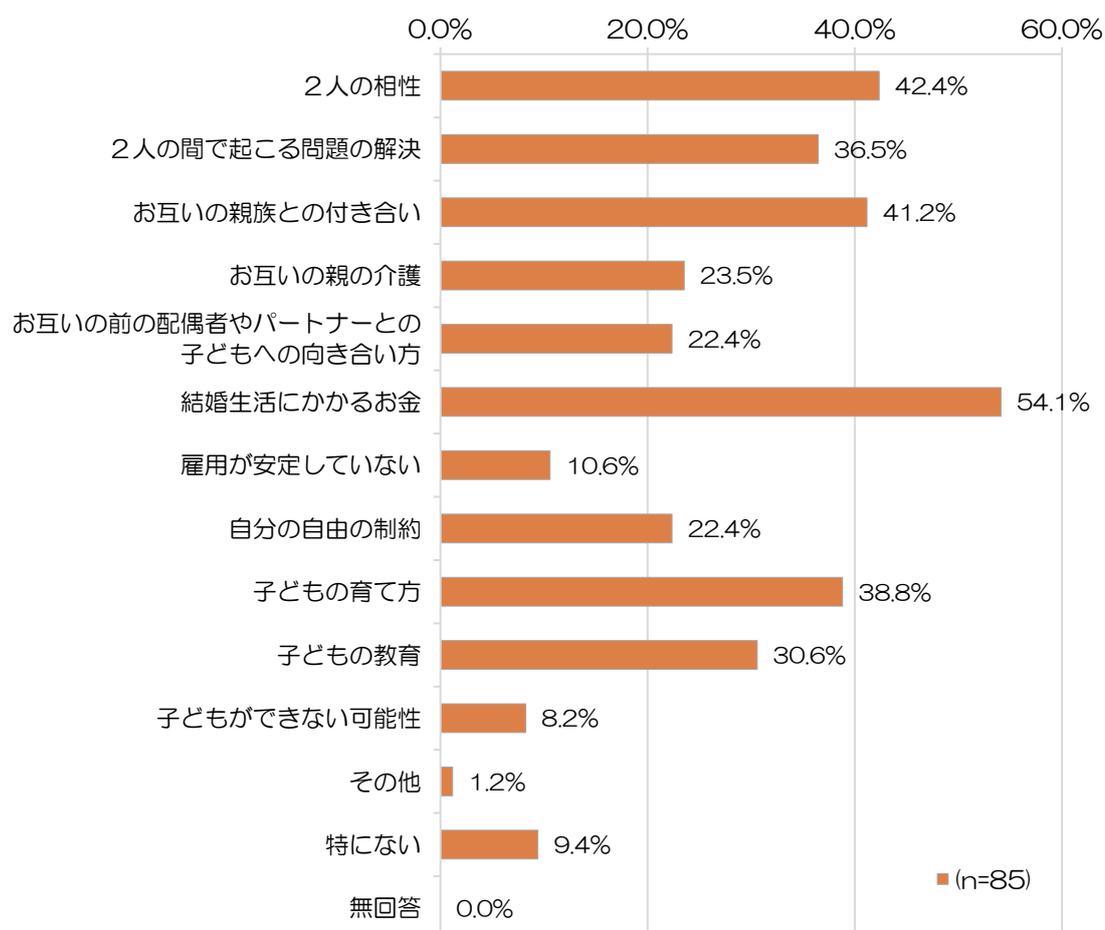
全国調査の結果と比較すると、「結婚はした方がよい」と回答した割合は全国を 18.3 ポイント下回り、一方で「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」は全国を 23.4 ポイント上回っています。



カ) 結婚生活に不安を感じる事 (20歳以上)

結婚生活について不安に感じる事については、「結婚生活にかかるお金」が54.1%で最も高く、次いで「2人の相性」が42.4%、「お互いの親族との付き合い」が41.2%の順となっています。

【結婚生活について不安に感じる事】

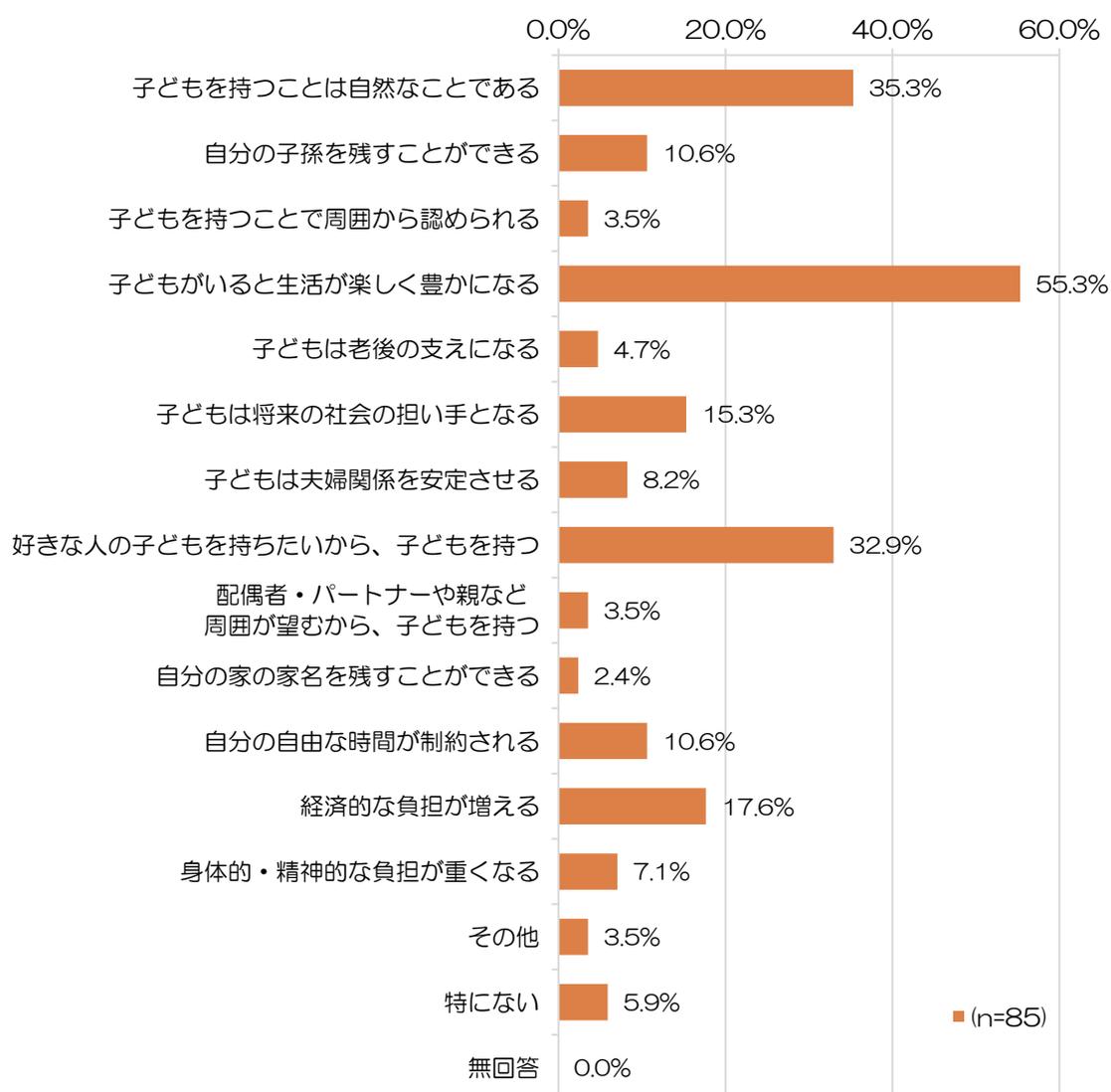


キ) 自分の子どもを持つことに対する考え方 (20歳以上)

自分の子どもを持つことに対する考え方については、「子どもがいると生活が楽しく豊かになる」と回答した割合が55.3%と最も高く、次いで「子どもを持つことは自然なことである」、「好きな人の子どもを持ちたいから、子どもを持つ」がそれぞれ3割台を占めています。

一方で、子どもがいない生活と比べた場合に、「経済的な負担が増える」や「自分の自由な時間が制約される」などと回答した割合も1割台を占めています。

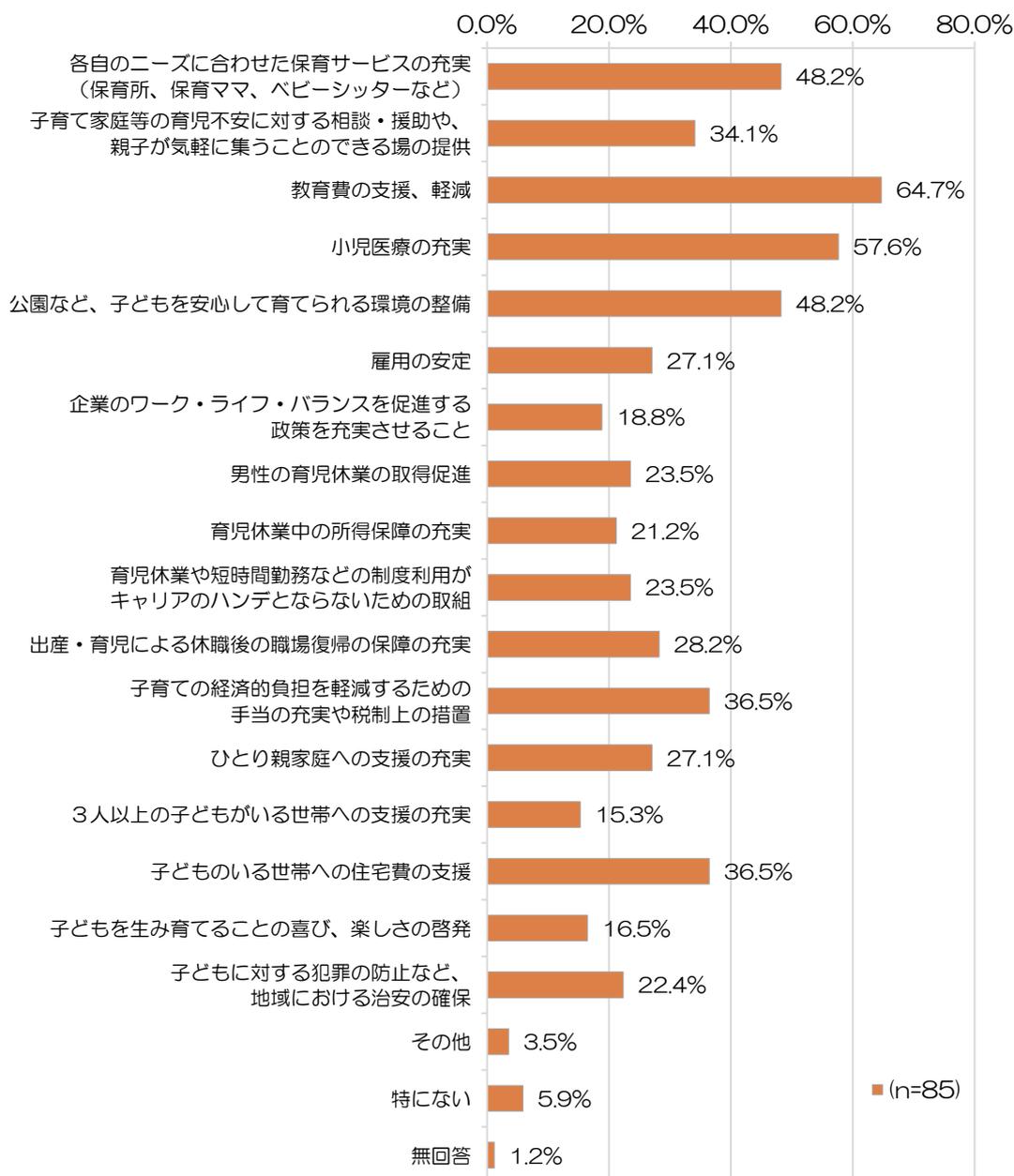
【自分の子どもを持つことに対する考え方】



ク) 育児を支援する施策として何が重要だと思うか (20歳以上)

育児を支援する施策として何が重要だと思うかについて、「教育費の支援、軽減」が64.7%と最も高く、次いで「小児医療の充実」が57.6%、「各自のニーズに合わせた保育サービスの充実」、「公園など、子どもを安心して育てられる環境の整備」がいずれも48.2%となっています。

【育児を支援する施策として何が重要だと思うか】



第3章 第2期計画の実施状況と本町の課題

1 教育・保育の実施状況

年度	項目	1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1・2歳	合計
令和 2 年度	計画	63人	49人	8人	33人	41人
	実績	49人	60人	7人	60人	67人
	差異(実績-計画)	△14人	11人	△1人	27人	26人
令和 3 年度	計画	60人	48人	8人	30人	38人
	実績	54人	47人	7人	54人	61人
	差異(実績-計画)	△6人	△1人	△1人	24人	23人
令和 4 年度	計画	53人	43人	7人	30人	37人
	実績	41人	42人	8人	46人	54人
	差異(実績-計画)	△12人	△1人	1人	16人	17人
令和 5 年度	計画	52人	41人	6人	28人	34人
	実績	37人	51人	11人	41人	52人
	差異(実績-計画)	△15人	10人	5人	13人	18人
令和 6 年度	計画	49人	39人	6人	26人	32人
	実績	44人	32人	9人	49人	58人
	差異(実績-計画)	△5人	△7人	3人	23人	26人

※計画は第2期計画における量の見込み、実績は各年度4月1日現在の認定者数

2 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 時間外保育事業(延長保育事業)

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	6,812 人日	6,674 人日	6,398 人日	5,902 人日
実 績	6,153 人日	6,029 人日	5,822 人日	5,230 人日
差異(実績-計画)	△659 人日	△645 人日	△576 人日	△672 人日
実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
実 績	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

(2) 一時預かり事業

ア) 在園児対応型(1号認定+2号認定)

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	12,626 人日	12,719 人日	12,347 人日	11,140 人日
実 績	12,241 人日	12,158 人日	11,845 人日	10,945 人日
差異(実績-計画)	△385 人日	△561 人日	△502 人日	△195 人日
実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
実 績	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

イ) 在園児対応型以外

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	180 人	180 人	180 人	180 人
実 績	233 人	252 人	331 人	272 人
差異(実績-計画)	53 人	72 人	151 人	92 人
実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
実 績	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

(3) 地域子育て支援拠点事業

月間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	329 人回	322 人回	309 人回	285 人回
実 績	383 人回	389 人回	351 人回	335 人回
差異（実績-計画）	54 人	67 人	42 人	50 人
実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
実 績	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

※ひと月当たりの利用見込及び実績

(4) 病児・病後児保育事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
実 績	20 人日	0 人日	0 人日	0 人日
差異（実績-計画）	△80 人日	△100 人日	△100 人日	△100 人日
実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
実 績	1 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

(5) 利用者支援事業

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
実 績	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

(6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	25,712 人	24,422 人	22,694 人	19,815 人
実 績	16,314 人	15,386 人	14,182 人	12,588 人
差異(実績-計画)	△9,398 人	△9,036 人	△8,512 人	△7,227 人
実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
実 績	5 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所

(7) 妊婦健康診査

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	32 人	32 人	29 人	27 人
実 績	46 人	44 人	44 人	35 人
差異(実績-計画)	△14 人	△12 人	△15 人	△8 人

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	32 人	32 人	29 人	27 人
実 績	30 人	15 人	34 人	24 人
差異(実績-計画)	△2 人	△17 人	5 人	△3 人

(9) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 人	0 人	0 人	0 人
実 績	0 人	0 人	0 人	0 人
差異(実績-計画)	0 人	0 人	0 人	0 人
実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
実 績	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

(10) 養育支援訪問事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0人	0人	0人	0人
実 績	2人	0人	0人	0人
差異（実績-計画）	2人	0人	0人	0人

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
実 績	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

(11) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0人	0人	0人	0人
実 績	0人	0人	0人	0人
差異（実績-計画）	0人	0人	0人	0人

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
実 績	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

※現在本町において実施していません。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
実 績	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

※現在本町において実施していません。

3 各施策・事業の実施状況

(1) 幼児期の学校教育・保育提供体制の充実に関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績	担当課
通常保育事業	保護者の希望に応じて、申請のあったすべての受け入れができました。今後も現在の体制で実施していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
時間外保育事業(延長保育・休日保育)	現在の受入体制で対応可能でした。休日保育については1箇所を実施しています。今後も現在の体制で実施していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム
病児・病後児保育事業	従事者により提供体制が左右される不安定さに課題は残るものの、継続実施を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	現在、4つの放課後児童クラブにて、受け入れを行っております。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム
一時預かり事業	今後も現時点の受入体制で問題なく対応できると考えています。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム
子ども・子育て会議	子ども・子育てに係る地域の実情に応じた課題や現状について、有識者や関係機関等で構成されたメンバーにて年1回以上定期的に開催しています。今後も引き続き、子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる体制づくりを整備していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム ・教育委員会 教育総務チーム
幼保小の連携推進	各小学校において年1回、合同研修会を開催しました。また、校種間の指導や発達の段階について、教職員が学ぶことができました。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム ・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
幼稚園教育の充実	年1回は合同研修を行い、小学校への滑らかな接続を目指し、教育課程のスタートカリキュラムの見直しを図るよう指導しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
保育所等の環境整備支援	田代こども園の大規模修繕を実施しました。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム
子育て世代地域包括支援センター	年に3～4回の運営委員会を実施し、子育て包括支援センター運営における実績報告や、講師を招いての研修会を行っています。相談事業においては、母子健診、教室等での相談や電話での相談など随時受け付け対応しているほか、小児科オンライン事業に取り組み、オンラインでいつでも相談できる体制を取っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム ・健康保険課 健康増進チーム ・住民生活課 民生チーム

(2) 子どもの生きる力に向けた環境等の整備に関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績	担当課
学力向上対策の充実	錦江町短期研修や研究指定校での校外研修を通して、教職員の授業力や指導力向上が見られました。また、各学校において一人一台端末等のICT機器を活用した授業が日常的に行われるようになり、活用の活性化が図られました。	・教育委員会 教育総務チーム
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学習支援員の配置と定期的な情報交換を実施しました。健康保険課との連携に努め、就学前の教育相談を行い、保護者の悩みや不安に寄り添う対応ができました。 鹿屋特別支援学校と連携し、巡回相談を実施したことで、特別支援教育に対する理解が深まりました。 年7回の学習支援員の情報交換会を実施し個に応じた支援の仕方について理解を深めました。 学校が実施する医療的ケア児の安全委員会に参加し、当該児童が安全に学習できるよう環境整備に努めました。 	・教育委員会 教育総務チーム
外国語、外国語活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 町内の幼稚園、保育園、認定子ども園で英語学習を行い、小学校での英語学習をスムーズに行えるよう取り組みました。 ALTやAEAの派遣及び小学校専科指導加配により全小学校において共通した英語教育の充実が図られ、質の高い授業が行われました。 英語検定料の補助により英語力向上の推進が図られました。 	・教育委員会 教育総務チーム
子ども読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館の提示物等が工夫され環境整備が充実しました。 生涯学習チームと連携して作成した冊子「町の図書館のおすすめの本」等を活用して読書指導を行うことができました。 	・教育委員会 教育総務チーム
道徳教育の充実	大隅地区研究協力校の大根占小学校が実施した研究公開を基に、各学校が「考え、議論する道徳」について取り組むことができました。	・教育委員会 教育総務チーム
人権同和教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度「人権の花」運動を田代小学校で実施、令和6年度は神川小学校で実施しました。 各学校では人権教育資料を活用した校内研修や、家庭教育学級、高齢者学級においても年間計画に位置づけ人権について考える機会を持つことができました。 	・教育委員会 生涯学習チーム
生徒指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒については、定期的なケース会議の開催による情報交換や児童生徒・保護者への支援を行うことができました。 情報モラル講演会の開催方法を工夫したことで親子で学ぶことができました。 	・教育委員会 教育総務チーム
相談体制の充実	いじめ、不登校など各学校の実態に即したスクールカウンセラーの配置や、スクールソーシャルワーカーを活用するとともに、健康保険課、児童相談所、錦江警察署などの関係機関と連携して取り組みました。	・教育委員会 教育総務チーム
学校施設・教材等の整備充実	耐震工事については、全小中学校完了しています。校舎等の修繕については、年次的に行っていく予定です。	・教育委員会 教育総務チーム
開かれた学校づくりの推進	学校運営協議会において、学校経営の提案や今後の学校の在り方などについて話し合うことができました。	・教育委員会 教育総務チーム
一校一風の推進	「森と水の教育」について、各学校のランドデザインに位置づけ、地域の特色ある教育の推進を図ることができました。	・教育委員会 教育総務チーム
小中一貫教育を見通した小中学校の連携	中学校区ごとの定期的な教職員の情報交換会を通して、学力向上や生徒指導に関する指導の共通理解を深め、義務教育9年間を見据えた指導について考え、それを中学校区ごとにまとめた「錦江スタンダード」「田代スタンダード」の実践・見直しを図ることができました。	・教育委員会 教育総務チーム

(3) 家庭や地域の教育力の向上に関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績	担当課
子ども会育成活動支援	年1回、大隅地域子ども会育成連絡協議会主催の子ども会指導者・育成者研修会に町子連の役員が出席し、指導者・育成者としての資質向上を図っています。	・教育委員会 生涯学習チーム
子ども会活動の育成	単位子ども会での活動が難しくなっている子ども会の数が増加し、町子ども会行事への参加を促しています。	・教育委員会 生涯学習チーム
青少年育成事業（トワイライト事業）	令和5年度は、「トワイライト 2022」と題し、町内17名の児童生徒が広島県で研修活動に取り組みました。原爆資料館等での平和学習やスキー体験などの異文化体験や、異年齢間の相互学習を通して青少年の自立の精神を養うとともに視野を広め、たくましく生きる力と思いやりの心を持った青少年リーダーの育成を図りました。	・教育委員会 生涯学習チーム
青少年健全育成町民会議	総会の実施、研修会への参加の啓発、錦江町サマーフェスティバルの夜間補導やパトロールを実施しました。	・教育委員会 生涯学習チーム
ブックスタート事業	現在は、毎月の母子相談の中で実施。毎月対象者へ案内を送り参加してもらっています。絵本プレゼントのほか、保健師、助産師が相談に対応しています。	・健康保険課 健康増進チーム
学校開放事業	学校開放は、子どもの安全な遊び場の確保や少年団活動、社会教育団体活動の促進のため実施しています。特にスポーツ少年団や休日や夜間のスポーツやレクリエーション活動の利用が多い状況です。	・教育委員会 教育総務チーム
青少年教育の推進	青少年の体験事業としてインリーダー研修、トワイライト事業を隔年で実施しました。子ども会では、幼児から大人まで参加できるモルック大会を企画し、異年齢交流を図りました。	・教育委員会 生涯学習チーム

(4) 親の心構え準備の普及啓発や不安・課題の軽減に関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績	担当課
育児教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ禍で集団指導が行えなくなったことから、ひよこルームは母子相談による2か月児相談へ移行し実施しました。 ・マミー運動教室は、令和2年度は新型コロナ感染症拡大により未実施となりましたが、令和3～5年度は毎年実施しています。 	・介護福祉課 福祉チーム
住民への情報提供	令和2年度に錦江町子育てガイドブックを発行し、小学生までのいる世帯へ発送し、母子手帳交付時、子どもがいる転入世帯へ配布しました。健診、相談、教室等の事業の周知は一年間の母子保健カレンダーを未就学児がいる家庭に郵送し、事業対象者への通知や町ホームページのイベントカレンダーへ掲載しています。	・健康保険課 健康増進チーム
保育に関する学習の実施	新型コロナ禍では夏休み探検隊を活用し、学童クラブに通う児童を対象に感染予防対策について保健師が講話を行いました。新型コロナ感染症を自分のことと捉え、身を守る大切さや感染症予防のために働いている医療従事者、これまで予防接種を受けさせてくれた保護者への感謝を感じてもらい、医療従事者や面会制限により家族に会えない高齢者施設の入所者へ、メッセージを入れたうちわの作成などを行いました。	・健康保険課 健康増進チーム
思春期教室の開催	新型コロナ禍では時間短縮をし、保育に関する学習の実施の内容に加え、管理栄養士による食育に関する講話や歯科衛生士による歯磨き指導、食生活改善推進員の協力によりおやつを試食などを行いました。	・健康保険課 健康増進チーム

(5) 子どもと母親の健康の確保に関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績						担当課	
乳児家庭全戸訪問事業	原則として生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することとなっていますが、町では助産師と保健師による新生児訪問を実施しており、概ね生後1か月以内に訪問しています。 《訪問実績》 令和2年度・新型コロナ感染症拡大により未実施 令和3年度・15件、令和4年度・34件、令和5年度・24件						・健康保険課 健康増進チーム	
母子相談事業（2か月児相談・お誕生相談）	母子相談を総合交流センターと田代保健福祉センターで開催し、各月年齢の子の相談を受け付けています。1歳のお誕生相談対象者と新型コロナ禍で中止となっているひよこルームの対象の生後2か月児には母子相談の案内を発送しています。歯科健診については1歳児の歯科健診を実施しています。						・健康保険課 健康増進チーム	
母子保健推進員活動	母子保健推進員は食生活推進員も兼ねており、母子事業で試食作りや食育指導を行うことで、母子の状況確認などおこなっています。						・健康保険課 健康増進チーム	
母子健康手帳交付時の健康相談	母子健康手帳交付時は既往歴や現在の体調を含めたアンケートを基に保健師による面談を行っています。保健師が対応できない場合は、管理栄養士と歯科衛生士による妊娠中の栄養指導やマイナス1歳からの虫歯予防について話を行いました。また、現在災害時の要援護者台帳への登録も合わせて同意を得ています。						・健康保険課 健康増進チーム ・住民生活課 民生チーム	
ハイリスク者の訪問指導	低出生体重児や疾患、障害などで、発育発達に必要な乳幼児に対し、かかりつけ医等と連携を図りながら、訪問指導等継続的に実施しています。						・健康保険課 健康増進チーム	
妊婦教室	マタニティピクスによる妊娠中の運動不足解消やストレス解消を図り、沐浴指導では配偶者や祖母の参加もあり、動画を撮って自宅で見返す方もいらっしゃいます。感染対策を講じながら妊婦教室を継続しており、助産師保健師への相談の場、また、ささやかなティータイムを設け出産時期が近い妊婦さん同士の交流の場となっています。 《開催実績》 令和2、3年度・新型コロナ感染症拡大により未実施 令和4年度・6回（延べ19名） 令和5年度・10回（延べ22人）						・健康保険課 健康増進チーム	
妊婦健康診査	母子健康手帳交付の際に受診票綴を渡し、最大14回分の妊婦健康診査と2回分の産婦健康診査の受診券を発行し、費用の一部助成を行っています。産科医療機関からは受診結果と共に連絡事項として訪問の要否の情報共有を行っています。また、産後ケアは必要と認められた方のみでしたが、令和6年度より産後1年未満の方へ対象が広がりました。						・健康保険課 健康増進チーム	
妊婦歯科健康診査事業	母子健康手帳発行時、妊娠中のお口の変化について説明し、歯医者への受診勧奨を実施しました。						・健康保険課 健康増進チーム	
母子健診事業	新型コロナ禍では感染対策を講じながら実施し、鹿屋医療センターからの小児科医がコロナの影響で派遣困難時期には町内医療機関医師から協力を得て、実施を継続しました。健診と心理相談、言語相談は別日で設け、健診会場で対象となり得る児がいた際に相談へつないでいます。また、3～4か月の児の母親へは検尿、血圧測定を行っています。令和6年度より5歳児健診も追加となりました。						・健康保険課 健康増進チーム	
《実績》	3～4か月児		7～8か月児		1歳6か月児		3歳児	
令和3年度	28人	100%	25人	100%	34人	100%	35人	100%
令和4年度	24人	100%	27人	100%	22人	100%	25人	100%
令和5年度	26人	100%	30人	100%	31人	100%	33人	97.06%

施策・事業等	実績	担当課
たんぼぼ教室	たんぼぼ教室は集団での事業ですので、新型コロナ禍の影響で令和2年度より中止となっております。遊びを通じて親子の心のつながりを大切にする事業ですので、再開を検討します。	・健康保険課 健康増進チーム
予防接種事業	発症・重症化予防を目的として、予防接種事業を実施しています。ロタウイルス予防接種は令和2年8月1日生まれのお子さんから定期接種となりました。任意予防接種のおたふくかぜ・インフルエンザについては引き続き助成しています。	・健康保険課 健康増進チーム
アフターピクス事業	マミー運動教室として、町内子育て支援センターへ委託し実施しています。妊婦教室のマタニティピクスを指導する運動療法士を講師として行っています。 《実績/開催回数・延べ参加者数》 令和2年度・新型コロナ感染症拡大により未実施 令和3年度・1回(延べ10人) 令和4年度・6回(延べ34人) 令和5年度・4回(延べ14人)	・健康保険課 健康増進チーム
各事業に関する広報活動	令和2年度に錦江町子育てガイドブックを発行し、小学生までのいる世帯へ発送し、母子手帳交付時、子どもがいる転入世帯へ配布しました。健診、相談、教室等の事業の周知は一年間の母子保健カレンダーを未就学児がいる家庭に郵送し、事業対象者への通知や町HPのイベントカレンダーへ掲載しています。	・健康保険課 健康増進チーム

(6) 食育の推進に関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績			担当課				
離乳食教室・カミカミ教室の開催	名称を令和3年度よりあぐあぐ教室(母乳やミルクを飲む動きのオノマトペ)と改めました。新型コロナ禍では集団から個別指導へ変更し、令和6年1月(令和5年度中)から集団へ戻して実施しています。離乳食開始目安の5か月児、手づかみ食へをして離乳食が3回/日へと移行する9か月児、スプーン等使うようになり離乳食が完了する時期に近い1歳2~3か月児へ教室の案内を発送していますが、それ以外の月齢でも希望や相談があれば教室へ参加いただいています。			・健康保険課 健康増進チーム				
歯科健康診査事業	歯科健診は、1歳・1歳6か月・2歳・2歳6か月・3歳・3歳6か月・5歳で実施しています。診察やフッ素塗布を行い歯の歯質を強化するとともに、保護者へむし歯予防や生活習慣病予防の指導を行っています。			・健康保険課 健康増進チーム				
《実績》	1歳受診率	2歳受診率	2歳半受診率	3歳受診率				
令和5年度	85.7%	95.8%	90.5%	89.3%				
学校給食の充実	学校や家庭教育学級等で栄養教諭による食育指導の実施を行いました。また、町産業振興課及び漁協、畜産業の方々と連携し魚食普及教室の実施や郷土産業の理解を深めました。			・教育委員会 教育総務チーム				
食生活改善推進員活動の充実	昨年までコロナ禍によって総会や食育活動があまりできていない状態が続きましたが、現在コロナが収まってきており、町民のために行う食育活動や、各市町村の食生活改善推進委員が集まる定期集会にも参加できてきている状態となっております。			・健康保険課 健康増進チーム				
《実績》	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
集会(回数・人数)	209	2522	中止	中止	23	218	27	245
訪問(回数・人数)	321	750	中止	中止	87	158	87	154

(7) 思春期対策に関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績	担当課
性に対する正しい知識の普及	各学校では、「性に関する指導の全体計画」を作成し、重点目標を掲げ、保健領域の授業や各教科等の授業と関連付けながら児童生徒への指導の充実と保護者への啓発に努めています。また、「学校保健年間計画」を作成し、計画的な発達段階に応じた保健指導を行っています。さらに、学校保健委員会や児童生徒保健委員会を通して保健に関する関心を高めています。	・教育委員会 教育総務チーム
思春期の子どもの心のケアに関する支援体制の充実	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、訪問が必要な家庭への訪問の他、健康保険課、児童相談所、錦江警察署など関係機関と連携して取り組みました。	・教育委員会 教育総務チーム
喫煙・飲酒・薬物等に関する教育の実施	学校薬剤師による研修や薬物乱用防止教室の実施により啓発を行いました。	・教育委員会 教育総務チーム
青少年を取り巻く環境浄化活動	町内小・中学校8校と南大隅高校を含め生活研究協議会や校外生活指導連絡会を開催し、地域や家庭での生活指導について情報交換を行うことで広域的な指導が行えました。	・教育委員会 生涯学習チーム
青少年育成関係諸団体の連携（青少年健全育成町民会議）	警察署員による非行の現状による講義の他、町PTA連絡協議会や校外生活指導連絡会と連携し、サマーフェスティバル後の夜間見回りを実施し非行防止に努めています。	・教育委員会 生涯学習チーム
フィルタリング・ソフトまたはサービスの普及啓発	情報モラル講演会のオンラインによる実施や、タブレット持ち帰りに対応したフィルタリングの実施など情報リテラシー教育に努めています。	・教育委員会 教育総務チーム

(8) 医療体制の充実に関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績			担当課
小児科医の確保	町内の小児科医確保はできていませんが、LINE やビデオ通話等オンラインを活用した小児科医師への無料相談サービス（小児科オンライン）を行っています。乳幼児健診は引き続き鹿屋医療センターの小児科医に依頼しています。また、同時期に産婦人科オンラインも開始となり、小児科含め相談後のアンケート結果は「また利用したい」の割合がほぼ100%で推移しています。 《小児科オンライン利用（相談）件数 実績》 令和4年度・105件、令和5年度・99件			・健康保険課 健康増進チーム
日曜・祝祭日及び夜間当番医	肝属郡医師会・肝属郡薬剤師会の協力を得て、日曜・祝祭日の在宅当番医制度を実施しています。夜間については、大隅広域夜間急病センターで対応しています。			・健康保険課 健康増進チーム
子ども医療費助成事業	令和3年度から、非課税世帯の医療機関窓口無料化を高校生まで拡充し、それに伴い課税世帯への助成（償還払い）も高校生まで拡充しています。			・健康保険課 健康増進チーム
《実績》	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成額	12,701,913円	14,417,529円	13,658,025円	15,404,965円
不妊治療費助成制度の広報活動	令和4年度より保険適用になったことから、補助要件を改正しました。 ・保険適用内の治療費助成 10万円 ・保険適用外の治療費助成 20万円 (県補助に該当する場合はそちらを優先) ※錦江町は令和5年度より改正			・健康保険課 健康増進チーム

(9) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しに関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績	担当課
男女共同参画の推進	コロナ禍等によりセミナーは開催できませんでしたが、町主催の行事において男女共同参画を推進する掲示物やリーフレットの展示コーナーを設けて啓発活動を行いました。令和6年度には基本計画を見直し、今後も男女共同参画を推進していきます。	・総務課 総務チーム

(10) 仕事と子育ての両立の推進に関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績	担当課
時間外保育事業(延長保育・休日保育)(再掲)	現在の受入体制で対応可能でした。休日保育については1箇所を実施しています。今後も現在の体制で実施していきます。	・介護福祉課 福祉チーム
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(再掲)	現在、4つの放課後児童クラブにて、受け入れを行っております。	・介護福祉課 福祉チーム
一時預かり事業(再掲)	今後も現時点の受入体制で問題なく対応できると考えています。	・介護福祉課 福祉チーム
病児・病後児保育事業(再掲)	従事者により提供体制が左右される不安定さに課題は残るものの、継続実施を目指します。	・介護福祉課 福祉チーム

(11) 児童虐待防止対策の充実に関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績	担当課
相談体制の充実	相談事業においては、母子健診、教室等での相談や電話での相談など随時受け付け対応しているほか、小児科オンライン事業に取り組み、オンラインでいつでも相談できる体制を取っています。	・介護福祉課 福祉チーム ・健康保険課 健康増進チーム
要保護児童対策地域協議会の推進(児童虐待防止ネットワーク)	児童虐待に関する個別ケース会議を年数回必要に応じて開催しています。	・介護福祉課 福祉チーム ・健康保険課 健康増進チーム
母子健診時等における子どもの観察	乳幼児健診時は計測・診察時における身体の観察を行っています。また、健診を続けて欠席した場合、園との連携や脱漏者の追跡、訪問等を行い子どもからのSOSが隠れていないか気づけるよう努めています。	・健康保険課 健康増進チーム

(12) 子どもの貧困対策に関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績	担当課
子どもの貧困の実態調査の実施	錦江町こども計画の策定にあたり、未就学児童・就学児童の保護者を対象に、子育て支援に関する利用状況や今後の利用希望と併せて、貧困に関する調査を行いました。	・介護福祉課 福祉チーム
就学援助の実施	準要保護児童生徒や就学前の生徒で、経済的理由により就学困難な児童へ就学援助費の支援を行い保護者の負担軽減を実施することができました。	・教育委員会 教育総務チーム

(13) ひとり親家庭への支援に関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績	担当課
各種申請手続き時の相談体制の充実	母子・父子世帯に関わる各種手当や、医療費助成、福祉資金貸付について申請があり、対応にあたりました。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
児童扶養手当支給事業（県事業）	新規認定3件、再認定2件、支給件数45件。引き続き、支給を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
ひとり親家庭医療費助成事業	助成延べ件数827件、負担額2,094,411円。引き続き支給を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム

(14) 障がい児施策の充実に関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績	担当課
乳幼児健診の充実	乳幼児健診の問診を通じて発育・発達のスクリーニングを行い、医師診察による疾病の早期発見に努めています。また、健診を通じ親の心配事、親や園との相談内容を踏まえ、必要時心理相談や言語相談へつなげています。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険課 健康増進チーム
校内支援体制の整備	町特別支援連携協議会では、就学児童や進級時の入級及び支援員の配置など個に応じた指導について各学校や関係機関と連携して取り組みました。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
特別支援教育の充実	年7回の学習支援員の情報交換会を実施し個に応じた支援の仕方について理解を深めました。また、学校が実施する医療的ケア児の安全委員会に参加し、当該児童が安全に学習できるよう環境整備に努めました。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 学校教育チーム
関係機関との連携	鹿屋特別支援学校による巡回指導と就学前の相談会の実施により相談体制の充実を図りました。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
障害児通所サービス事業	20名が利用し、指導等を行い実施しています。利用の助成を行うことにより、保護者の負担軽減も図られています。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム
補装具、日常生活用具の給付	補装具2件、日常生活用具2件の給付を行い、負担軽減が図られました。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム
特別児童扶養手当（県事業）	再認定3件、支給件数5件。引き続き支給を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
障害児福祉手当（県事業）	4名に対して手当を支給しています。新規申請はありませんでした。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
重度心身障害者等医療費助成事業	5名の児童に対して医療費の一部を助成し、負担軽減が図られています。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム

(15) 子育て家庭の負担軽減に関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績	担当課
子ども医療費助成事業 (再掲)	令和3年度から、非課税世帯の医療機関窓口無料化を高校生まで拡充し、それに伴い課税世帯への助成(償還払い)も高校生まで拡充しています。	・健康保険課 健康増進チーム
保育所・幼稚園の保育料助成	令和6年4月より、保育料完全無償化を実施しています。	・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
すくすくベビー券支給事業	令和3年度より錦江町出産おめでとう祝金支給(新生児一人につき10万円支給)によりすくすくベビー券支給事業は廃止となりました。	・健康保険課 健康増進チーム
町奨学資金貸付事業	錦江町でんしろう奨学金制度を創設し、利子補助や条件により元金補助を行い保護者の負担軽減を図ることができました。	・教育委員会 教育総務チーム

(16) 良質な居住環境の確保に関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績	担当課
新築住宅に対する固定資産税の減免	令和6年度は9件減免中です。新築後転入した場合、町外業者も対象としています。地方税法による新築住宅軽減が延長された場合は引き続き実施します。	・住民税務課 税務チーム
町営住宅の優先入居	令和5年度に2件、定住促進住宅の入居がありました。	・建設課 住宅チーム
子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	母子保健事業、またはその他の事業等に参加された親子で授乳が必要な場合に授乳室を使用しています。また、妊婦教室の沐浴指導時に沐浴可能なシンクを活用しています。	・各施設担当課
児童公園等の整備・充実	児童公園は、年間を通して草刈りや清掃を行い、町民が使いやすい環境を整えています。	・介護福祉課 福祉チーム

(17) 安全・安心のまちづくりの推進に関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績	担当課
防犯に関する普及啓発活動の実施	警察からのうそ電話詐欺、架空請求、つきまとい等の事案情報により防災無線による注意喚起の放送を行いました。	・総務課 総務チーム
防犯協会への協力	南隅防犯組合連合会への運営補助や同会発行の広報誌を毎月自治会長便で各世帯へ配布することにより防犯啓発を行いました。	・総務課 総務チーム
子ども110番の家	町内の事業所(30事業所)に協力をいただき、児童・生徒が通学途中のトイレの借用や水分補給などに対応していただき安心して通学ができています。	・教育委員会 教育総務チーム
なんごう交通・防犯少年団への支援	南隅防犯組合連合会を通じて、少年団へ、帽子やベストの助成を行い、街頭キャンペーンや防犯等のイベントへ参加協力を行いました。	・総務課 総務チーム
長期休暇における啓発活動	夏休み・冬休み・春休みに町内各学校の児童・生徒が早期帰宅と家事の手伝い等の放送を行いました。	・総務課 総務チーム

(18) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進に関わる主な施策・事業

施策・事業等	実績			担当課
交通安全対策事業	自治会等からの要望や、台風等で倒壊や損傷したロードミラーの新規設置・改修を行いました。			・総務課 総務チーム
《実績》	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規	2件	5件	0件	3件
改修	4件	4件	3件	4件
調整	5件	3件	5件	12件
交通安全教育の推進	新型コロナウイルス感染拡大のためにいずれも実施できませんでした。今後は各機関等を利用して各年代に応じた講習会等を実施していきます。			・総務課 総務チーム
交通指導の充実	交通安全協会等と連携し、春・秋・年末年始の交通安全運動期間と、毎月1日、10、20日に街頭立哨を行いました。			・総務課 総務チーム

4 次期計画に向けての本町の課題

(1)少子化対策

本町の出生数は近年 30 人前後で推移しています。合計特殊出生率は、国より高い値ではあるものの平成 30 年から令和 4 年までの平均が 1.69 となっており、令和 7 年度以降も少子化は進むものと予想されます。

少子化の背景には、未婚・晩婚化、経済的な不安定さ、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が女性に偏っている状況、出会いの機会の減少、若者の人口流出など、様々な要因が複雑に絡み合っています。対策は容易ではありませんが、結婚や出産、子育てに関する一人一人の希望がかなえられるよう取り組む必要があります。

(2)子育てしやすいまち

就学前児童・就学児童保護者へのアンケート調査によると、町に求める子育て支援策として、子どもが安心して遊ぶことができる場所の提供や、経済的支援、子どもの医療体制の整備等のニーズが高くなっています。

子育てしやすいまちを目指して、子どもや子育て世帯への支援を総合的に充実させていく必要があります。

(3)相談支援体制の充実

就学前児童・就学児童保護者へのアンケート調査によると、子育てについて気軽に相談できる人が「いる」と回答した人の割合が9割を占める一方で、「いない」と回答した人は就学前児童保護者では 2.4%、就学児童保護者では 2.5%を占めています。また、こども・若者調査によると、孤独であると感じることが「しばしばある・常にある」と回答した人は 7.0%となっています。

このように、相談できる人がいないと感じている保護者や、孤独を感じている人を相談支援に確実につなげていく必要があります。また、身近に相談できる人がいる場合でも、その人たちとのつながりが絶たれた場合を考慮し、相談窓口の受け皿を準備しておくことも重要です。

(4)幼児期までのこどもの育ちの支援

国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」にあるとおり、乳幼児期は、こどもの生涯にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期です。全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう取り組む必要があります。

(5)妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。こど

もが病気やケガ等で保育所等を休んだ場合の対処方法について、「親族・知人に子どもをみてもらった」と回答した人の割合は、就学前児童保護者では約4割、就学児童保護者では約2割にとどまっています。

関係機関の連携のもと、妊娠前から子育て期まで切れ目なく相談支援を行い、全ての人が安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組む必要があります。

(6)仕事と子育ての両立支援

こども・若者調査では、育児を支援する施策として「企業のワーク・ライフ・バランスを促進する政策を充実させること」と回答した人の割合が約2割を占めていました。核家族世帯、共働き世帯が増加し、仕事等の理由によりこどもを自宅でみることのできない場面が増えています。家事・育児の負担が、依然として女性に偏っている現状も踏まえ、一時預かりや病児・病後児保育など、保護者の実態とニーズに合わせた一時的保育等関連サービスの充実に取り組む必要があります。

(7)ひとり親家庭への支援

仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいと言われています。ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、それぞれの世帯に寄り添った相談支援を行い、生活支援や就労支援等、最適な支援につなげていく必要があります。

(8)出会いや結婚への支援

こども・若者調査では、「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」が62.4%で、国の調査結果を23.4ポイント上回っています。一方、「結婚はした方がよい」が25.9%で、国調査を18.3ポイント下回っており、結婚や同棲に対して必要性を感じていない方が多い結果となっています。

また、結婚生活について不安に感じることについては、「結婚生活にかかるお金」が54.1%で最も高くなっています。

若者が自らの結婚に関する希望をかなえることができるように、出会いや結婚への支援をより推進していく必要があります。

(9)こどもの貧困対策

家庭の経済状況は、子どもの進路選択や家庭環境にも影響を及ぼしている可能性があります。就学前児童・就学児童保護者へのアンケート調査結果によると、現在の暮らしの状況を『苦しい』（「苦しい」と「大変苦しい」の合計）と感じている人は、就学前児童保護者では10.8%、就学児童保護者では19.8%にのぼっています。また、経済的な理由で「食料が買

えなかった経験がある」と回答した人が1割台を占め、「必要な服や靴を買えなかった経験がある」と回答した人が約2割を占めています。

貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るため、教育の支援や生活の安定のための支援に取り組む必要があります。

(10)障がい児等への支援

国が2014年に批准した「障害者の権利に関する条約」やこども基本法の理念を踏まえ、障がいのあるこども・若者や発達に特性のあるこども・若者について、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要するこどもと他のこどもと一緒に教育・保育を受けることができる、インクルーシブな教育・保育の体制づくりを推進していく必要があります。

(11)こども・若者や子育て世帯の意見反映

こども基本法において、こどもの意見表明権と意見の尊重は基本理念とされており、地方公共団体は、こどもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映させることが義務付けられています。

本町においては、こどもや若者を対象とした調査を実施し当事者の状況把握を行いました。「子どもは権利の主体である」と回答した人の割合は75.4%を占める一方で、「子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と回答した人の割合は28.0%にとどまっており、こどもの意見表明権について広く周知・啓発に努めていく必要があります。

第4章 基本理念、基本目標について

1 基本理念

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現にあたっては、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を真ん中に据え、こどもや若者の視点に立ち、誰一人取り残さず、健やかな成長を地域社会全体で後押しすることが必要だとされています。

今回策定する「錦江町こども計画」では、「第2期錦江町子ども・子育て支援事業計画」における基本理念である「輝け子どもの未来、安心して子育てできるまち 錦江」の一部を継承するとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向け、新たに以下の基本理念を設定します。

輝けこども・若者の未来 安心して子育てできるまち 錦江

なお、こども大綱では、こども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、6本の柱を国におけるこども施策の基本的な方針としています。本計画においても、こども大綱の6本の柱を基本方針とし、それを踏まえ施策を展開します。

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む問題の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、国、県、近隣市町村、民間団体等との連携を重視する

また、こども大綱では「こどもまんなか社会」を実現するためのこども施策に関する重要事項について、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すとしていることから、本計画においても、「ライフステージ別の施策」、「ライフステージを通じた施策」、「子育て当事者への支援に関する施策」の3つの区分に分けて掲載しています。

2 基本目標

本計画で目指す基本理念の実現に向け、基本目標を次の通り掲げます。

《Ⅰ ライフステージ別の施策》

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり

子どもを産みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までの子どもの育ちを支える良質な環境づくりを推進し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとされる幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実を図ります。

基本目標2 子どもが成長できるまちづくり

子どもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもが夢や志を持ち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。

基本目標3 若者が自立できるまちづくり

若者が社会の一員として役割を果たせるよう、関係機関の協力のもと、若者の自立支援等を行うことによって、自らの意思で将来を選択し自立できるように支援します。

《Ⅱ ライフステージを通じた施策》

基本目標4 全ての子どもが幸せな状態で成長できるまちづくり

必要なときに必要なサービスを受けることができる体制を確保し、子どもの成長過程全体を通じた支援によって、子どもの心身の状況や置かれた環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう推進します。

《Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策》

基本目標5 子育て当事者が子どもに向き合えるまちづくり

家庭と社会が、相互に養育力を補完し高め合うとともに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担感を抱くことなく、育児と仕事等を両立しながら、健康で自己肯定感とゆとりを持って子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくります。

3 施策の体系



第5章 施策の展開

I ライフステージ別の施策

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園等への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会づくりを推進します。

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

①母子の健康管理

母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行い、出産前後の家庭の育児支援や産後ケア事業など適切なサービス利用につなげることで、出産や育児に係る母親の負担軽減を図りつつ、各種健診や予防接種、乳児家庭全戸訪問事業などの実施により、母子の健康管理を推進していきます。

②産後の支援体制の充実

安全で安心した子育てができるよう、全ての乳児を対象に保健師等が訪問して、乳児の発育や母親の健康についての確認や相談、保健指導を行います。

また、出産後に家族からの支援が受けられない等の家庭については、産後ケア事業等による母子への心身のケア・育児指導等の支援を行います。

③乳幼児健康診査等の充実

乳幼児の適切な保健指導と病気や発達に不安のあるこどもの早期発見・早期治療が行えるよう、各種健診の受診率の向上と充実を図ります。また、乳幼児健診後、支援の必要なこどもへの継続的なフォロー体制を充実するとともに、母親の体調や悩みを抱える保護者等を早期に把握し、必要に応じて専門機関による相談支援や医療機関の受診につなげます。

④相談体制の充実及び周知・啓発

妊娠中や出産後の悩みを産婦人科医・助産師にLINEや電話で気軽に相談できる「産婦人科オンライン」始めとした相談支援の充実や、周知・啓発活動に取り組みます。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
不妊治療費助成制度	不妊に悩む夫婦に対し経済的負担の軽減を図り、少子化対策に努めるため、不妊治療費の助成を行っています。令和4年度より保険適用となりました。 ●保険適用治療：上限 10 万円/年度 ●保険適用外治療：上限 20 万円/年度 (県の補助に該当する場合はそちらを優先)	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
こども家庭センターの設置	こども家庭センターを設置することにより、従前の子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点が果たしてきた機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援、子どもと子育て家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援を提供することを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉課 福祉チーム 健康保険課 健康増進チーム
母子健康手帳交付時の健康相談	妊娠出産が安心安全にできるために、母子健康手帳交付時に面接を実施する事業です。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム 住民生活課 民生チーム
妊婦健康診査	妊娠中に最大 14 回健康診査にかかる費用の一部を補助し、妊婦中の生活を安心安全に過ごせるように、妊婦教室や母子相談で情報提供等を行っています。平成 31 年度から産婦健診産後ケアを実施し、医療機関との連携、出産後の支援を強化し、妊娠期からの切れ目のない支援を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
妊婦・配偶者歯科健康診査事業	母子健康手帳発行時、妊娠中のお口の変化について説明し、歯医者への受診勧奨を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
産婦人科オンライン	妊娠中や出産後の悩みを産婦人科医・助産師に LINE や電話で気軽に無料相談できる事業です。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
産婦検診	産後の2週間・1か月前後(2回助成)でご自身(産婦)の健康チェックを行うための受診票を母子健康手帳発行時に交付します。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
妊婦教室	安心して妊娠・出産を迎えられるよう、各回テーマを決めて個別相談、集団指導を実施しています。参加者同士の交流(ママカフェ)も教室内で実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
ハイリスク者の訪問指導	発育発達状況の確認や母子を取り巻く環境整備等について、母子健康手帳交付時や出生届時に状況を把握し、保健師が継続的に訪問し、支援を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
出産育児一時金受任払制度や助産施設利用の案内	出産に際し、健康保険からの出産育児一時金を病院へ直接支払う受任払制度の利用を促進し、経済的な負担を減らします。経済的な問題により、一般病院での出産が難しい場合は、低額で出産ができる助産施設の利用の案内を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
新生児聴覚検査	すべての新生児に対して新生児聴覚検査が実施され、聴覚障害の早期発見・早期療育につなげられるように助成を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
養育支援事業	未熟児で生まれた児と母親に対し保健師、助産師等で訪問し必要な指導・支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
未熟児養育医療給付	原則として出生体重が 2,500 g 未満で入院治療が必要と医師が認めた乳児に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を給付します。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
母子相談事業(2か月児相談・お誕生相談)	身体計測・育児相談等を、錦江町総合交流センター・田代保健福祉センターでそれぞれ月1回行います。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム

主な事業・取組	取組・事業概要	担当課
産後ケア事業	育児支援を特に必要とする赤ちゃんと産後のお母さんが少しでも安心して過ごせるよう、赤ちゃんのお世話から産後のお母さんの体の気がかりまで、それぞれの状態に合わせたケア（来所型・訪問型・宿泊型）を行うための費用を一部助成します。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 住民生活課
マミー運動教室	分娩後の体の戻りを早め、産後うつ防止等メンタルケアと子育てに必要な体力づくり、交流を深める教室を実施しています。専門のインストラクターによる骨盤ストレッチやベビーマッサージを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課
母子健診事業	満3～4か月、7～8か月、1歳6か月、3歳児、5歳児の乳幼児を対象に、身体測定問診・尿検査・内科と歯科の診察・心理や言語相談、保健指導等を行います。健診時には、誤飲、転落・転倒及びやけど等の子どもの事故防止のための啓発活動にも取り組んでいきます。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
母子健診時の栄養指導の実施、食育の推進	バランスのよい食事や簡単に作れる料理の紹介・食事の姿勢や環境整備など、生活の状況に合わせた親の困り事の解決に繋がられるよう支援しています。乳幼児各種健診時には、管理栄養士による対象児童に合わせた必須栄養の紹介、簡単に作れる料理等の紹介を行い、切れ目のない支援を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課
予防接種事業	発症・重症化予防を目的として、予防接種事業を実施しています。また、任意接種のロタウイルスやおたふくかぜについても助成しています。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
歯科健康診査事業	むし歯の発生予防と早期治療のため、1、2歳、2歳6か月、3歳児の歯科健診を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
フッ素塗布事業、フッ化物洗口の推進（乳幼児～学童）	紙芝居やエプロンシアターでの健康教育、歯磨き指導後、フッ素塗布を行っています。フッ化物洗口も保育園・幼稚園で実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
はぐみん相談	こどもの発達・育児で気になること、子育てで困っていることなどについてのご相談を受け付けます。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
発達相談	個別相談は随時行い、保護者が児の育てにくさや困りごとを感じた際に悩みを相談できるよう配慮し、児の個性と児への関わり方等について助言する機会と場を提供していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉課 福祉チーム
児童見守り強化事業	「子どもの見守り強化アクションプラン」の取組を一層推進するため、民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供を通じた子どもの見守り体制の強化を図る事業です。	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉課 福祉チーム
離乳食教室・カミカミ教室の開催	個々の発達に応じて離乳食の進め方や調理法、噛むことの重要性、口腔衛生等について指導し、また歯科衛生士・栄養士による講話、調理実習、試食等も行います。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
食生活改善推進員活動の充実	乳幼児・学童期の児への食育活動（乳幼児健診・母子教室）等を通じて、乳児期から始める生活習慣病予防等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
各事業に関する広報活動	SNS などの活用など、必要な方に必要な情報が届く手段を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム

(2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

①地域における子育て支援

子育て家庭等の負担感・不安感を軽減することや遊びの体験機会の提供を目的とし、地域の身近な場所で気軽に親子の交流や相談ができる地域子育て支援拠点などの子育て支援サービスの充実に取り組みます。

②多様化する教育・保育ニーズへの対応

就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、預かり保育、延長保育等の充実に向けた取組を行うとともに、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の実施や、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業などの取組を推進します。

③こども・子育てを支える人材の確保・育成

幼稚園教諭や保育士等に対する研修の充実や指導監査等の実施により、幼児教育の質の確保及び向上を図ります。

④小学校等との円滑な接続の推進

認定こども園、幼稚園、保育所等から義務教育段階へとこどもの発達や学びは連続しており、幼児期の教育と小学校教育とは円滑に接続されるべきであることから、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等の関係者による連絡協議会等での指導を通じた円滑な推進を図ります。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
認定こども園の設置・運営	認定こども園は、保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、就学前の児童に総合的な教育・保育を提供する施設です。保育所と幼稚園の良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことを目的としています。	・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
保育所等の環境整備支援	建物の老朽化が進んでいる保育所等について、施設環境の改善を支援します。	・介護福祉課 福祉チーム
通常保育事業	保護者の就労又は疾病などの理由により、保育を必要とする児童への保育を行う事業です。	・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
障害児保育事業	知的障害や発達障害、身体障害などの障がいを抱える児童に対して行う保育のことです。今後も必要に応じて、受け入れを行っていきます。	・介護福祉課 福祉チーム

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点等で一時的に預かる事業です。本町では、4箇所で実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム
子育て短期入所生活支援事業（ショートステイ）	保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、経済的理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に児童養護施設やその他の保護を適切に行うことができる施設において、一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム
時間外保育事業(延長保育・休日保育)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。本町において、休日保育は1箇所で実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム
ブックスタート事業	2か月児教室（ひよこルーム）にて、絵本を通して赤ちゃんと保護者が向き合い、母と子のふれあいを通して愛着形成をもつきっかけとなるよう働きかける事業を実施しています。また1歳～6歳の誕生日に絵本プレゼントの案内をしています。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険課 健康増進チーム
たんぽぽ教室	子どもたちの遊ぶ様子を身近で見守る中で、お母さん同士が子育てについて学ぶ教室を実施しています。また、母親同士の情報交換の場や子ども同士が遊ぶ場となっています。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険課 健康増進チーム
保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上	保育士・幼稚園教諭等の資質を向上させ、保育環境の充実を図るため、研修会等の実施を推進します。保育士不足の問題に対応するため、ハローワーク等と連携し、保育士・幼稚園教諭確保につなげ、教育・保育の質の向上に向けて検討していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム
幼保小の連携推進	幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続を目指し、小学校において幼保小連携研修部会を年1回以上実施しています。また、必要に応じて新入生の連絡会を実施しています。本町には公立幼稚園はないので、小学校と私立幼稚園・保育所等の連携の強化を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム ・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
保育園留学	都市部の保護者を対象に、内閣府の一時預かり制度を利用し、子供たちは本町のこども園等に通園し、保護者はリモートワークなどを行う体制を整え、本町での生活体験、地域との交流を通して子どもたちの成長を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム

基本目標2 こどもが成長できるまちづくり

学童期は、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性を育む時期とされています。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境整備を推進します。

また、思春期は他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味や価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支える環境づくりの推進に取り組みます。

(1) こどもが安心して過ごし学ぶことができる教育環境の充実

①次世代の担い手となる人材の育成

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境、安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人一人の資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。

②安全・安心な教育環境の向上

児童生徒が安全で充実した学校生活を送れるよう、適正規模と適正配置の推進や、学校施設の長寿命化等の推進により、教育環境の向上に努めます。

③全てのこどもの学びの保障

経済的理由等により修学困難な児童生徒に対する就学支援及び高校生や大学生に対する奨学資金貸付制度を継続します。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による学習環境の維持確立に努めます。

④こどもを犯罪や交通事故から守るための取組

交通事故や犯罪に巻き込まれる危険性を減らし、次世代を担うこどものかけがいのない命を社会全体で守るため、交通ルールの理解と交通マナーを向上させる取組を推進するとともに、こどもたちが安心して外出できるよう防犯体制の整備などの取組を推進します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
小中一貫教育を見通した小中学校の連携	中学校区ごとに小中連携の内容、方法を確認して、一貫教育が進められるようにします。小学校専科指導加配教員の検討を行います。	・教育委員会 教育総務チーム
一校一風の推進	各学校において、学校や地域教材等を活かした特色ある教育活動に取り組んでいます。	・教育委員会 教育総務チーム
幼保小の連携推進【再掲】	幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続を目指し、小学校において幼保小連携研修部会を年1回以上実施しています。また、必要に応じて新入生の連絡会を実施しています。本町には公立幼稚園はないので、小学校と私立幼稚園・保育所等の連携の強化を行います。	・教育委員会 教育総務チーム ・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
学力向上対策の充実	「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、児童生徒の学力を高めるための授業改善や、ICT教育（プログラミング学習）など時代の変化に応じた教育の推進、キャリア教育の充実（職場体験学習・職業講話等）等に取り組めます。また、児童生徒の学力向上に向けた教員の指導法改善、学校の組織的な取組を推進します。	・教育委員会 教育総務チーム
特別支援教育の充実	学校の規模や児童生徒の実態に応じ、学習支援員等を配置し、支援が必要な児童生徒の教育支援を行っています。また、町教育支援委員会から、各学校の校内教育支援委員会の実施を依頼し、適切な教育支援相談体制づくりに努めています。	・教育委員会 教育総務チーム
外国語、外国語活動の推進	A L T（外国語指導助手）の配置と全小・中学校への派遣、小学校3～4年生の外国語活動へのA E A（英語指導講師）の派遣等、グローバル化に向けた英語教育の充実に努めます。また、中学校生徒の英語検定料の補助を行います。	・教育委員会 教育総務チーム
学校施設・教材等の整備充実	校舎等の修繕や必然的な施設整備等年次計画に基づき推進します。	・教育委員会 教育総務チーム
開かれた学校づくりの推進	保護者や地域住民等の学校運営への参画促進及び、学校と地域の連携を図ることを目的に、コミュニティスクール（学校運営協議会制度）の充実を更に図ります。	・教育委員会 教育総務チーム
中学生 SDG s 断熱ワークショップ	次世代を担う中学生を対象に、森林の持つ機能や必要性を学んだり、自分たちで断熱改修を行うワークショップを開催し、環境施策や省エネルギー対策への興味、関心を高めてもらう。	・政策企画課 政策企画チーム
関係機関との連携	各学校で、年1回鹿屋養護学校から講師を招き、巡回相談や特別支援教育に関する研修を実施しています。また、日頃の授業においても、特別支援の観点から、一人一人の子どもの実態に寄り沿った支援に努めています。	・教育委員会 教育総務チーム
学校給食の充実	栄養教諭の各学校への派遣を通して、食育教育を支援していきます。学校給食を食のモデルとし、食に関する指導により児童・生徒の食生活の改善を図ります。漁協と協力したお魚食普及教室や畜産業者との畜産を学ぶ会に参加し、地元食材への興味・関心を高めます。	・教育委員会 教育総務チーム
子ども読書活動の推進	司書補を各校に配置し、学校図書館の整備や読書意欲の喚起に努めています。また、毎年蔵書数の調査を行い児童生徒数に応じた適切な蔵書数を把握しています。	・教育委員会 教育総務チーム
親子山村留学	自然豊かな本町での就学を希望する都市部からの親子を1年間、山村留学として受け入れ、相互の教育振興を図ります。	・教育委員会 教育総務チーム

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
MIRAI塾	子どもたちや地域住民が最新技術(IoT/ICT/AI など)やスマートフォンビジネス、まちづくりなどを気軽に学べるワークショップを実施します。 また、町内の2つのこども園等で親子でのSTEAM教育、アニメーターやプログラミングなどの将来の職業選択の一つになるようなワークショップも実施しています。	・未来づくり課 未来づくりチーム
錦江町MIRAI寺子屋塾	地方にいても都市部と変わらない学習機会・選択肢を持てるように、学校で配布されているipadを活用した公営塾を開設しています。小学生(5~6年生)は、英語(英検受験)と算数、中学生は、英語と数学の授業を受講しています。また、1ヶ月に2回程度1対1で外国の方との英会話教室も行い、希望者はプログラミングの勉強も実施しています。 なお、令和5年度から小学生も中学生も受講料は無料化となっています。	・未来づくり課 未来づくりチーム
錦江町高校生用MIRAI寺子屋塾	近隣市町村に大学受験をする高校生用の塾が無いことから子どもたちの夢を応援するため、また、子育て支援として高校生用の塾を令和5年度から開設しました。 高校1・2年生は2教科で負担金は1ヶ月5,000円、高校3年生は3教科で1ヶ月10,000円の負担金をもらい運営しています。	・未来づくり課 未来づくりチーム
子ども会育成活動支援	単位子ども会の存続が厳しい現実がある中、子どもたちに貴重な体験をしてもらえるよう指導者育成の強化を図ります。	・教育委員会 生涯学習チーム
スポーツ少年団指導者研修	スポーツ少年団の活動の円滑かつ向上させるための指導者・育成母集団相互の研修機会を確保し、健全な活動実践に取り組みます。	・教育委員会 生涯学習チーム
交通指導の充実	街頭立哨を春・秋・年末年始の交通安全運動期間と、毎月1日、10、20日に実施しています。今後も、継続して、街頭指導を行い、交通安全に努めていきます。	・総務課 総務チーム
地域ぐるみの安全・安心な環境づくり	町民の協力により「子ども110番の家」を設置し、各学校では「子ども110番の家」と連携を取って防犯活動をしています。また、「子どもSOSの家」として通学途中のトイレ借用依頼(謝金対応)も実施しています。	・教育委員会 教育総務チーム
長期休暇における啓発活動	長期休暇期間は各学校の児童・生徒が、夏17時30分、冬16時30分、春17時に早期帰宅、家事の手伝い等の放送を実施しています。	・総務課 総務チーム
防犯協会への協力	南隅防犯組合連合会への運営補助や同会発行の広報誌を毎月自治会長便で各世帯へ配布し防犯啓発を実施しています。	・総務課 総務チーム
なんぐう交通・防犯少年団への支援	南隅防犯組合連合会を通じて、少年団へ帽子・ベストの助成を実施し、街頭キャンペーンや防犯イベントへ参加協力を行っています。	・総務課 総務チーム
交通安全対策事業	随時危険箇所に対し、カーブミラーの設置や清掃、ガードレールの設置や横断歩道の塗り替えを、優先順位を決めて実施しています。	・総務課 総務チーム
交通安全教育の推進	交通安全講話や自動車運転技能訓練等、各年代に対応した講習会等を実施しています。	・総務課 総務チーム

(2) 居場所づくり

①こども・若者の視点に立った居場所づくり

その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

その際、すでに多くのこども・若者の居場所となっている子ども会や学習支援の場など多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などが、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

②放課後児童対策の推進

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブの安定的な運営を確保するとともに、学校施設の利用促進の観点も含め放課後児童対策に取り組みます。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
子どもの居場所づくりの支援	子どもの居場所づくりに取り組みたい方々への情報提供、子どもの居場所の実施にあたっての周知への協力等を図っていきます。	・介護福祉課 福祉チーム
学校開放事業	学校開放は、町内5校で特に休日や夜間に実施しており、主に社会体育の利用が多く、文化事業の取り組みも充実しています。地域の方の活用条例公民館の位置づけはされていませんが、今後も地区公民館主体による講座の実施や行政との共催による出前講座の推進を図ります。	・教育委員会 教育総務チーム
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない就学児等に対して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	・介護福祉課 福祉チーム
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。	・介護福祉課 福祉チーム

(3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

①小児医療体制の充実・強化

こどもの命と健康を守り、保護者の不安の解消を図るため、小児医療の提供体制の充実・強化を図ります。こどもの疾病予防・早期発見のために、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」の普及・啓発に努めます。

②性に関する指導の着実な実施

小・中・高等学校等において、こどもの発達段階に応じ、心身の健康や性に関する正しい知識を得ることができるよう、学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施に努めます。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
小児科医の確保	本町における小児科医の確保には至っていませんが、小児科オンライン（小児科の医師）により、無料で相談できるサービスの紹介をしています。	・健康保険課 健康増進チーム
日曜・祝祭日及び夜間当番医	肝属郡医師会、肝属郡薬剤師会の協力を得て、日曜・祝祭日の当番医制を行います。夜間については、大隅広域夜間急病センターで対応します。	・健康保険課 健康増進チーム
性に対する正しい知識の普及	各学校では、「性に関する指導の全体計画」を作成し、重点目標を掲げ、保健領域の授業や各教科等の授業と関連付けながら児童生徒への指導の充実と保護者への啓発に努めています。また、「学校保健年間計画」を作成し、計画的な発達段階に応じた保健指導を行っています。さらに、学校保健委員会や児童生徒保健委員会を通して保健に関する関心を高めています。	・教育委員会 教育総務チーム
思春期の子ども心のケアに関する支援体制の充実	各学校では、県のスクールカウンセラーや町のスクールソーシャルワーカーを要請し、児童生徒の状況に応じて相談できる体制を整備し、教育相談や家庭訪問など行っています。	・教育委員会 教育総務チーム

(4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

①学校における主権者教育の推進

主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、これからの社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導を実施します。

②喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育の推進

喫煙、飲酒、薬物乱用について、その健康被害に関する正しい知識の提供に努めるとともに、家庭、学校、地域が一体となってその予防に取り組みます。

③学校におけるライフデザインに関する教育の推進

家庭、地域、社会における自立した生活者として必要な力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、各ライフステージの特徴などを踏まえた生涯を見通した生活設計やこどもの生活と保育等についての指導を実施します。

④学校における労働に関する教育の推進

働き始める前に、勤労観や職業観を培うと共に、労働基準法など労働法制について理解するために、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、社会生活における職業の意義と役割や雇用と労働問題等についての指導を実施します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
情報モラル教育	情報モラルやネットトラブルに関する正しい知識を保護者・地域住民が学ぶ場の設定や、各学校において「生徒指導全体計画」をもとに特別活動の時間に情報モラルに関する授業を行う等、情報モラル教育の充実に努めます。	・教育委員会 教育総務チーム
「携帯・スマホ安全教室」等ネット社会の問題に関する講演会	SNS を巡るトラブル等のインターネット上の問題行動を未然に防止するため、児童生徒への指導を行うとともに、啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などを通して、児童生徒が被害者及び加害者とならないよう、情報モラル教育の推進に努めます。	・教育委員会 教育総務チーム
喫煙・飲酒・薬物等に関する教育の実施	各学校において、児童生徒の心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を養うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めています。	・教育委員会 教育総務チーム
保育に関する学習の実施	現在、未実施ですが、命の大切さを伝えていくために、保育実習や職場体験学習等を実施するなど、受け入れ体制を検討していきます。	・介護福祉課 福祉チーム
青少年教育の推進	フィールドワーク等を通して、地域に伝わる歴史や伝統芸能、文化、産業、地域の特性等を理解し、郷土を愛し、地域の発展に貢献しようとする少年の育成に努めます。	・教育委員会 生涯学習チーム

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
「青少年育成の日」における啓発活動の推進	「青少年育成の日」におけるスポーツ少年団や部活動、大会等の実施を自粛するよう関係機関に呼びかけていきます。	・教育委員会 生涯学習チーム
青少年を取り巻く環境浄化活動	生活指導研究協議会や校外生活指導連絡会等を実施し、また町内での青少年の現状を校種をこえて情報交換することで、系統的、広域的な指導に努めています。	・教育委員会 生涯学習チーム
お仕事バイキング	町内の小学5・6年生を対象にしたキャリア教育です。魅力ある職業に就く方々と町内の小学校をオンラインで結び、子どもが興味を持つ仕事の講師の話聴き、質問をするなど双方の交流を行います。	・政策企画課 政策企画チーム
アントレプレナーシップ教育事業	次世代を担う中学生を対象にしたキャリア教育です。地元に対する誇りや愛着を持ってもらうため、また、これからの時代を生き抜く上で必要な考えを自ら立案する力を養うことを目指します。	・政策企画課 政策企画チーム

(5) いじめ防止・不登校のこどもへの支援

①いじめ問題に対する相談・指導体制の充実

いじめ問題など児童生徒を取り巻く様々な状況に適切に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒及びその保護者への指導・助言や、教職員への研修等を推進し、こどもが安心して相談できる体制づくりを進めます。

②「ネットいじめ」に関する対策の推進

近年、スマートフォンの普及に伴って生じているSNS等を使った「ネットいじめ」はこどもたちの自己肯定感を大きく損なうとされています。いじめの未然防止対策として、情報モラル教育の充実や、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組めます。

③不登校を未然に防ぐ取組の推進

不登校やひきこもりなどは、経済的な困窮やいじめ、家庭関係など多岐にわたる様々な要因が複合的に絡み合って起こるとされています。不登校の未然防止、問題等の早期発見のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するなど、学校、家庭、関係機関が一体となった取組を推進します。

④居場所づくりの推進

学校に登校することが難しい不登校児童生徒の社会的自立に向けた状況の改善を図るため、学習や体験活動ができる居場所づくりを推進します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
道徳教育の充実	学習指導要領の目標や内容について、学校教育全体を通じた計画的な展開を図っていきます。学校段階や発達段階に応じた教育活動全体での道徳教育の充実及び教職員の指導力向上等を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
人権同和教育の充実	「人権の花」運動の実施や、人権同和問題について家庭教育学級等で研修の機会を提供するなど、差別をなくし明るい社会を築くための取組の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 生涯学習チーム
相談体制の充実	定期的にスクールカウンセラーを招聘し、児童生徒や保護者及び教職員の相談体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
情報交換会の実施、学校訪問・家庭訪問等による実態の把握	家庭教育相談員やスクールソーシャルワーカーとの連携をさらに深め、子どもの自殺予防の取組を進めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・主任児童委員
生徒指導の充実	問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応、情報モラルの育成に努めます。また、学校・家庭・地域・関係機関等の連携を推進し、いじめや不登校に対する未然防止や早期発見、早期対応に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
「携帯・スマホ安全教室」等ネット社会の問題に関する講演会【再掲】	SNS を巡るトラブル等のインターネット上の問題行動を未然に防止するため、児童生徒への指導を行うとともに、啓発資料の活用や各種研修会への職員派遣などを通して、児童生徒が被害者及び加害者とならないよう、情報モラル教育の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
不登校児童生徒への支援	不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実など、不登校児童生徒への支援を推進します。相談窓口やフリースクール等の民間団体の情報を提供し、保護者や関係機関等と連携した個別指導、家庭訪問、体験活動の機会を提供することにより、社会的自立を目指せるように組織的・継続的な支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
児童育成支援拠点事業【再掲】	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム

基本目標3 若者が自立できるまちづくり

若者一人一人の状況に寄り添った就職や自立支援を行うとともに、若者が自らの主体的な選択により、結婚や子どもを産み育てたいと望んだ場合に希望がかなえられるよう、多様な価値観を尊重し、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。

悩みや不安を抱える若者が、社会と自分の距離感でつながりを育んでいけるよう、若者やその家族が気軽に相談できる体制を整えます。

(1) 未来へ踏み出す若者応援

① 青少年の健全育成

若者が安心感や生きやすさを得られるように、巡回指導や環境浄化活動、教育相談員による教育相談活動を行います。また、インターネットやSNSに起因する問題への対応など、若者が巻き込まれやすいトラブルの防止を目的とした情報等を分かりやすく周知します。

② 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発

子ども・若者が、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を発揮して様々な可能性を広げ、一人一人の人権が尊重され、性の多様性を認め合うために、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の促進を図ります。

③ プレコンセプションケアの推進

男女問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを含め、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援などを推進します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
青少年育成事業（トワイライト事業）	日常生活では体験する機会の少ない異年齢による集団生活体験を通して、相互扶助、協調性、自主性等の寛容に取り組むとともに郷土の良さを再認識できる機会の事業実施に取り組んでいきます。	・教育委員会 生涯学習チーム
青少年健全育成町民会議	総会の実施、研修会への参加等の活動を行います。また、町内夏祭りの夜間補導パトロールを実施しています。	・教育委員会 生涯学習チーム
住宅取得促進助成金	地域経済やまちづくりの重要な担い手である若者の定住促進と地域経済の活性化を図るため、新たに取得した新築住宅、新築建売住宅の所有者に助成金や商品券を交付します。	・政策企画課 政策企画チーム

(2) 若者の社会参加に向けた支援

①若者が気軽に相談できる窓口の設置

悩みや不安を受け止める窓口として、行政相談や心配事相談、こころの相談などに無料で対応する窓口を開設しています。様々な課題を抱える若者のそれぞれの状況に応じて、関係機関が連携して包括的な支援を提供していくことにより、相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる居場所につなげます。

②就労支援

生活全般にわたる困りごとなどの相談に無料で対応するとともに、個人に寄り添った就労準備支援など適切なサポートを行い継続的な支援を推進します。

③若者による社会活動の促進

ボランティアについての啓発講座や、社会とのつながりの大切さに関する講座など、若者の視野が広がるような教育機会を創出し、若者へ積極的に周知するとともに、若者が参加しやすい活動の充実を図ります。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
行政相談及び心配事相談	毎月2回（第2木曜日と第4火曜日）開催しております。行政相談員及び心配事相談員が、行政の仕事や手続き、サービスに関する困りごと、その他の悩みや不安による困りごとに対し、解決に向け対応します。	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課総務チーム ・住民税務課 ・社会福祉協議会
かごしま子ども・若者総合相談センター（県事業）	「学校に行けない」「家から出られない」「働くことが不安（長続きしない）」などで悩んでいる方の自立や社会参加を支援するため、巡回相談会を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課福祉チーム
大隅くらし・しごとサポートセンター	誰もが、その人らしく地域で暮らすことができるよう、専門の相談員が問題の解決に向け一緒に考え、それぞれの状況に応じた生活状況改善プランや就労支援プランなどを作成し、継続的に支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・大隅地域振興局
錦江町青年団	錦江町に住んでいる若者や錦江町内に勤務している若者で構成され、イベントへの参加や清掃活動などのボランティア活動などを行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会生涯学習チーム

(3) 出合いや結婚への支援

若者が自らの主体的な選択により、結婚等の希望をかなえられるように、出合いの機会の提供など、出合いの支援を推進します。

また、これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用の支援等を検討します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
大隅5町での婚活の開催	大隅5町（大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町）で構成する「大隅5町婚活連絡協議会」では婚活イベントを開催しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・政策企画課政策企画チーム

Ⅱ ライフステージを通じた施策

基本目標4 全ての子どもが幸せな状態で成長できるまちづくり

子ども大綱においては、常に子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子どもや若者を権利の主体として認識し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「子どもまんなか社会」を実現していくことを使命として掲げています。

子ども・若者に対して自らが権利の主体であることを広く周知し、子どもの権利に関する理解促進や人権教育の推進、子どもを貧困や虐待から守る取組、多様な遊び場や子どもが活躍できる場の提供等の取組を推進します。

(1) 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

①教育の支援

貧困の世代間連鎖を断ち切るために、就学援助制度や奨学金、貸付等による経済的支援によって学習機会の確保・充実を図るとともに、子どもに対して教育により将来への希望を持つことができるよう、機会あるごとに啓発していきます。

特に取組の必要が高い経済的に困難な世帯に対しては、「貧困の連鎖を教育で断つ」ことを確実に進めるため、学校教育による学力向上、ひとり親家庭や生活困窮者世帯等への学習支援などを行ないます。

②生活の安定に資するための支援

保護者に対しては、生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援や子育てを両立するための生活支援を行います。一方、子どもに対しては、学校における健康教育等の強化を進めるとともに、健康診断や食育の推進などの保健衛生の取組強化を進めます。これらの取組を通じて、家庭における子どもの生活環境の向上を図るため、家庭教育の推進の意識啓発を図っていきます。

③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親家庭に対する資格取得の支援や職業紹介により、安定雇用による就労所得を増加させ、経済的自立による子どもの生活環境の改善につなげます。

④経済的支援

教育費負担の軽減をはじめ、県や町などの各事業主体において、各種手当や就学援助費、貸付金などの現行制度の周知強化等による捕捉率を高めます。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
母子家庭等自立支援給付金	母子・父子家庭の母、父の主体的な能力開発への支援のために、自立支援教育訓練給付金と高等技能訓練促進費があります。受講費用などの一部を支給します。	・介護福祉課 福祉チーム
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等の母、父および児童、父母のいない児童とその児童を養育する者を対象に、健康保険適用分の医療費（医科・歯科・調剤など）が助成されています。所得制限があります。	・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
町就学援助費支給事業	経済的な理由によりお子さんの就学諸費用にお困りの場合、保護者の方に学用品費・給食費などを補助する制度です。	・教育委員会 教育総務チーム
町奨学資金貸付事業	経済的理由によって、高校・大学への進学が困難な生徒に対し、学費等の貸付を行うことにより、安心して進学が出来る環境を目指します。	・教育委員会 教育総務チーム
母子・寡婦福祉資金	母子家庭や寡婦の方が経済的に自立して、安定した生活を送るため、就学支度資金などの福祉資金の貸し付け相談を行っています。	・介護福祉課 福祉チーム
児童扶養手当支給事業（県事業）	離婚などの理由により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している方に対して手当を支給することにより、家庭生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。	・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム

(2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

障がいの有無にかかわらず、安心してともに暮らすことができるよう、地域における障がい児の支援体制の強化や、保育所等における障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するとともに、医療的ケア児など専門的な支援が必要なこどもとその家族を支援するため、関係機関と連携した早期支援や、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援の推進など障がい児施策の充実に努めます。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
特別児童扶養手当（県事業）	重度もしくは中度の身体障がいまたは、知的障がい、精神障がいがある 20 歳未満の在宅の児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方を対象に、手当を支給します。	・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
障害児福祉手当（県事業）	町内に住所がある 20 歳未満の児童で、身体障がい者手帳 1 級及び 2 級の一部並びに、療育手帳の一部に該当する者を対象とし、手当を支給します。	・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
重度心身障害者等医療費助成事業	重度の障害者の方が各種保険法による医療を受けた場合、その自己負担額が助成されます。	・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
障害児保育事業【再掲】	知的障害や発達障害、身体障害などの障がいを抱える児童に対して行う保育のことで、今後も必要に応じて、受け入れを行っていきます。	・介護福祉課 福祉チーム

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
障がい児支援サービス	障がい児支援サービスは、通所などにより障がい特性に合わせた専門的な支援を提供するものです。（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問指導、居宅訪問型児童発達支援の総称）	・介護福祉課 福祉チーム
障害児通所サービス事業	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うものです。	・介護福祉課 福祉チーム
日中一時支援事業	障がい者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練等を行うことを目的とし、障がい者又は障がい児を一時的に預かる事業です。	・介護福祉課 福祉チーム
補装具、日常生活用具の給付	身体上の障がいを補い、身体に必要な機能を獲得するために、補装具の購入・借受け・修理に要する費用を支給します。	・介護福祉課 福祉チーム
校内支援体制の整備	各学校では、計画的に校内教育支援委員会を実施し、障がいのある児童生徒のよりよい教育の場を検討しています。また、気になる児童生徒については、「個別支援計画」を作成し、一人一人の実態に応じた体制の整備に努めています。	・教育委員会 教育総務チーム

(3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

①地域における虐待の早期発見、発生予防の取組の推進

次代を担うこどもたちの生命と人権を守り、こどもの健全な成長・発達にむけて、引き続き児童相談所や関係機関と連携した取組を強化するとともに、地域における虐待の早期発見や発生予防を促進する取組を推進します。

②ヤングケアラーへの支援

本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもを指す「ヤングケアラー」の問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出ているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合があることから、福祉、教育等の関係者が連携し、早期発見や必要な支援につなげるよう努めます。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	・介護福祉課 福祉チーム ・健康保険課 健康増進チーム
母子健診時等における子どもの観察	健診時における子どもの体や心の状態を観察し、子どもからのSOSに対し、目を配るよう努めます。	・健康保険課 健康増進チーム
相談・通報先の周知	広報紙やホームページ等を通じて、虐待に対する相談先や通報先の周知を図ります。	・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
要保護児童対策地域協議会の推進（児童虐待防止ネットワーク）	要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。本町では、児童虐待に関する個別ケース会議を年に数回実施し、要保護児童対策地域協議会を開催して、相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実させ、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みを推進しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム ・健康保険課 健康増進チーム
児童育成支援拠点事業【再掲】	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム

(4) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

①こども・若者が権利の主体であることの普及啓発

こども・若者が権利の主体として、多様な人格・個性として尊重され、権利が保障されるよう、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

②こども・若者や子育て世帯の意見聴取

こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を推進するとともに、こども家庭センターを中心とした、相談体制の充実を図ります。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
道徳教育の充実【再掲】	学習指導要領の目標や内容について、学校教育全体を通じた計画的な展開を図っていきます。学校段階や発達段階に応じた教育活動全体での道徳教育の充実及び教職員の指導力向上等を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
人権同和教育の充実【再掲】	「人権の花」運動の実施や、人権同和教育について家庭教育学級等で研修の機会を提供するなど、差別をなくし明るい社会を築くための取組の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 生涯学習チーム
人権啓発事業	広報誌への掲載やポスター掲示等により、自殺に繋がる要因のひとつである差別やいじめ、暴力、虐待等について町民への人権意識高揚を図り、これらの相談窓口の周知や相談を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税務課 ・住民生活課

(5) 多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり

子ども・若者の健やかな成長の原点である遊びや体験活動について、地域資源を生かした遊びや体験の機会、場の充実を図り、子どもが本来持っている主体性や想像力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「子どもまんなか」の居場所づくりの実現と体験活動等の充実を目指します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
MIRAI塾【再掲】	<p>子どもたちや地域住民が最新技術(IoT/ICT/AI など)やスモールビジネス、まちづくりなどを気軽に学べるワークショップを実施します。</p> <p>また、町内の2つの子ども園等で親子でのSTEAM教育、アニメーターやプログラミングなどの将来の職業選択の一つになるようなワークショップも実施しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 未来づくり課 未来づくりチーム
錦江町MIRAI寺子屋塾【再掲】	<p>地方にいても都市部と変わらない学習機会・選択肢を持てるように、学校で配布されているipadを活用した公営塾を開設しています。小学生(5~6年生)は、英語(英検受験)と算数、中学生は、英語と数学の授業を受講しています。また、1ヶ月に2回程度1対1で外国の方との英会話教室も行い、希望者はプログラミングの勉強も実施しています。</p> <p>なお、令和5年度から小学生も中学生も受講料は無料化となっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 未来づくり課 未来づくりチーム
錦江町高校生用MIRAI寺子屋塾【再掲】	<p>近隣市町村に大学受験をする高校生用の塾が無いことから子どもたちの夢を応援するため、また、子育て支援として高校生用の塾を令和5年度から開設しました。</p> <p>高校1・2年生は2教科で負担金は1ヶ月5,000円、高校3年生は3教科で1ヶ月10,000円の負担金をもらい運営しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 未来づくり課 未来づくりチーム
子ども会活動の育成	<p>子どもたちが自らの手で主体的に実施する事業に引き続き取り組み、事業の計画から実施・運営までの達成感の醸成と自信創出による子ども会会員の意識高揚実現に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 生涯学習チーム
青少年育成事業(トワイライト事業)【再掲】	<p>日常生活では体験する機会あのない少なかった異年齢による集団生活体験を通して、相互扶助、協調性、自主性等の寛容に取り組むとともに郷土の良さを再認識できる機会の事業実施に取り組んでいきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 生涯学習チーム
青少年教育の推進【再掲】	<p>フィールドワーク等を通して、地域に伝わる歴史や伝統芸能、文化、産業、地域の特性等を理解し、郷土を愛し、地域の発展に貢献しようとする少年の育成に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 生涯学習チーム

(6) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

①プレコンセプションケアの推進【再掲】

男女問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを含め、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援などを推進します。

②産前産後の支援の充実と体制強化

希望する全ての方が産後ケア事業を利用することができるよう、提供体制の確保の取組、支援の必要性の高い利用者を受け入れる産後ケア施設への支援の拡充や、妊産婦のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を図ります。

③こども家庭センターの設置

虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、包括的な相談支援体制の強化を図るため、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
産後ケア事業【再掲】	育児支援を特に必要とする赤ちゃんと産後のお母さんが少しでも安心して過ごせるよう、赤ちゃんのお世話から産後のお母さんの体の気がかりまで、それぞれの状態に合わせたケア（来所型・訪問型・宿泊型）を行うための費用を一部助成します。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 住民生活課
産婦人科オンライン【再掲】	妊娠中や出産後の悩みを産婦人科医・助産師に LINE や電話で気軽に無料相談できる事業です。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
日曜・祝祭日及び夜間当番医【再掲】	肝属郡医師会、肝属郡薬剤師会の協力を得て、日曜・祝祭日の当番医制を行います。夜間については、大隅広域夜間急病センターで対応します。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課 健康増進チーム
子ども医療費助成事業	錦江町に住所があり、0歳から高校3年生までのお子さんが病気やケガで健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費（自己負担分）を町が助成する制度です。ただし、各保険から給付される高額療養費、家族療養附加給付金等を除いた金額を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険課
こども家庭センターの設置【再掲】	こども家庭センターを設置することにより、従前の子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点が果たしてきた機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援、子どもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を提供することを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉課 福祉チーム 健康保険課 健康増進チーム

Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策

基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康で自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

① 出産・子育て応援給付支援

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型の相談支援」と、育児関連用品の購入や子育て支援サービスに利用できる「経済的支援」を一体として実施します。

② 児童手当の支給拡大

国の「こども未来戦略」に基づき、令和6年10月から高校生の年代まで支給期間を延長するとともに、所得制限を撤廃し、多子加算の増額などの拡充を行っています。

③ こども医療費の助成

こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健康増進と健やかな育成に寄与するため、0歳から高校3年生までのこども医療費の全額支援（無償化）を継続します。

④ 幼児教育・保育の負担軽減

幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図り、全てのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
出産おめでとう祝い金	育児に係る経済的負担を少しでも軽減することを目的に、新生児を養育する保護者の方に一人につき10万円を支給しています。	・健康保険課 健康増進チーム
児童手当	0歳～高等学校卒業まで（18歳になった後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方を対象とし、手当を支給します。	・介護福祉課 福祉チーム

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
子ども医療費助成事業【再掲】	錦江町に住所があり、0歳から高校3年生までのお子さんが病気やケガで健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費（自己負担分）を町が助成する制度です。ただし、各保険から給付される高額療養費、家族療養附加給付金等を除いた金額を助成します。	・健康保険課
幼児教育無償化事業（新制度未移行幼稚園）	国の幼児教育・保育の無償化に伴い、制度の見直しを行い、子育て支援施策を展開します。	・教育委員会 教育総務チーム
保育所・幼稚園の副食費助成	幼児教育・保育の無償化の対象とならない副食費について、錦江町独自の助成を実施しています。	・介護福祉課 福祉チーム
保育所等給食支援事業	物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った給食等の実施が確保されるよう、保育所等に対して必要な経費を支援しています。	・介護福祉課 福祉チーム
放課後児童クラブ利用料支援事業	放課後児童クラブを利用する保護者等の経済的負担を軽減することにより、子育てと社会参画が両立できる環境づくりを推進します。	・介護福祉課 福祉チーム
住宅リフォーム促進事業	町民の方が自分で住んでいる住宅の改修工事を行う際、経費の一部を補助する制度です。	・政策企画課 政策企画チーム

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

①こども家庭センターの設置【再掲】

虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、包括的な相談支援体制の強化を図るため、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置します。

②多様化する教育・保育ニーズへの対応【再掲】

就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、預かり保育、延長保育等の充実に向けた取組を行うとともに、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の実施や、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業などの取組を推進します。

③家庭教育支援の推進

保護者が家庭において、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶ機会の提供や、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、相談支援の拡充など保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

④子育てしやすい環境の推進

こどもが安心して遊べる安全で快適な公園の維持や、身近な遊び場における親同士・地域住民の交流機会を創出します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
こども家庭センターの設置【再掲】	こども家庭センターを設置することにより、従前の子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点が果たしてきた機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援、子どもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を提供することを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム ・健康保険課 健康増進チーム
かごしま子育て支援パスポート事業（県事業）	かごしま子育て支援パスポート協賛店舗に参加している店舗や施設で、子育て家庭に割引や特典などのサービスを受けることができる事業です。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険課 健康増進チーム ・住民生活課 民生チーム
時間外保育事業(延長保育・休日保育)【再掲】	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。本町において、休日保育は1箇所で開催しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム
一時預かり事業【再掲】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点等で一時的に預かる事業です。本町では、4箇所で開催しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本町では、2箇所の保育所に併設された地域子育て支援センターにより様々な子育ての情報の発信をはじめ、充実した活動支援を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム
子育てサークルの育成支援	子育て支援センターにおいて親同士が相談できる場の提供と、解決につながる支援を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本町では現在会員組織がなく、事業を実施していませんが、必要に応じて事業の検討を行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム
家庭教育学級の充実	各町内小中学校で1学級ずつ、町全体で5学級の家庭教育学級に、自主的な運営を依頼しています。学級のさらなる充実に向けて、体制の整備を推進します。家庭教育に関する研修会の内容を工夫充実させ、家庭教育を支援する人材の養成と資質向上を図り、地域での活動の場が創出されるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 生涯学習チーム
児童公園等の整備・充実	児童公園について、年間を通して草刈りや清掃を行い、町民が使いやすい環境を整えています。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉課 福祉チーム

(3) 共働き・子育ての推進等

①子育てと仕事の両立支援への啓発

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。

②男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないよう、男女共同参画についての正しい理解の浸透に向け、様々な世代における広報啓発に取り組みます。

③子育てと仕事を両立しやすい環境づくり

親が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、希望する全ての方が認定こども園や保育園、児童クラブ等を利用することができるよう、提供体制の確保に取り組みます。また、様々な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実等の取組を推進します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
保育所の優先入所	保育所の優先入所については、待機児童がいないことから実施していません。今後、必要性がある場合に検討することとします。	・介護福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
男女共同参画の推進	町主催の行事において男女共同参画を推進する掲示物やリーフレットの展示コーナーを設けて啓発活動を行っています。また、令和6年度は基本計画を策定し、今後も男女共同参画を推進していきます。	・総務課 総務チーム
父親の家庭教育参加の促進	家庭教育学級において、父親向けの学習について他市町の実践例といった具体的な情報を各校へ提供し、実施を促します。	・教育委員会 生涯学習チーム

第6章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画）

1 教育・保育提供区域と量の見込みの設定について

(1) 提供区域の設定について

子ども・子育て支援法第 61 条において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本町では、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、町全域（1 区域）で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

(2) 量の見込みを算出する事業

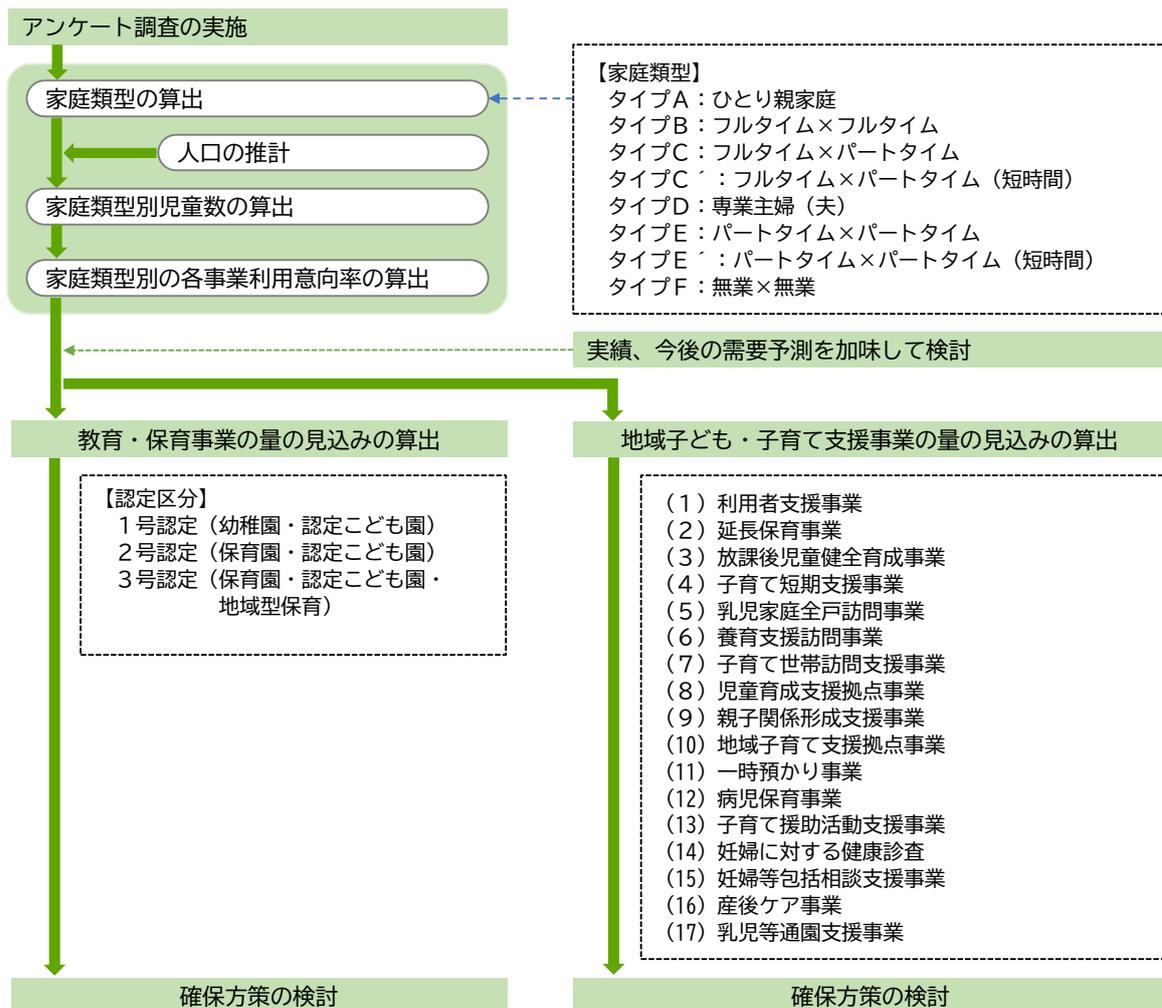
国から示された、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」（以下、「国の手引き」という。）に基づき、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」の算出を行います。

教育・保育	
1	子ども・子育て支援法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（1 号認定）
2	子ども・子育て支援法第 19 条 2 号及び第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（2 号認定、3 号認定）
地域子ども・子育て支援事業	
1	利用者支援に関する事業
2	時間外保育事業
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業
5	乳児家庭全戸訪問事業
6	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	一時預かり事業
9	病児保育事業
10	子育て援助活動支援事業
11	妊婦に対して健康診査を実施する事業
12	産後ケア事業
13	乳児等通園支援事業

(3) 量の見込みと確保の内容の検討

国の指針に基づき、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和7年度からの5年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととなっています。本町では、令和6年度に実施したニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを総合的に判断し、量の見込みを設定しました。

量の見込みの算出手順



認定区分

区分	1号	2号	3号
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定以外の子ども	保護者の就労又は疾病その他内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用定員を設定可能な施設	幼稚園、認定こども園	保育園、認定こども園	
		地域型保育事業	

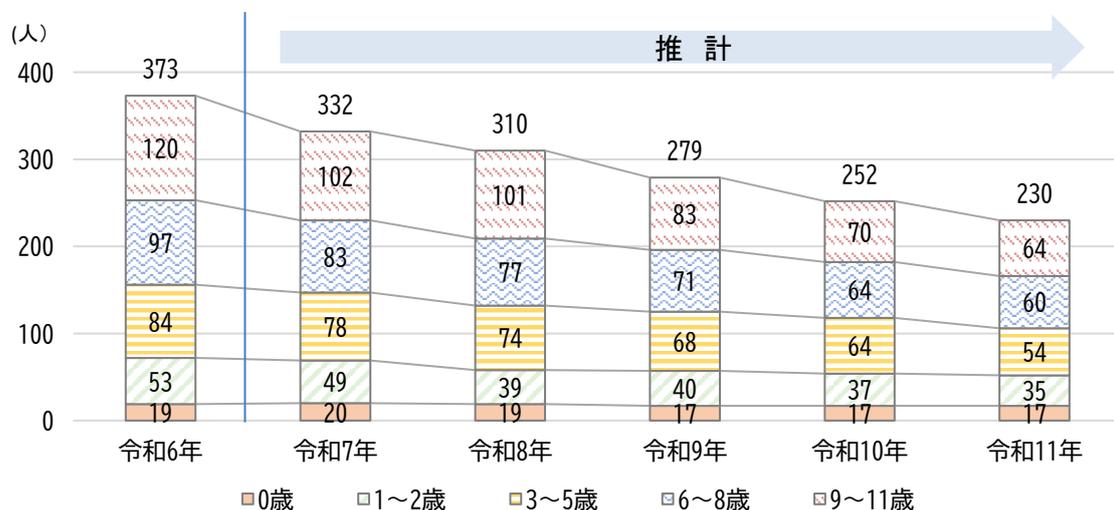
(4) 推計児童数の算出

国の算出手引きに基づき、量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和 7～11 年度までの人口推計は、令和 2～6 年の住民基本台帳をもとに、※コーホート変化率法により算出しました。

※コーホート変化率法とは、ある一定期間における人口の変化率に着目し、その間の人口変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。

単位：人

	実績	推計				
	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
0 歳	19	20	19	17	17	17
1 歳	28	18	19	18	16	16
2 歳	25	31	20	22	21	19
3 歳	24	23	28	18	19	18
4 歳	32	24	23	28	18	19
5 歳	28	31	23	22	27	17
6 歳	26	25	28	20	19	23
7 歳	34	26	25	28	20	19
8 歳	37	32	24	23	25	18
9 歳	42	35	30	23	22	24
10 歳	28	40	33	28	21	20
11 歳	50	27	38	32	27	20
合計	373	332	310	279	252	230



2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し、令和7年度から令和11年度までの教育・保育事業の量の見込み及び確保方策を以下のとおり設定します。

1年目 (令和7年度)	1号認定+ 2号認定(教育ニーズ)			2号認定 (保育ニーズ)	3号認定			
	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	合計		0歳	1歳	2歳	合計
①量の見込み	35人	6人	41人	23人	8人	14人	26人	48人
②確保方策(利用定員数)	55人			62人	17人	21人	20人	58人
認定こども園	55人			62人	17人	21人	20人	58人
②-①過不足	14人			39人	9人	7人	-6人	10人

※令和7年度における、2歳児の確保方策の不足については、弾力的運用で対応します。

2年目 (令和8年度)	1号認定+ 2号認定(教育ニーズ)			2号認定 (保育ニーズ)	3号認定			
	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	合計		0歳	1歳	2歳	合計
①量の見込み	33人	6人	39人	22人	8人	15人	17人	40人
②確保方策(利用定員数)	55人			62人	17人	21人	20人	58人
認定こども園	55人			62人	17人	21人	20人	58人
②-①過不足	16人			40人	9人	6人	3人	18人

3年目 (令和9年度)	1号認定+ 2号認定(教育ニーズ)			2号認定 (保育ニーズ)	3号認定			
	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	合計		0歳	1歳	2歳	合計
①量の見込み	30人	6人	36人	20人	7人	14人	18人	39人
②確保方策(利用定員数)	55人			62人	17人	21人	20人	58人
認定こども園	55人			62人	17人	21人	20人	58人
②-①過不足	19人			42人	10人	7人	2人	19人

4年目 (令和10年度)	1号認定+ 2号認定(教育ニーズ)			2号認定 (保育ニーズ)	3号認定			
	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	合計		0歳	1歳	2歳	合計
①量の見込み	29人	5人	34人	19人	7人	13人	17人	37人
②確保方策(利用定員数)	55人			62人	17人	21人	20人	58人
認定こども園	55人			62人	17人	21人	20人	58人
②-①過不足	21人			43人	10人	8人	3人	21人

5年目 (令和11年度)	1号認定+ 2号認定(教育ニーズ)			2号認定 (保育ニーズ)	3号認定			
	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	合計		0歳	1歳	2歳	合計
①量の見込み	24人	4人	28人	16人	7人	13人	15人	35人
②確保方策(利用定員数)	55人			62人	17人	21人	20人	58人
認定こども園	55人			62人	17人	21人	20人	58人
②-①過不足	27人			46人	10人	8人	5人	23人

(2) 保育利用率の設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」に係る各年度の目標値を定めることとされています。本町においては、以下の通り設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①3歳未満推計人数	69人	58人	57人	54人	52人
②3歳未満量の見込み	48人	40人	39人	37人	35人
③3歳未満利用定員数	58人	58人	58人	58人	58人
④保育所等利用割合(②÷①)	69.6%	69.0%	68.4%	68.5%	67.3%
⑤保育利用率(③÷①)	84.1%	100.0%	101.8%	107.4%	111.5%

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

基本型

○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。

【利用者支援】→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

【地域連携】→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域に必要な社会資源の開発等を行う。

※ 令和6年度以降、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が上記に含まれる。

【職員配置】専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）
※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

【職員配置】専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

こども家庭センター型

○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

【職員配置】

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

【確保の方針】

情報提供を行う窓口として地域子ども子育て支援拠点事業1箇所と役場窓口（本庁・支所）を検討します。また、単なる情報提供の場ではなく、子育てニーズを把握し、関係機関と連携、調整、活動情報の提供や発信など、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。

【基本型・特定型】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
② 確保方策（箇所）	1	1	1	1	1
過不足②-①	0	0	0	0	0

【こども家庭センター型】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
② 確保方策（箇所）	1	1	1	1	1
過不足②-①	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業(時間外保育事業)

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

【確保の方針】

現在、本町では3箇所において実施しています。

保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を今後も継続します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人日)		4,677	4,199	3,977	3,754	3,372
確保方策	②(人日)	4,677	4,199	3,977	3,754	3,372
	施設数	3	3	3	3	3
過不足②-①		0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保の方針】

現在、本町では4箇所において実施しており、今後も継続して実施します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	1年生	14	14	12	10	10
	2年生	16	16	14	12	11
	3年生	14	13	11	10	9
	4年生	11	10	9	8	7
	5年生	4	3	3	3	2
	6年生	1	1	1	1	1
	低学年計	44	43	37	32	30
	高学年計	15	15	13	11	11
	①合計	60	58	50	44	40
	確保方策 (人)	1年生	14	14	12	10
2年生		16	16	14	12	11
3年生		14	13	11	10	9
4年生		11	10	9	8	7
5年生		4	3	3	3	2
6年生		1	1	1	1	1
低学年計		44	43	37	32	30
高学年計		15	15	13	11	11
②合計		60	58	50	44	40
過不足②-①		0	0	0	0	0
実施箇所数		4	4	4	4	4

(4) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

<p>(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。</p> <p>【対象者】 次の事由に該当する家庭のこども又は親子等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上的の事由 ○ 出産、看護、事故など家庭養育上の事由 ○ 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由 ○ 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合 ○ 保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合 ○ 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合 	<p>(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童 ○ 保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
--	--

【確保の方針】

ショートステイについては、本町及び支所の2箇所を窓口として、児童相談所や近隣市等の関係機関（社会福祉法人林愛会 児童養護施設 大隅学舎（鹿屋市）、社会福祉法人潤心会 児童養護施設 かのや乳児院（鹿屋市））と連携し対応を行います。トワイライトステイについては、現在本町での実施はありません。適宜、住民ニーズを把握し、必要に応じて事業の検討を行います。

【ショートステイ】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）		0	0	0	0	0
確保方策	②（人）	0	0	0	0	0
	施設数	2	2	2	2	2
過不足②-①		0	0	0	0	0

【トワイライトステイ】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）		0	0	0	0	0
確保方策	②（人）	0	0	0	0	0
	施設数	0	0	0	0	0
過不足②-①		0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【確保の方針】

現在の事業実施体制でも量の見込みを受け入れることは可能となっており、事業を継続して実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	20	19	17	17	17
② 確保方策（人）	20	19	17	17	17
過不足②-①	0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、教育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な教育の実施を確保する事業です。

【確保の方針】

現在の事業実施体制でも量の見込みを受け入れることは可能となっており、事業を継続して実施します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）		2	2	2	2	2
確保方策	②（人）	2	2	2	2	2
	対応箇所数	1	1	1	1	1
過不足②-①		0	0	0	0	0

(7) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供や家事・育児に関する援助等を行う事業です。

【確保の方針】

地域での子育て支援を推進するうえで重要な事業であり、適宜、住民ニーズを把握し、必要に応じて事業の検討を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
② 確保方策（人日）	0	0	0	0	0
過不足②-①	0	0	0	0	0

(8) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

教育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

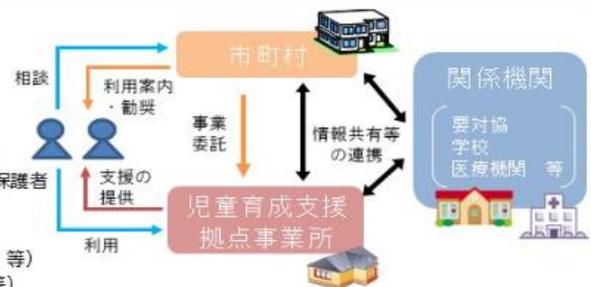
2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援（地域の実情に応じて実施）



【確保の方針】

新たに1箇所開設予定であり、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るため、課題を抱える児童に対して居場所の提供を行い、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に実施して参ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	10	10	10	10	10
② 確保方策（人）	10	10	10	10	10
過不足②-①	0	0	0	0	0

(9) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

【確保の方針】

適宜、住民ニーズを把握し、必要に応じて事業の検討を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	0	0	0	0	0
② 確保方策（人）	0	0	0	0	0
過不足②-①	0	0	0	0	0

(10) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村（特別区を含む。） （社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（加算） 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合には、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して別途加算を行う</p> <p>・出張ひろばの実施（加算） 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に外向き、出張ひろばを開設</p> <p>・地域支援の取組の実施（加算）※ ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。</p> <p>・配慮が必要な子育て家庭等への支援（加算） 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う</p> <p>・研修代替職員配置（加算） 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う</p> <p>・育児参加促進講習の休日実施（加算） 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う</p>	<p>①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する職員等のバックアップを受けて効率的かつ効果的に実施</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施（加算） 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p> <p>・配慮が必要な子育て家庭等への支援（加算） 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う。</p> <p>・研修代替職員配置（加算） 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う</p> <p>・育児参加促進講習の休日実施（加算） 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う</p>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6日、週7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

【確保の方針】

地域子育て支援拠点事業の確保方策は、既存施設で十分対応可能であることから、今後も現状体制（2箇所実施）を確保します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人回/月）		283	265	231	225	216
確保方策	②（人回/月）	283	265	231	225	216
	箇所数	2	2	2	2	2
過不足②-①		0	0	0	0	0

（11）一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【確保の方針】

幼稚園型は2箇所、幼稚園型を除く一時預かり事業についても2箇所で開催しており、今後も継続して実施します。保護者の一時的な保育負担の軽減などのサービスが求められており、錦江町内において一時預かりの拡充に努めます。

【幼稚園型】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定（人日）	5,902	5,615	5,183	4,895	4,031
	2号認定（人日）	1,569	1,492	1,378	1,301	1,072
	① 計	7,471	7,107	6,560	6,196	5,102
確保方策	②（人日）	7,471	7,107	6,560	6,196	5,102
	施設数	2	2	2	2	2
過不足②-①		0	0	0	0	0

【幼稚園型を除く】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）		152	137	129	122	110
確保方策	②（人日）	152	137	129	122	110
	施設数	2	2	2	2	2
過不足②-①		0	0	0	0	0

(12) 病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、保護者の子育てと就労の両立を支援する点から、病児・病後児保育のニーズは高まっており、保育関係者、医療関係者も含めた対応を検討し、安心な医療体制に努めます。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み（人日）		0	0	0	0	0
確保 方策	②（人日）	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0
過不足②-①		0	0	0	0	0

(13) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後の事業実施においては、ニーズの把握を行いながら必要に応じて検討して参ります。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み（人日）		0	0	0	0	0
確保 方策	②（人日）	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0
過不足②-①		0	0	0	0	0

(14) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保の方針】

本庁・支所において、母子健康手帳交付時に受診券を配布するとともに、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図り、医療機関受診を促進します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人）	19	17	17	17	15
② 確保方策（人）	19	17	17	17	15
過不足②-①	0	0	0	0	0

(15) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

【確保の方針】

こども家庭センターを中心とした支援体制を構築し、事業を実施して参ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（回）	60	57	51	51	51
② 確保方策（回）	60	57	51	51	51
過不足②-①	0	0	0	0	0

(16) 産後ケア事業

【事業概要】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)

◆ 実施方法・実施場所等

- (1)「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2)「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3)「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

【確保の方針】

子ども家庭センターを中心とした支援体制を構築し、事業を実施して参ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(人日)	20	20	20	20	20
② 確保方策(人日)	20	20	20	20	20
過不足②-①	0	0	0	0	0

(17) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業概要】

すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない支援を強化するため、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に、保育所等を利用できる事業です。

【確保の方針】

本町では令和8年度より実施します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳児(人日)	0	1	1	1	1
	1歳児(人日)	0	1	1	1	1
	2歳児(人日)	0	1	1	1	1
	① 計	0	3	3	3	3
確保方策	0歳児(人日)	0	1	1	1	1
	1歳児(人日)	0	1	1	1	1
	2歳児(人日)	0	1	1	1	1
	② 計	0	3	3	3	3
過不足②-①		0	0	0	0	0

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園、幼稚園、保育所等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費及び給食費等を助成する事業です。

【確保の方針】

現在、本町では1箇所において実施しており、今後も継続して実施します。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園等の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後も引き続きニーズの把握に努め、事業の実施については必要に応じて検討を行います。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

社会のあらゆる分野における構成員が、保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するため、各々の役割を果たすことが求められています。

こうした中、幼稚園、保育所、認定こども園等における学校教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担うものであるとともに、地域子ども・子育て支援事業は、未利用者やその保護者への支援も含め、多様な子育てニーズに対応し、教育・保育施設や地域型保育事業等と相まって、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの役割を担います。

このため、本町において、教育・保育の計画的な提供や質の向上のための支援を行うとともに、関係機関の連携や関連施策の連携を図り、地域の子育て支援を推進します。

また、保育所の入退所など、町への各種申請に係る手続きのオンライン化を推進し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

家庭・地域・事業者・行政等が一体となった子育て環境づくりのため、家庭における養育力の向上や、事業者、地域等に対する子育て支援の普及啓発などに取り組むとともに、地域の人材の活用など、地域との連携の充実に取り組みます。

(2) 教育・保育の質の向上

幼稚園、保育所と小学校が子どもの実態や教育内容についての相互理解を深めるための体制づくりを整備するとともに、課題解決に向け、一人一人の心身の健康と発達を情報共有するなど、よりよい連携体制の構築を図り、教育・保育施設から小学校へのスムーズな移行ができるような環境づくりに努めます。

また、個々の幼児・児童の状況に対応した人材の確保など、支援のあり方を検討します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。また、広報誌や町ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配付により、制度や申請手続についての周知に努めます。

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督にあたっては、県と必要な情報を共有し、協働で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

第7章 放課後児童対策

国においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定しました。また、平成30年9月には、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を盛り込んだ「新・放課後子ども総合プラン」が示され取組を推進して参りましたが、「新・放課後子ども総合プラン」については令和5年度末で終了し、引き続き令和6年度末まで「放課後児童対策パッケージ」での取り組みが推進されています。

本町においては、「放課後児童対策パッケージ」終了後も、放課後児童対策の推進にあたっては、国の動向を踏まえながら、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な又は連携による実施についても検討していきます。また、確保方策については、小学校の余裕教室の活用の検討など、町の教育部門と福祉部門が連携し事業実施について協議していきます。

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

① 放課後児童クラブ

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学年ごとの量の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対応する体制の確保に取り組めます。放課後児童クラブについては、令和6年度現在、町内4箇所で行っています。

<放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）量の見込み：再掲>

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	1年生	14	14	12	10	10
	2年生	16	16	14	12	11
	3年生	14	13	11	10	9
	4年生	11	10	9	8	7
	5年生	4	3	3	3	2
	6年生	1	1	1	1	1
	低学年計	44	43	37	32	30
	高学年計	15	15	13	11	11
	①合計	60	58	50	44	40
	確保方策 (人)	1年生	14	14	12	10
2年生		16	16	14	12	11
3年生		14	13	11	10	9
4年生		11	10	9	8	7
5年生		4	3	3	3	2
6年生		1	1	1	1	1
低学年計		44	43	37	32	30
高学年計		15	15	13	11	11
②合計		60	58	50	44	40
過不足②-①		0	0	0	0	0
実施箇所数		4	4	4	4	4

② 放課後子ども教室

本町においては、放課後子ども教室を現在実施しておらず、本計画期間における具体的な実施予定もないため、目標量を定めていません。

(2)放課後子ども教室の実施計画

事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて、放課後子ども教室の実施について検討します。

(3)連携型、校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

連携型、校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、現在放課後子ども教室を実施していないため、目標を定めていませんが、今後、保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携が図れる体制の整備を検討します。

《参考》放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼びます。
また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、「校内交流型」と呼びます。

(4)放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

放課後子ども教室においては、特別教室や図書室、体育館、校庭等の多様なスペースを一時的に利用して、放課後子ども教室に放課後児童クラブが参加し、共通のプログラムを実践できるよう検討していきます。

学校に対しては、事業の実施主体である教育委員会と福祉部局の担当者が個別に各小学校を訪問など、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等についての説明により、理解を促すとともに、放課後子ども教室実施における特別教育、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進します。

(5)放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、教育委員会と福祉部局が連携を深め、関係各機関との間で共通理解や情報共有を図り、協議を行っていきます。

(6)特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応

特別な配慮を必要とする児童が不利益を被ることがないように、関係機関と連携して、それらの子どもを受け入れることができる体制の確保を図ります。

(7)事業の質の向上に関する具体的な方策

学校関係者と放課後児童クラブ、放課後子ども教室及び福祉部局・団体との間で情報を共有し、地域に根差した居場所づくりを推進していきます。

第8章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

こども大綱に基づく、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上は、福祉分野に留まらず、保健、医療、教育、商工労働、防災・防犯、まちづくり分野など広範囲にわたります。また、若者の自立促進やこどもの貧困対策などの新たな課題に対する施策においても、行政のみならず、教育・保育事業者、学校、事業所、住民のそれぞれとの連携が重要です。

本人、家庭や地域、教育、保育関係機関、NPOや活動団体、企業、行政それぞれが、こどもの健全育成や若者の自立支援、子育て支援に対し、果たすべき役割を認識し互いに協力しながら、「こどもまんなか社会」に向けて様々な施策を計画的、総合的に推進します。また、こども、若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりに住民及び企業等の参加、参画を推進します。

2 計画の進捗管理

本計画の着実な実行のため、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。

進捗を確認するに当たっては「錦江町子ども・子育て会議」で点検・評価を行います。

こども計画の内容については、住民ニーズや社会情勢、国における制度改正等を踏まえ、必要に応じて取組の充実や見直しを図ります。

【PDCA サイクルに基づく進捗評価】

